

水俣市議会会議録

平成25年9月第3回定例会（8月30日招集）

水俣市議会事務局

平成25年9月第3回定例会（8月30日招集）会期日程表

(会期 8月30日から9月19日まで21日間)

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	31日	土	休 会	休 会	市の休日（土曜日）
3	9月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査
8	6日	金			議案調査
9	7日	土			市の休日（土曜日）
10	8日	日			市の休日（日曜日）
11	9日	月			議案調査
12	10日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（渕上道昭君、緒方誠也君、西田弘志君） (質疑通告正午まで)
13	11日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（塙崎信介君、野中重男君、田口憲雄君）
14	12日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君） 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会	委員会
16	14日	土	休 会	休 会	市の休日（土曜日）
17	15日	日			市の休日（日曜日）
18	16日	月			市の休日（敬老の日）
19	17日	火	——	委員会	委員会
20	18日	水	——	休 会	議事整理日
21	19日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成25年8月30日（金）	——1日目——	
出欠席議員		1～1
事務局職員出席者		1
説明のため出席した者		1
議事日程第1号		2
開　会		2
開　議		2
諸般の報告		2
日程第1　会議録署名議員の指名について		3
日程第2　会期の決定について		3
議案上程		4
日程第3　議第65号　水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例の制定について		5
日程第4　議第66号　水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について		9
日程第5　議第67号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		11
日程第6　議第68号　水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定に について		12
日程第7　議第69号　水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する條 例の制定について		14
日程第8　議第70号　水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に について		14
日程第9　議第71号　水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について		14
日程第10　議第72号　平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）		15
日程第11　議第73号　平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		18
日程第12　議第74号　平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		18
日程第13　議第75号　平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）		19
日程第14　議第76号　平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）		20
日程第15　議第77号　平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）		20
日程第16　議第78号　字区域の変更について		21
日程第17　議第79号　平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について		22

日程第18 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	1～26
市長の提案理由説明	28
散　　会	31

平成25年9月10日（火）――2日目――

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開　　議	2
日程第1 一般質問	2
○渕上道昭君の質問	3
1 木質バイオマス発電事業所建設について	3
2 不法投棄について	3
3 窓口対応について	3
4 教育問題について	3
市長の答弁	4
副市長の答弁	4
○渕上道昭君の再質問	5
副市長の答弁	5
○渕上道昭君の再々質問	6
副市長の答弁	7
福祉環境部長の答弁	7
○渕上道昭君の再質問	8
福祉環境部長の答弁	9
○渕上道昭君の再々質問	9
福祉環境部長の答弁	9
市長の答弁	10
○渕上道昭君の再質問	10
市長の答弁	11
○渕上道昭君の再々質問	12

副市長の答弁	2～13
教育長の答弁	13
○渕上道昭君の再質問	15
教育長の答弁	16
○渕上道昭君の再々質問	18
教育長の答弁	18
休憩・開議	19
○緒方誠也君の質問	19
1 再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況について	19
2 ごみゼロ施策（ゼロ・ウェイスト）の取り組み状況について	19
3 平均寿命について	19
4 学校問題について	19
5 誘致企業立地促進補助金について	20
市長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
○緒方誠也君の再質問	21
副市長の答弁	22
○緒方誠也君の再々質問	24
副市長の答弁	24
福祉環境部長の答弁	25
○緒方誠也君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	27
○緒方誠也君の発言	27
福祉環境部長の答弁	28
○緒方誠也君の再質問	29
福祉環境部長の答弁	29
○緒方誠也君の再々質問	30
福祉環境部長の答弁	31
教育長の答弁	31
○緒方誠也君の再質問	33
教育長の答弁	34
○緒方誠也君の再々質問	35

教育長の答弁	2～35
市長の答弁	36
○緒方誠也君の発言	37
休憩・開議	37
○西田弘志君の質問	37
1 水銀に関する水俣条約外交会議について	38
2 教育問題について	39
3 都市再生整備計画と観光施策について	39
4 グリーンスポーツみなまたについて	39
5 消費者行政について	39
6 木質系バイオマス発電について	39
市長の答弁	39
○西田弘志君の再質問	41
市長の答弁	42
○西田弘志君の発言	43
教育長の答弁	43
○西田弘志君の再質問	45
教育長の答弁	46
○西田弘志君の発言	47
産業建設部長の答弁	47
○西田弘志君の再質問	48
産業建設部長の答弁	48
教育長の答弁	49
○西田弘志君の再質問	50
教育長の答弁	51
○西田弘志君の発言	51
産業建設部長の答弁	51
○西田弘志君の再質問	52
産業建設部長の答弁	52
○西田弘志君の再々質問	53
産業建設部長の答弁	53
副市長の答弁	54

○西田弘志君の発言	2～54
副市長の発言	56
散　　会	56

平成25年9月11日（水）――3日目――

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開　　議	2
諸般の報告	2
日程第1　一般質問	3
○塩崎信介君の質問	3
1 古紙リサイクル事業について	3
2 木質バイオマス発電事業について	3
3 職員の業務に対する責任について	4
市長の答弁	4
○塩崎信介君の再質問	6
市長の答弁	8
休憩・開議	9
市長の答弁（続）	9
○塩崎信介君の再々質問	10
副市長の答弁	10
休憩・開議	11
市長の答弁	12
副市長の答弁	12
○塩崎信介君の再質問	12
副市長の答弁	14
○塩崎信介君の再々質問	15
副市長の答弁	16
総務企画部長の答弁	17
○塩崎信介君の再質問	18

総務企画部長の答弁	3～19
○塩崎信介君の発言	20
休憩・開議	20
○野中重男君の質問	20
1 水俣病について	21
2 水銀に関する水俣条約外交会議について	21
3 川内原発の事故を想定した対応について	21
4 携帯電話中継基地局建設について	21
市長の答弁	21
福祉環境部長の答弁	22
○野中重男君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	24
○野中重男君の再々質問	24
福祉環境部長の答弁	25
市長の答弁	25
福祉環境部長の答弁	25
市長の答弁	26
○野中重男君の再質問	27
市長の答弁	28
○野中重男君の再々質問	28
市長の答弁	29
総務企画部長の答弁	29
○野中重男君の再質問	31
総務企画部長の答弁	31
○野中重男君の再々質問	32
総務企画部長の答弁	33
農業委員会事務局長の答弁	34
総務企画部長の答弁	35
○野中重男君の再質問	35
農業委員会事務局長の答弁	36
総務企画部長の答弁	36
○野中重男君の再々質問	36

総務企画部長の答弁	3～39
休憩・開議	39
○田口憲雄君の質問	39
1 グランドデザインの構築について	40
(1) 今後のまちづくりの方向性について	
(2) まちの基盤について	
(3) インフラ整備としてのアクセス道路について	
2 公共施設の建てかえ問題について	40
3 組織機構について	41
(1) 組織の統廃合について	
4 就労人口の増加支援について	41
(1) 産業支援対策について	
(2) 医療・福祉従事者の育成について	
市長の答弁	41
○田口憲雄君の再質問	44
市長の答弁	44
○田口憲雄君の再々質問	46
市長の答弁	46
総務企画部長の答弁	47
○田口憲雄君の再質問	48
総務企画部長の答弁	48
○田口憲雄君の再々質問	49
総務企画部長の答弁	49
産業建設部長の答弁	50
○田口憲雄君の再質問	50
総務企画部長の答弁	51
○田口憲雄君の再々質問	51
産業建設部長の答弁	52
総務企画部長の答弁	52
副市長の答弁	53
○田口憲雄君の再質問	54
副市長の答弁	54

市長の答弁	3～55
○田口憲雄君の再々質問	56
副市長の答弁	56
市長の答弁	56
散　　会	57

平成25年9月12日（木）――4日目――

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願文書表	3
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　一般質問	3
○川上紗智子君の質問	4
1 TPPについて	4
2 中学生までの医療費助成について	4
3 水俣市の療育体制について	4
4 九州新幹線騒音・振動被害問題について	5
市長の答弁	5
総務企画部長の答弁	5
○川上紗智子君の再質問	7
総務企画部長の答弁	7
○川上紗智子君の発言	8
福祉環境部長の答弁	8
○川上紗智子君の再質問	9
福祉環境部長の答弁	10
○川上紗智子君の再々質問	10
市長の答弁	11
福祉環境部長の答弁	11

○川上紗智子君の再質問	4～13
休憩・開議	15
福祉環境部長の答弁	15
教育長の答弁	16
○川上紗智子君の再々質問	16
休憩・開議	17
教育長の答弁	18
市長の答弁	18
市長の答弁	18
○川上紗智子君の再質問	19
市長の答弁	20
○川上紗智子君の再々質問	20
市長の答弁	21
休憩・開議	21
質疑	21
日程第2 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第3 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第4 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第5 議第68号 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定 について	22
日程第6 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第7 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
日程第8 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第9 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	23
日程第10 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	23
日程第11 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23
日程第12 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	23
日程第13 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	24
日程第14 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	24

日程第15 議第78号 字区域の変更について	4 ~ 24
日程第16 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について	24
日程第17 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	24
議案上程	25
日程第18 議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	25
日程第19 議第82号 平成24年度水俣市一般会計決算認定について	26
日程第20 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	30
日程第21 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	33
日程第22 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	34
日程第23 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	36
市長の提案理由説明	38
休憩・開議	39
質疑	39
委員会付託	39
日程第24 特別委員会の設置について	39
休憩・開議	40
正副委員長互選結果の報告	40
散会	41

平成25年9月19日（木） —— 5日目 ——

出欠席議員	5 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体 制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情についてまで16件に 関する委員会の審査報告	4

○総務産業委員長の報告	5～4
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	10
委員長報告に対する質疑	14
討 論	14
○西田弘志君の反対討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	14
○塩崎信介君の賛成討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	16
○谷口眞次君の反対討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	17
○江口隆一君の賛成討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	18
○野中重男君の反対討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	19
○高岡利治君の賛成討論（議第72号修正案及び議第81号修正案）	20
採 決	21
日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	23
採 決	24
閉会中継続審査・調査申出書	24
議案上程	25
日程第18 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について	26
日程第19 意見第2号 地方税財源の充実確保を求める意見書について	26
日程第20 意見第3号 森林吸収源及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について	27
市長の提案理由説明（議第87号）	28
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第2号）	28
○議会運営副委員長の提案理由説明（意見第3号）	30
質 疑	31
討 論	31
採 決	31
日程第21 議員派遣について	32
採 決	32
閉 会	32

平成25年8月30日

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

- 1、平成25年8月30日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。
 - 1、平成25年8月30日午前10時0分水俣市議會議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。
 - 1、平成25年9月19日午前11時16分水俣市議會議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。
-

平成25年8月30日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時17分 散会

(出席議員) 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塩崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	渕上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5人

事務局長(田畠純一君)	次長(榮永尚子君)
主幹(岡本広志君)	主幹(深水初代君)
書記(山口礼浩君)	

(説明のため出席した者) 14人

市長(宮本勝彬君)	副市長(田上和俊君)
総務企画部長(本山祐二君)	福祉環境部長(宮森守男君)
産業建設部長(門崎博幸君)	総合医療センター事務部長(渕上茂樹君)
福祉環境部次長(松本幹雄君)	産業建設部次長(遠山俊寛君)
水道局長(前田仁君)	教育長(葦浦博行君)
教育次長(福島恵次君)	総務企画部総務課長(本田真一君)
総務企画部企画課長(川野恵治君)	総務企画部財政課長(坂本禎一君)

○議事日程 第1号

平成25年8月30日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第68号 水俣市督促手数料及び滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第8 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議第78号 字区域の変更について
- 第17 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第18 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（大川末長君） ただいまから平成25年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（大川末長君） これから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告1件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成25年5月分及び6月分の一般会計、特別会計、平成25年4月分から6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告並びに平成25年度前期の定期監査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、去る6月定例会で可決されたホテル・旅館等建築物の促進に関する意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、宮森福祉環境部長、門崎産業建設部長、渕上総合医療センター事務部長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、前田水道局長、本田総務課長、川野企画課長、坂本財政課長、葦浦教育長、福島教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川末長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西田弘志議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川末長君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成25年9月第3回定例会（8月30日招集）会期日程表
(会期 8月30日から9月19日まで21日間)

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月30日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	31日	土			市の休日（土曜日）
3	9月1日	日			市の休日（日曜日）
4	2日	月			議案調査
5	3日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	4日	水			議案調査
7	5日	木			議案調査

8	6日	金				議案調査
9	7日	土				市の休日（土曜日）
10	8日	日				市の休日（日曜日）
11	9日	月				議案調査
12	10日	火	午前9時30分	本会議		一般質問（質疑通告正午まで）
13	11日	水	午前9時30分	本会議		一般質問
14	12日	木	午前9時30分	本会議		一般質問 議案質疑 委員会付託
15	13日	金	——	委員会		委員会
16	14日	土		休 会		市の休日（土曜日）
17	15日	日				市の休日（日曜日）
18	16日	月				市の休日（敬老の日）
19	17日	火	——	委員会		委員会
20	18日	水		休 会		議事整理日
21	19日	木	午前10時	本会議		委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（大川末長君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第68号 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
日程第11 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第16 議第78号 字区域の変更について
日程第17 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について
日程第18 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
○議長（大川末長君） 日程第3、議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18、議第80号平成24年度水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、16件を一括して議題とします。

議第65号

水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料の日額」を「、退職の日におけるその者の給料の日額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「、その者」を「、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者」に、「を含む」を「及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職したものを含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法律の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長

の承認を得たもの

- (4) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- (2) 法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

- (3) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

- (7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号

までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中

に受けた者

- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後法第29条の規定による懲戒処分（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。
(水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「旧条例附則第10項」を「旧条例附則第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年6月1日からこの条例の施行期日までの間に行った勧奨退職の募集については、改正後の水俣市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第8条の2の規定に基づく募集とみなし、当該募集の応募者の退職手当は、新退職手当条例の規定に基づき退職手当を支給する。

(提案理由)

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正等に準じて、早期退職希望者の募集に関する規定の整備等を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第66号

水俣市税条例の一部を改正する条例について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項中「第20条の2第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、

「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納稅義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納稅義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」と

いう。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成25年度税制改正における金融所得課税及び年金特別徴収制度の見直しに関する政省令の整備等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第67号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「株式等」を「一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項」を「法附則第35条の2第5項」に改める。

附則第8項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項を削り、第13項を第10項とし、第14項を第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とし、附則第16項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成25年度税制改正における金融所得課税の見直しに関する政省令の整備等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第68号

水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成8年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

8 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(水俣市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。

(水俣市介護保険条例の一部改正)

第3条 水俣市介護保険条例(平成12年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)に改める。

(水俣市道路占用条例の一部改正)

第4条 水俣市道路占用条例(昭和42年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「14.5パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(水俣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 水俣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成3年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「年14.5パーセント」の次に「(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正)

第6条 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 改正後の水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第8項、水俣市後期高齢者医療に関する条例附則第3条、水俣市介護保険条例附則第6条、水俣市道路占用条例附則第2項、水俣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項及び水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正による水俣市税条例の改正に伴い、市税外収入金に係る延滞金についても同様の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第69号

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「ひとり親家庭等」を「ひとり親家庭」に改め、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童扶養手当法施行令の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第70号

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

係留帆船（ドンガバチョ号）を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

議第71号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「第5条」の次に「第1項」を加える。

別表牧ノ内団地の項を次のように改める。

牧ノ内団地	昭和 24年度～36年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋	55
-------	-----------------	------------	----------------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地建替えによる一部住宅の除却に伴う所要の整備等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第72号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度水俣市的一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

228,208

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~253,208~~千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
14,431,286
~~14,456,286~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		155,654	700	156,354
	1 分 担 金	340	700	1,040
14 国庫支出金		1,961,052	96,540	2,057,592
	2 国庫補助金	340,236	96,540	436,776
15 県支 出 金		1,252,156	56,489	1,308,645
	2 県補助金	597,587	56,535	654,122
	3 委託金	78,124	△46	78,078
16 財産 収 入		110,270	28,282	138,552
	2 財産売払収入	101,858	28,282	130,140
18 繰 入 金		798,082	△381,671 △356,671	416,411 441,411
	1 基金繰入金	798,082	△381,689 △356,689	416,393 441,393
	2 特別会計繰入金	0	18	18
19 繰 越 金		1	325,137	325,138

	1 繰 越 金	1	325,137	325,138
20 諸 収 入		360,713	890	361,603
	4 雜 入	239,529	890	240,419
21 市 債		1,280,500	101,841	1,382,341
	1 市 債	1,280,500	101,841	1,382,341
補正されなかった款に係る額		8,284,650		8,284,650
歳 入 合 計		14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議 会 費		158,105	△627	157,478
	1 議 会 費	158,105	△627	157,478
2 総 務 費		1,708,781	6,452	1,715,233
	1 総 務 管 理 費	1,335,164	11,864	1,347,028
	2 徴 稅 費	197,789	△3,385	194,404
	3 戸籍住民基本台帳費	79,663	△1,105	78,558
	4 選 挙 費	49,998	△289	49,709
	5 統 計 調 査 費	12,670	△91	12,579
	6 監 査 委 員 費	33,497	△542	32,955
3 民 生 費		5,076,650	113,672	5,190,322
	1 社 会 福 祉 費	2,730,990	97,291	2,828,281
	2 児 童 福 祉 費	1,551,721	17,146	1,568,867
	3 生 活 保 護 費	793,939	△765	793,174
4 衛 生 費		1,843,585	13,496	1,857,081
	1 保 健 衛 生 費	336,884	2,357	339,241
	2 清 掃 費	866,580	△679	865,901
	3 簡 易 水 道 設 置 費	4,701	40	4,741
	4 環 境 対 策 費	235,420	11,778	247,198
5 農 林 水 産 業 費		429,219	23,735	452,954
	1 農 業 費	231,724	21,887	253,611
	2 林 業 費	88,809	△411	88,398
	3 水 産 業 費	108,686	2,259	110,945
6 商 工 費		471,619	2,053 27,053	473,672 498,672
	1 商 工 費	175,222	2,863	178,085
	2 総 合 経 濟 対 策 費	296,397	△810 24,190	295,587 320,587
7 土 木 費		1,445,777	58,701	1,504,478
	1 土 木 管 理 費	3,875	1,785	5,660
	2 道 路 橋 り ょ う 費	326,145	50,612	376,757
	3 河 川 費	10,136	1,660	11,796
	4 港 湾 費	2,599	6,850	9,449
	5 都 市 計 画 費	806,736	△1,871	804,865
	6 住 宅 費	296,286	△335	295,951
8 消 防 費		772,293	1,356	773,649

	1 消 防 費	772,293	1,356	773,649
9 教 育 費		838,215	9,370	847,585
	1 教 育 総 務 費	215,438	△1,695	213,743
	2 小 学 校 費	124,925	4,160	129,085
	3 中 学 校 費	86,925	2,965	89,890
	4 社 会 教 育 費	201,105	5,148	206,253
	5 保 健 体 育 費	209,822	△1,208	208,614
補正されなかった款に係る額		1,458,834		1,458,834
歳 出 合 計		14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286

※ 9月19日修正可決

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
特別小口資金融資利子補給金 (総合経済対策課)	自 平成26年度 至 平成29年度	千円 融資に対する利子補給額に同じ	自 平成25年度 至 平成31年度	千円 融資に対する利子補給額に同じ
中小企業経営安定資金融資利子補給金 (総合経済対策課)	自 平成26年度 至 平成31年度	融資に対する利子補給額に同じ	自 平成25年度 至 平成33年度	融資に対する利子補給額に同じ
みなまたグリーン保証利子補給金 (総合経済対策課)	自 平成26年度 至 平成27年度	融資に対する利子補給額に同じ	自 平成25年度 至 平成29年度	融資に対する利子補給額に同じ

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等(道路)	千円 1,900	証書借入又 は証券発行	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還若しく は低利に借換えすることができる。
計	1,900			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方法
自然災害防止事業	千円 6,700				千円 8,300			
地方道路等整備事業	54,000				61,700			
過疎対策事業	422,100				479,800			
臨時財政対策債	500,000				532,941			
補正されなかった事業に係る額	297,700				297,700			
計	1,280,500				1,380,441			

議第73号

平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,479,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 繰 入 金		304,664	△980	303,684
	1 他会計繰入金	232,853	△980	231,873
10 繰 越 金		1	4,772	4,773
	1 繰 越 金	1	4,772	4,773
補正されなかった款に係る額		4,171,533		4,171,533
歳 入 合 計		4,476,198	3,792	4,479,990

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,404	△980	72,424
	1 総務管理費	40,692	△561	40,131
	2 徴 税 費	28,395	△419	27,976
11 諸 支 出 金		14,724	4,772	19,496
	1 償還金及び還付加算金	2,112	4,772	6,884
補正されなかった款に係る額		4,388,070		4,388,070
歳 出 合 計		4,476,198	3,792	4,479,990

議第74号

平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰 入 金		136,333	△482	135,851

1 一般会計繰入金	136,333	△482	135,851
補正されなかった款に係る額	257,220		257,220
歳 入 合 計	393,553	△482	393,071

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		393,090	△482	392,608
	1 総務管理費	24,003	△386	23,617
	2 徴 収 費	8,198	△96	8,102
補正されなかった款に係る額		463		463
歳 出 合 計		393,553	△482	393,071

議第75号

平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,391,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 国庫支出金		879,583	16	879,599
	2 国庫補助金	303,801	16	303,817
6 県支出金		483,638	8	483,646
	2 県補助金	9,799	8	9,807
7 繰入金		491,643	△620	491,023
	1 一般会計繰入金	491,643	△620	491,023
8 繰越金		1	22,018	22,019
	1 繰越金	1	22,018	22,019
補正されなかった款に係る額		1,515,067		1,515,067
歳 入 合 計		3,369,932	21,422	3,391,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		76,146	△628	75,518
	1 総務管理費	34,856	△519	34,337
	2 徴 収 費	8,492	△109	8,383
3 地域支援事業		61,583	40	61,623
	2 包括的支援事業・任意事業	32,325	40	32,365
6 諸支出金		601	22,010	22,611

1 償還金及び還付加算金	601	22,010	22,611
補正されなかった款に係る額	3,231,602		3,231,602
歳出合計	3,369,932	21,422	3,391,354

議第76号

平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ764千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,374,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 繰入金		680,852	△764	680,088
1 繰入金		680,852	△764	680,088
補正されなかった款に係る額		694,676		694,676
歳入合計		1,375,528	△764	1,374,764

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		512,686	△764	511,922
1 公共下水道事業費		512,686	△764	511,922
補正されなかった款に係る額		862,842		862,842
歳出合計		1,375,528	△764	1,374,764

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
浄化センター等運転管理業務委託	自 平成25年度 至 平成31年度	千円 677,272

議第77号

平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成25年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成25年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
建設工事費 総合医療センター	144,803千円	126,647千円	271,450千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「235,119千円」を「235,166千円」に、過年度分損益勘定留保資金「176,265千円」を「176,312千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 総合医療センター資本的収入	1,337,020千円	126,600千円	1,463,620千円
第1項 企 業 債	1,226,300千円	126,600千円	1,352,900千円
資 本 的 収 入 合 計	1,337,020千円	126,600千円	1,463,620千円
	支 出		
第1款 総合医療センター資本的支出	1,571,139千円	126,647千円	1,697,786千円
第1項 建 設 改 良 費	1,235,561千円	126,647千円	1,362,208千円
資 本 的 支 出 合 計	1,572,139千円	126,647千円	1,698,786千円
(企業債)			

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 142,400			千円 269,000			
計		1,226,300			1,352,900			

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第78号

字区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理により、字区域に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
薄原	前田	242に隣接する水路である市有地	薄原	尾上
薄原	尾上	243の一部、244の1の一部、247の一部	薄原	前田
薄原	尾上	286の一部、287の1の一部、及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部	薄原	山下
薄原	山下	292の一部	薄原	尾上

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提出するものである。

議第79号

平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成24年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,601,673,000	0	0
第1項 医業収益	6,365,398,000	0	0
第2項 医業外収益	222,514,000	0	0
第3項 特別利益	13,761,000	0	0
第2款 診療所事業収益	17,544,000	0	0
第1項 医業収益	15,368,000	0	0
第2項 医業外収益	2,174,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,619,217,000	0	0

支出

区分	予算					小計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 総合医療センター事業費	6,452,336,000	0	0	0	0	6,452,336,000
第1項 医業費用	6,215,370,000	0	0	0	0	6,215,370,000
第2項 医業外費用	179,429,000	0	0	0	0	179,429,000
第3項 特別損失	57,537,000	0	0	0	0	57,537,000
第2款 診療所事業費	22,572,000	0	0	0	0	22,572,000
第1項 医業費用	22,468,000	0	0	0	0	22,468,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 特別損失	101,000	0	0	0	0	101,000
第3款 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第1項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
収益的支出合計	6,476,908,000	0	0	0	0	6,476,908,000

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ	備 考
合 計		決 算 額 の 増 減	
6,601,673,000	6,641,622,104	39,949,104	
6,365,398,000	6,403,287,412	37,889,412	内仮受消費税及び地方消費税 15,417,557
222,514,000	230,598,874	8,084,874	" 3,626,328
13,761,000	7,735,818	△6,025,182	" 209,484
17,544,000	13,940,388	△3,603,612	
15,368,000	11,768,388	△3,599,612	内仮受消費税及び地方消費税 4,900
2,174,000	2,172,000	△2,000	" 0
2,000	0	△2,000	内仮受消費税及び地方消費税 0
6,619,217,000	6,655,562,492	36,345,492	内仮受消費税及び地方消費税 19,258,269

(単位：円)

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額		合 計		
0	6,452,336,000	6,326,089,447	0	126,246,553
0	6,215,370,000	6,165,559,600	0	49,810,400 内仮払消費税及び地方消費税 96,784,779
0	179,429,000	129,607,647	0	49,821,353 " 47,499 納付消費税等 9,906,200
0	57,537,000	30,922,200	0	26,614,800 "
0	22,572,000	14,951,732	0	7,620,268
0	22,468,000	14,941,316	0	7,526,684 内仮払消費税及び地方消費税 389,346
0	3,000	0	0	3,000 "
0	101,000	10,416	0	90,584 "
0	2,000,000	0	0	2,000,000
0	2,000,000	0	0	2,000,000
0	6,476,908,000	6,341,041,179	0	135,866,821 内仮払消費税及び地方消費税 97,295,882

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	1,090,580,000	0	1,090,580,000	1,692,203,000
第1項 企 業 債	623,400,000	0	623,400,000	637,000,000
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	221,000	0	221,000	0
第3項 補 助 金	5,284,000	0	5,284,000	862,203,000
第4項 負 担 金	215,083,000	0	215,083,000	0
第5項 繰 入 金	4,992,000	0	4,992,000	0
第6項 出 資 金	241,600,000	0	241,600,000	193,000,000
資 本 的 収 入 合 計	1,090,580,000	0	1,090,580,000	1,692,203,000

支 出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額
第1款 総合医療センター資本的支出	2,777,179,000	0	0	2,777,179,000	2,141,251,000
第1項 建 設 改 良 費	875,499,000	0	0	875,499,000	2,141,251,000
第2項 企 業 債 償 還 金	1,901,680,000	0	0	1,901,680,000	0
第2款 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0
第1項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0
資 本 的 支 出 合 計	2,778,179,000	0	0	2,778,179,000	2,141,251,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,067,799,337円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額114,778,679円、過年度分損益勘定留保資金1,953,020,658円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 領	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費過次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	2,782,783,000	2,211,810,248	△570,972,752	
0	1,260,400,000	926,800,000	△333,600,000	
0	221,000	27,871	△193,129	
0	867,487,000	872,327,377	4,840,377	
0	215,083,000	215,083,000	0	
0	4,992,000	4,572,000	△420,000	
0	434,600,000	193,000,000	△241,600,000	
0	2,782,783,000	2,211,810,248	△570,972,752	

(単位：円)

合 計	決 算 領	翌年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継続 費過 次繰 越額	合 計		
4,918,430,000	4,279,609,585	484,018,000	0	484,018,000	154,802,415	
3,016,750,000	2,411,608,915	484,018,000	0	484,018,000	121,123,085	内仮払消費税及び地方消費税 114,778,679
1,901,680,000	1,868,000,670	0	0	0	33,679,330	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
4,919,430,000	4,279,609,585	484,018,000	0	484,018,000	155,802,415	内仮払消費税及び地方消費税 114,778,679

議第80号

平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成24年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成25年8月30日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	462,303,000	25,000,000	0
第1項 営業収益	455,013,000	24,581,000	0
第2項 営業外収益	7,288,000	419,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	346,248,000	34,126,000	0	0	0
第1項 営業費用	310,351,000	29,626,000	0	0	0
第2項 営業外費用	34,798,000	4,500,000	0	0	0
第3項 特別損失	99,000	0	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	
第1款 資本的収入	15,048,000	19,649,000	34,697,000	0	0
第1項 負担金	2,004,000	0	2,004,000	0	0
第2項 補助金	13,043,000	11,866,000	24,909,000	0	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0
第4項 出資金	0	7,783,000	7,783,000	0	0

支出

区分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継続費
第1款 資本的支出	274,302,000	64,802,000	0	0	339,104,000	0	0
第1項 建設改良費	161,686,000	64,802,000	0	0	226,488,000	0	0
第2項 企業債償還金	111,616,000	0	0	0	111,616,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額144,042,741円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調資金28,578,760円で補てんした。

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ	備 考
合 計		決 算 額 の 増 減	
487,303,000	497,739,120	10,436,120	
479,594,000	488,619,441	9,025,441	うち仮受消費税及び地方消費税 22,037,259
7,707,000	9,119,679	1,412,679	うち仮受消費税及び地方消費税 197,824
2,000	0	△2,000	

(単位：円)

額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
小 計				合 計		
380,374,000	0	380,374,000	338,107,910	0	42,266,090	
339,977,000	0	339,977,000	297,788,162	0	42,188,838	うち仮払消費税及び地方消費税 2,845,500
39,298,000	0	39,298,000	39,133,258	0	164,742	消費税及び地方消費税 17,565,800
99,000	0	99,000	1,186,490	0	△1,087,490	
1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額		決 算 額 の 増 減	
0	34,697,000	9,551,000	△25,146,000
0	2,004,000	0	△2,004,000
0	24,909,000	3,311,000	△21,598,000
0	1,000	0	△1,000
0	7,783,000	6,240,000	△1,543,000

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 次 額	合 計		
339,104,000	153,593,741	162,443,000	0	162,443,000	23,067,259	
226,488,000	41,979,173	162,443,000	0	162,443,000	22,065,827	うち仮払消費税及び地方消費税 1,759,783
111,616,000	111,614,568	0	0	0	1,432	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額1,759,783円、減債積立金90,000,000円、過年度分損益勘定留保資金23,704,198円、及び当年度分損益勘定留保

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正等に準じて、早期退職希望者の募集に関する規定の整備等を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成25年度税制改正における金融所得課税及び年金特別徴収制度の見直しに関する政省令の整備等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第67号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成25年度税制改正における金融所得課税の見直しに関する政省令の整備等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法の一部改正による水俣市税条例の改正に伴い、市税外収入金に係る延滞金についても同様の見直しを行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

児童扶養手当法施行令の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

係留帆船（ドンガバチョ号）を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第71号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地建てかえによる一部住宅の除却に伴う所要の整備等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,320万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ144億5,628万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づく人件費の減

額のほか、第2款総務費に、分収林事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、第5款農林水産業費に、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、牧ノ内・大迫線道路改良事業、第8款消防費に、消防団活動費、第9款教育費に、公民館管理運営費等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として特別小口資金融資利子補給金外2件の期間の変更を計上いたしております。

地方債補正として、公共事業等1件を追加、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第73号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ379万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ44億7,999万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき人件費を減額し、第11款諸支出金で、国庫支出金等返還金を増額しております。

これらの財源といたしましては、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第74号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ48万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億9,307万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき、第1款総務費で人件費を減額いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を減額いたしております。

次に、議第75号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,142万2,000円増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億9,135万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づく人件費の減額、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金、第8款繰越金等で調整いたしております。

次に、議第76号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ76万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,476万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき人件費を減額いたしております。

これらの財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正としまして、浄化センター等運転管理業務委託を追加いたしております。

次に、議第77号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入の額を1億2,660万円を増額し、補正後の資本的収入の額を14億6,362万円とし、資本的支出の額を1億2,664万7,000円を増額し、補正後の資本的支出の額を16億9,878万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、建設工事費に再生可能エネルギーである太陽熱を利用して温水をつくる太陽熱集熱システムを新西館屋上に設置する工事費、また、年間を通じて温度変化の少ない井戸水を熱源として空調に利用するヒートポンプの工事費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、企業債を計上いたしております。

次に、議第78号字区域の変更について申し上げます。

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提出するものであります。

次に、議第79号平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入66億5,556万2,000円、収益的支出63億4,104万1,000円となり、差し引き3億1,452万1,000円の利益となります。消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億9,974万2,000円で、当年度未処理利益剰余金は2億6,887万4,000円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入22億1,181万円、資本的支出42億7,960万9,000円となり、差し引き不足額20億6,779万9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1億1,477万9,000円、過年度分損益勘定留保資金19億5,302万円で補填いたしております。

次に、議第80号平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億9,773万9,000円、事業費用3億3,810万7,000円で、差し引き1億5,963万2,000円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億5,786万4,000円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入955万1,000円、資本的支出1億5,359万3,000円となり、差し引き不足額1億4,404万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175万9,000円、減債積立金9,000万円、過年度分損益勘定留保資金2,370万4,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2,857万8,000円で補填いたしております。

また、当年度未処理利益剰余金1億5,786万4,000円について、減債積立金に3,700万円、建設改良積立金に1億2,086万4,000円を積み立てる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第65号から議第80号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明8月31日から9月9日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月10日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は9月3日正午まで、議案質疑の通告は9月10日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時17分 散会

平成25年9月10日

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一般質問

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成25年9月10日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時42分 散会

(出席議員) 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塙崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	渕上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5人

事務局長(田畠純一君)	次長(榮永尚子君)
主幹(岡本広志君)	主幹(深水初代君)
書記(山口礼浩君)	

(説明のため出席した者) 13人

市長(宮本勝彬君)	副市長(田上和俊君)
総務企画部長(本山祐二君)	福祉環境部長(宮森守男君)
産業建設部長(門崎博幸君)	総合医療センター事務部長(渕上茂樹君)
福祉環境部次長(松本幹雄君)	産業建設部次長(遠山俊寛君)
水道局長(前田仁君)	教育長(葦浦博行君)
総務企画部総務課長(本田真一君)	総務企画部企画課長(川野恵治君)
総務企画部財政課長(坂本禎一君)	

○議事日程 第2号

平成25年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 潤 上 道 昭 君 | 1 木質バイオマス発電事業所建設について |
| | 2 不法投棄について |
| | 3 窓口対応について |
| | 4 教育問題について |
| 2 緒 方 誠 也 君 | 1 再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況について |
| | 2 ごみゼロ施策（ゼロ・ウェイスト）の取り組み状況について |
| | 3 平均寿命について |
| | 4 学校問題について |
| | 5 誘致企業立地促進補助金について |
| 3 西 田 弘 志 君 | 1 水銀に関する水俣条約外交会議について |
| | 2 教育問題について |
| | 3 都市再生整備計画と観光施策について |
| | 4 グリーンスポーツみなまたについて |
| | 5 消費者行政について |
| | 6 木質系バイオマス発電について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、潤上道昭議員に許します。

(渕上道昭君登壇)

○渕上道昭君 皆さん、おはようございます。

自民党議員団の創水会の渕上でございます。

2020年、東京は、イスタンブール、マドリードを大差で破り、56年ぶりという五輪開催を決めました。高い運営能力を生かした安心・安全で確実な五輪を訴え、高く評価されました。ロゲIOC会長は、計画の質が高く、前回の招致の経験が役に立ったと勝因を語っておられます。

課題とされたロビー活動では、安倍首相が現地入りし、IOC委員と積極的に個別に面談をいたしております。また、招致に関与してこなかった皇室からも堂々とした英語スピーチが報道され、オールジャパン体制でかち取ったオリンピック復興五輪、熱い熱い期待が日本国中に伝わったことは大変意義のあることです。本市も一丸となって経済振興を重点に強く取り組むことが極めて大事であります。

通告に従い順次質問を行いますので、前向き、かつ積極的な答弁を強くお願ひいたし、最初の質問、木質バイオマス発電事業所建設について、4点質問します。

①、事業主体は決定したのか。

②、これまで市としてどのような調査と検討を実施したのか。

③、調査、検討に要した延べ人数と時間はどれぐらいか。

④、平成26年度環境首都水俣創造事業の政府概算要求額が2億8,800万円と発表されているが、具体的にどのような使途になるのか。

次に、2番目で、不法投棄について。

①、道路沿い、山林、空き地等に依然として雑誌、空き缶等が捨てられていることは断じて許すことはできない中、強い方策を講ずるべきだと思いますが、いかが考えられるか。

②、看板の内容も検討すべきだと思いますが、いかがか。

大きな問題、3番目でございます。窓口対応について。

①、市民対応の教育実施状況はどうなっているか。

②、対応でのトラブル、苦情はどうなっているか。

最後に、教育問題について。

①、市内の小学校、中学校が学力向上体力に積極的に取り組むように3月議会で提案をいたしました。成果はどのようにになっているか。また、課題は何か。

②、地域との連携はどのように総括するか。

③、学校評議員がスタートいたしまして、10年を超えております。成果としてどのようなものがあったのか。また、今後期待することはどのようなことが考えられるか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 涠上議員の御質問に順次お答えします。

まず、木質バイオマス発電事業所建設については副市長から、不法投棄については福祉環境部長から、窓口対応については私から、教育問題については教育長から、それでお答えいたします。

○議長（大川末長君） 木質バイオマス発電事業所建設について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 木質バイオマス発電所事業建設について順次お答えします。

まず、事業主体は決定したのかとの御質問にお答えします。

現在、事業主体の誘致に向けて複数の企業に相談しているところであり、これまで市が調査・検討してきた情報や計画を先方にお示しし、その判断をお願いしているところでございます。先方では社内判断するため、独自に調査・審査している段階に入っているとお聞きしております。このため、事業主体の決定までには、もうしばらく調整のための時間が必要な状況でございます。

次に、これまで市として、どのような調査と検討を実施したのかと御質問にお答えします。

平成24年度からゼロカーボン産業団地創造補助金を設け、株式会社みなまた環境テクノセンターに市から補助を行った上で、木材の賦存量調査、発電所の概念設計や事業計画の策定を行っています。平成25年度も市からの補助を受けて、引き続き株式会社みなまた環境テクノセンターにおいて発電事業主体の誘致に向けた活動や追加調査を行っているところです。いずれも国・県から9割の補助を得て行っている環境首都水俣創造事業の一環として行われています。

次に、調査検討に要した延べ人数と時間はどれくらいかとの御質問にお答えします。

ただいま御説明しましたように、本事業につきましては、株式会社みなまた環境テクノセンターが調査検討の実施主体として、水俣市から補助金を受けて実施しております。したがいまして、実際の調査検討は、株式会社みなまた環境テクノセンター並びにテクノセンターから委託された事業者が行っているところです。調査検討作業に要した人数でございますが、補助先の株式会社みなまた環境テクノセンターにつきましては、社員1人が専属で調査検討に従事しております。しかしながら、テクノセンターから委託した先について、延べ人数や時間等の把握が難しいため、正確に把握することは困難でございます。

テクノセンターへの補助金額でお示しさせていただきますと、平成24年度は1,878万円、うち水俣市の負担部分は約188万円、平成25年度は2,738万円、うち水俣市の負担部分は約273万円と

なっております。

次に、平成26年度の環境首都水俣創造事業の政府概算要求額が2億8,800万円と発表されているが、具体的にどのような使途になるのかとの質問にお答えします。

先月29日に政府予算の概算要求が発表され、環境省から、熊本県、水俣市、芦北町、津奈木町を対象とした補助事業の環境首都水俣創造事業に対し、総額で2億8,800万円を要求していただいたところです。現時点では、環境省としても要求段階であり、今後、財務省等との調整を行った後、国の事業費が決定いたしますので、引き続き国や熊本県と調整を行い、予算計上の準備を進めてまいります。

水俣市としましては、木質バイオマス発電所の関連事業を初め、肥薩おれんじ鉄道水俣駅の改修や、湯の鶴温泉保健センターの整備・改修など、これまで行ってまいりました事業について充実・発展を図るとともに、水俣の地域振興に資する事業の展開のため、環境省や熊本県とも調整を行いながら、平成26年度に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君　答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

今の答弁では、時間を要するとか、いろいろ出ておりますけれども、なかなか前に進んでおらないなというのが実感であろうと思っております。いろんな課題があると思いますけれども、そこで、2回目の質問を2点いたします。

我々から見ると、恐らく市民の方もそうでしょうけれども、やっぱり事業主体は地域にありますJNCが一番よいと思っているのが多いだろうと思うんですね、技術もあるしノウハウもあるわけですからね。そういう中で、なぜJNCが事業主体を拒んでいるのか、その理由はどのようにことを考えておられるのかを1点お願いします。

それと、2点目ですけれども、やっぱり先に事業主体というか、やっぱりこれが頭にはっきり決まっておらなければ、何でも進まないだろうと思うんですね。したがいまして、事業主体を先に決定して進めるべきでなかったのか。今の答弁によりますと、市はこれまで相当の延べ人数、あるいは時間をかけていろいろ調査・検討を実施されているようありますけれども、事業主体となるところは同じようなことをみずから手で行うことになると思うんですね。したがって、市の調査・検討結果は少し参考になるにしても無駄ではないのか、行政が費やす時間等には市民の血税を使っておるわけですから、たやすくこれらを、人員とか時間をつぎ込むことはできないと思うんですね。そこらについていかが考えられるか、この2点をお伺いをいたします。

○議長（大川末長君）　田上副市長。

○副市長（田上和俊君）　渕上議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、JNCが事業主体になるのが一番いいと、JNCが事業主体になるのを拒んでいるのは

どういうことかということでございますけれども、JNCにおきましては、決してその事業全体の全体を拒んでいるということじゃなくって、例えば運転業務とか、それと地域貢献に資することについてはできる限り協力するということで伺っております。これは当初からそういうスタンスでございましたし、我々としてもそれを期待しながら一緒に共同研究を行っているところでございます。

その中で、先ほど申しましたように、JNCさんは化学工場ですので、非常に木材とかそういうのに不得手ということで今は伺っておりますし、得意分野としましては、プラントの建設とかプラントの運営でございますし、もしバイオマス発電事業所ができたときには責任持ってその運営に当たりたい。それと、資本の投入につきましても、JNCのできる限りの地域貢献も含めて協力したいというふうに今伺っております。

それと、事業主体を先に決めてから調査検討を行うべきじゃないかということでございますけれども、このバイオマス発電事業につきましては、エネルギーと産業円卓会議、市民を入れての会議でございます。その中で持ち上がった事業でございまして、基本的にはこの事業は誘致していこうというふうに考えております。

ということで、誘致するからにはやはり、その事業の将来性、収益性も含めて、まずそれを市のほうで判断して、それを条件というか、それをもって、そういう参加していただくような企業、外部からの企業にお示しするのが誠意だと思っておりますので、まず、それを今24年度、25年度に着実にその収益性も含めて、利益率も含めて、検討・調査して、それでいいけるぞということで興味がある会社等に今打診しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君　3回目の質問に入ります。

今、副市長から、平成24年度、25年度検討していきたいということでございます。非常に本市にとっても重要な案件だろうと思います。積極的、なおかつ慎重にこの案件については事業等に進んでもらいたいなと私からも強くお願いをしたいと思います。

そこで、3回目になりますけれども、バイオマス事業というのは全国にあっちこっち今出てきておるようでございます。このように木材未利用バイオマス発電が立地することで、いわゆる木材事業は喚起されます。そしたら林業振興にも資することは、ひょっとしたらなかなか不透明だろうと思うんですね。しかし、やっぱり地域に立地するということは、林業に木材事業を喚起し、なおかつ就業の創出を、今雇用が余りございませんからね、そういう人にも活性化の効果は期待できるだろうと私は思っております。

先日、担当課のほうに、農林中金総合研究所の理事の研究員の資料をお渡ししておりますけれ

ども、その渡部氏は、私が前段で言ったことを述べているんですね、今言ったことを。もう一遍言いますけれども、地域に立地することになれば、林業に木材需用を喚起し、就業の創出等に地域活性化の効果も期待できるということを理事研究員の渡部氏が述べております。これについていかが考えられるか、お聞きします。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 今、渕上議員がおっしゃったことは、本当に我々としても同じように、同様に考えているところでございます。もともと、このバイオマス発電事業というものにつきましては、もちろん雇用も大事でございますけれども、林業の振興も含めて地域の活性化、また周辺地域のいろんな流通に関する喚起を図ろうということで始めたところでございます。それと同時にCO₂の削減も進められるということで進めております。

今、渕上委員がおっしゃったようなことも非常にすばらしい御発言でございましたけれども、バイオマス発電事業を推進していくということは、地域の林業の活性化が本当に図られるものということで、地元の林業家も含めて非常に期待しているところでございますので、まず成功に向けて積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 次に、不法投棄について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 不法投棄についてお答えします。

まず、不法投棄について強い方策を講ずるべきと思うがいかが考えるかについてお答えします。不法投棄対策については、現在、定期的に広報みなまたに不法投棄禁止の掲載を行うとともに、環境衛生作業用軽トラック2台にも不法投棄禁止の看板を設置するなど啓発活動を行っております。また、常時2名体制で定期的に市内全域を網羅するようにローラー作戦で不法投棄パトロールを実施し、その都度ごみの回収を行っております。さらに、振興公社のごみ収集業務の職員にも収集時、道路際で不法投棄物を見つけた際には、報告を受け、早期に回収するなど不法投棄撲滅に努めております。

なお、不法投棄の摘発件数は、平成22年度が15件、平成23年度が11件、平成24年度が9件、平成25年度が8月末現在で2件と、不法投棄の件数・量ともに減少いたしております。しかしながら、議員の御指摘のとおり、山間地域等においては今なお不法投棄が見られることから、地域の協力によるパトロールにより監視の目を強化する取り組みや、土地所有者・管理者に対しても、不法投棄をされないよう除草など適切な管理をお願いしたいと考えております。さらなる不法投棄について市報や回覧等で周知徹底に努めるとともに、水俣保健所、水俣警察署と綿密な連携を図り、不法投棄撲滅に取り組んでいきたいと思っております。

次に、看板の内容を検討すべきと思うがいかがかについてお答えします。

不法投棄禁止の看板については、設置して年数がたっているところがあり、順次取りかえをしていく予定です。また、昨年度から蛍光塗料を使用した看板を導入し、夜間でも不法投棄禁止の文字が見えるようにしております。基本的に、看板は不法投棄が実際行われた場所に設置しており、蛍光看板設置の場所については不法投棄が減少しており、成果が見られておりますが、今後さらに看板の文言やデザイン等の検討を行い、より効果的なものになるよう改善を図ってまいります。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君　不法投棄について2回目の質問をいたします。

依然として減らないですね、不法投棄は。もう正直な話、現実でございます。私たちも今、例えば地域の奉仕というのはおかしいけれども、水田をつくっておるわけでございます。ことは面積を拡大しましてやっておるんですが、そのときに、田んぼをつくる方はわかるると思うんですが、特に山間部に行きますと、用水路作業というのをするんですね。川から引っ張って、用水路をずっと延々と流れてくる、水が流れるように、いろんな草とか石とか、それが堆積しております。そういうところで、よく話題になるんです。またここに捨てよったなとか、いろんなことで、我々の地域のそばにもあるんです。いやが上にも頭にくるんです、こういう状況は。そこで今回、このように取り上げたわけでございます。

この不法投棄、水俣は環境モデル都市という名前を背負っているわけですが、それに反してやっぱりちょっと常識外れの方がおられ、例えば、パーキングとか道路沿いに車をとめて、弁当食べる、ジュースを飲まれるとかしながら、そしてぽいと捨てるとか、さっき前段で言いましたけれども、そういうことなんですね。だから何で、どこかのジュースを買われたならばね、自動販売機の回収箱がありますから、そこに持つて捨てればいいんですけど、そうでないという人が多いんですよ。そこで今回、このように取り上げたわけでございます。

そこで、2次質問を2点行います。

まず、1点目ですけれども、毎年摘発を行っていることを市報等で知らせることが、看板の効果があらわれるのではないかと思いますが、いかが考えられるか。

それと、2点目です。今ちょっと言いましたけれども、私の住む久木野道路沿いの用水路周辺に空き缶、雑誌、弁当、空き袋などの不法投棄で農業をされている方々も大変困っている状況です。現在、提示の看板ではありふれた内容でございます。ちょっと効果が薄れているんじゃないかなと思うんですね。先般カタログ等を見ましたけれども、今、例えば監視カメラがついておるとか、ここにあるんですがね、このようにしてカメラがついておる、こういう絵柄ですよね、あくまでも。機械はないんですけど、こういうのを設置してですね、いわゆる反射式とか何かあ

りますが、私はこれを見ながら、これいいなと思って、先般環境モデル都市推進課にも言ったんですね。だから今の字だけ書いてあるよりも少し変えてやったほうがいいんじゃないですかということも言いました。ですから、今言うように、看板をいろいろインパクトのある看板に変えていいんじゃないかということを考えていますが、いかが考えられるか、2点お願いします。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、摘発の件の広報でございますけれども、確かに先ほど申し上げましたように、摘発件数は減っておりますが、毎年あつてるのは事実でございます。こういうことを市報で皆さんに周知することで、不法投棄の撲滅にもつながるのではないかと思いますので、今後はその辺のところも含めまして、広報してまいりたいと考えております。

次に、看板の件ですが、不法投棄の減少というのはなかなか進まないと、減少はしているけど、なかなかなくならないという現状におきましては、いろんな手段をもって撲滅を図っていく必要があるかと思います。ただいまお示しいただきました看板も一つのアイデアとしていいのではないかと思いますので、今後、ごみの不法投棄の多い箇所での設置も検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 2回目の質問で答えていただきましたので、3回目の質問に入りたいと思います。

今、いろいろ検討を前向きに考えるという御答弁でございましたので、ひとつ、ぜひそこらは強く進めていただきたいなと思います。

3回目は、いわゆるこのごみの不法投棄というものを減らすには、もう何といつても市民一人一人の意識改革だろうと思うんですね。どれだけいいことを言っても、やっぱり捨ててはならない、捨てていい物と捨てていけない物があるんですけど、そういうのをやっぱり常識で判断する、そういう意識をやっぱり植えつけなければならぬと思うんです。特に、学校ではよくそういうのを指導しておられると思うんですが、学校を含めて小さいときからいろんな方々に、原点に返りながら不法投棄はいけないんだという周知徹底が私は本当に必要だろうと思います。そこらについて考えますが、いかが考えられるかをお聞きしまして3回目の質問を終わります。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） この会場で先日、子ども議会が開催されましたけれども、子どもの代表者が議員になられまして、一般質問をされました。同じような質問になりまして、もっと厳罰化すべきではないかということなんかの御指摘も確かに出ておりました。そういう意識改革が第一であると思いますので、先ほども申し上げましたように、実際に我々も不法投棄があつたら摘発等も行っているという、看板だけではないんですよという点も含めまして、定期的な広報等による、できたら自主的な不法投棄の減少が望ましいんですが、それが進まないとな

れば、そういうことも兼ねて広報等の手段をとってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 次に、窓口対応について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、窓口対応について順次お答えいたします。

まず、市民応対の教育実施状況はどのようにになっているかについてお答えいたします。

窓口対応に限定した職員教育は実施しておりませんが、職員の接遇に関する教育につきましては、接遇マニュアルの活用、課内ミーティング時などの接遇改善についての話し合い、ビジネスマナー研修やサービス向上研修等への職員派遣などを実施しております。これらの取り組みによって、接遇に対する職員の意識や行動は改善してきていると感じております。

次に、応対でのトラブル、苦情はどのようにになっているのかについてお答えいたします。

本年6月の一般質問でお答えいたしましたように、平成24年度の窓口に対する苦情は、手続に時間がかかる、言葉遣いが悪い、説明の仕方が悪い、説明が間違っているといったものを含めて5件ほどあります。これらについては、そのときの状況に応じて、担当者または上司が苦情を傾聴し、丁寧におわびする、苦情を言われた方の自宅を訪問し、謝罪するなどの対応を行っております。

また、市民課で行ったアンケートでの窓口に対する意見では、笑顔で挨拶や説明をしたほうがよいとか、全体的に雰囲気が暗い、説明する声が小さいといった御指摘があつております。一方で、丁寧な対応がよかつた、親切に教えてくれた、以前より窓口対応がよくなり利用しやすくなつた、自覚を持って職務に取り組んでいる、説明がわかりやすかったといった好意的な意見もあつております。

窓口対応に対する苦情については、真摯に受けとめ、接遇向上と迅速かつ丁寧な対応を心がけるよう職員を指導してまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 この問題もかなり取り上げておるかなと、私自身もですね。またほかの議員さんも取り上げておられます。やっぱり市長が言われるとおり、市役所というのは市民のお役に立つところという言葉が8年前からずっとと言われておられるかなと思うんですね。いい言葉だと思いますよ。やっぱり、こういう市長がおっしゃられたことを職員がこれをきちんと展開するようにしてもらいたい。しかし現実はまだまだですね、山には行っていないなと——よく塩崎議員も取り上げられますけどね——思います。

私は、やっぱり市民の方がいろいろ来られますからね、そういう中でやっぱり明るく元気に、できれば笑顔とか、そういう明るい表情で対応すると、いろんなトラブルとか、あるいは言いた

いことで文句を言うこともなくなるだろうと思うんですね。これはもう簡単です、お金もかからんのです、そういうのはですね。ただ、そういうことを自分でやるだけですからね、そういうことをぜひですね、改善はされてきたかなと思いますけど、まだまだ山にはまだ、てっぺんには行っていないだろうと思うんです。まだ半ばだろうと思うんですね。

そこで、3点お伺いします。

よそのところへ行くと、よく対面型のスペースがあります。全部来庁されると、全部そっちに向くんですよ、お客様の係がですね。これ何遍か取り上げましたけど、恐らく今これからいろいろな施設というのはそういう対面型が主になるだろうと思っておるんですね。すぐわかるわけですからね、どなたというのがみんながわかるわけですよね。ですから、仕事効率面からも効果が上がっているようです。何回か取り上げましたが、対面型についていかが考えられるか、これ1点目。

2点目は、きのうもちょっと総務の方と話しましたけれども、いわゆる研修というのがやっぱり民間と行政は温度差が私は違うだろうと思うんですね。そこで、高峰組合長率いるJAグループ、ここが女性の講師、インストラクターを呼んで毎回やっておられるみたいです。女子の先生ですね、元気のある人ですけど、ばしばし鍛えますよ。これはやっぱり人格形成とかいろんな方々のお客様満足度とか、そういうのを高めるためにやられるわけでして、私はそれは非常にいいなと思うんですよ。

したがいまして、役所もこの女性の講師を呼んで、意識改革あるいは接遇向上等をやると、私はいろんな面で効果が出やせやかなと思うんですね。それについていかが考えられるか、2点目。

3点目ですけれども、市役所に来られる方々も全てがイエスマンの方はおられないと思うんですね。例えば接客とか接遇が悪かったら、いろんな書類の件とかでいろんな苦情とか、そういうのもあろうと思うんですよ。これはもう内容は知りませんけれども、そういうことで市役所に来られる方々にもっともっと積極的な姿勢で応対、対応を私はこれは常識として実施すべきと思うんですが、いかが考えられるか。この3点をちょっと詳しく説明をできればしていただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まずは、第1点でございますけれども、接遇向上に積極的に取り組んでいる自治体や、ある民間企業では全員が窓口を向いた机の、いわゆる今おっしゃったのでは対面型とおっしゃいましたけれども、そういうような取り組みを展開していると、市役所でもそのことはどうかというような御質問でございます。

現在、本市におきましては、福祉課、それから税務課、それから市民課が一応そういう方向で対応しているところでございます。ほかの部署につきましても、できるだけそのような方向で今

後検討してまいりたいと、前向きに積極的に検討してまいりたいと思っておりますが、何せ業務内容でありますとか、事務の流れでありますとか、あるいは執務室のスペース等も絡んでまいりますので、その辺も考慮しながら、配慮に入れながら今後検討してまいりたいと、そのように思います。

それから、JAグループが女性の講師を招いての研修を行っていると、そういうもののを取り込んだらどうかというようなことでございます。

本市におきましても、県内の研修機関を利用いたしまして、これまででもビジネスマナーの研修でありますとか、あるいはサービスの向上の研修とか、クレームに対する対応をどうしたらいいかとか、そういう研修はこれまで積んできているところでございますが、今、議員がおっしゃいましたように、やっぱり職員の意識改革が一番であろうと思っておりますので、そういう意味におきましても、ぜひそういう方々のお力もおかりしながら、さらに接遇改善に努めてまいりたいと、そのように思っております。

それから、市役所に来られる方に積極的に対応するべきではないかというようなことでございます。おっしゃるとおりだと、そのように思っております。どうしてもやはり向こうから、お客様のほうから声をかけられるのを待ってこちらが対応するという場面もこれまで多く見られております。やはりこちらから積極的に、どうなされたんですか、どういう御用件でしょうかというような積極的な声かけを展開していくべきだろうと思っております。

今、「こころ」という、うちのほうでもそういう接遇に関するテキストをつくっておりまして、その1番目に、明るく笑顔で先手を打つというような言葉で、まず第1ページはそれで飾っております。そういう意味で、できるだけこちらから声をかけて、そして丁寧な対応ができるよう、今後も引き続き努力をしてまいりたい、そのように思います。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君　3回目ですが、市長は私が3回目で言うことと大体同じことを、言わんとするところを今おっしゃられておりまして、重複はいかんかなと思いますから、田上副市長に今度はちょっと聞いてみたいと思います。本当は市長の考えを聞きたかったんだけど、今おっしゃったもんだから、通告等もしておりますから、田上副市長、今の件ですけれどもね、要するに本当に市役所の職員は優秀な人材が多いんですよ。だから、それをいかにいろいろ明るく元気に、そして先手必勝、もう何度でも言います。そして、早くどんな御用ですかとか、いろいろ言う。そういうのを完全定着化したやり方にしていただければ、本当に市民の方は喜ぶだろうと思うんですね。

ですから、水俣市はいいなと、いろんな方々が言ってもらえば、一体となって水俣市がいろいろ盛り上がっていくんじゃないかなと、そのためにはやっぱり市役所というのは、市長がもう

何遍でもおっしゃいます、市役所は市民のお役に立つところとおっしゃいますから、そこらをですね、その働く人は職員ですからね、その職員さんにもっともっとレベルアップして、何しろ元気を出す、明るくするということをしていただきたい。そこについて副市長、お願ひします。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 御指名ですからお答えしますけれども、ずっと昔、30年前に、私も市役所の職員として勤めておりましたけれども、そのときは、市役所というのはなかなか市民感覚がやっぱり薄くて、ちょっと上から目線というのがありました。だた、この近年ですね、そういうことじゃやはり行政は進んでいかないということと、やっぱり市民参加による行政運営というか、地域の活性化も含めて、そういうことを今叫ばれています。これは当然だと思いますけれども、その中で市民に受け入れてもらえるには、挨拶とか、そういうことから入ることが、やはり一番市民との交流も含めて市民に理解していただくことだと思います。先ほど申されましたように、やはりにこにこして愛想よく応対したら、文句もちょっと半分ぐらいに減らそうかということもございます。ただ、これをどうやっていくかというのは非常に難しい課題でございます。
継続してやらないと、またもとの、変な言い方ですけれども、職員は黙って机に座っていたほうがやっぱり心地いいですよね。だからそういうことじゃなくて、やっぱり市民の目線と行動も常に視野に入れて仕事していくというのが職員としての本当の務めじゃないかと思いますので、これをどうやっていくかというのは非常に問題なんですけれども、府議とか課長会議、そういういろいろ市長からいろんな指示する場所もあります。今、若い人たちは、お気づきかもしれませんけど、この何年か入った方たちは、非常にそういうのはたけております。そういうものを我々昔の人間であれなんですけど、そういうことを参考にしながら府内全体でこれを啓発していくというムードをまずつくることが大事だと思いますので、そういうことで努力していきたいと思いますので、ぜひそういう御進言いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について順次お答えいたします。

まず、市内の小学校・中学校が学力向上・体力向上に積極的に取り組むように3月議会で提案したが、成果・課題は何かとの御質問にお答えいたします。

まず、学力の向上につきましては、これまでに成果の上がった学校の取り組みや先進的な事例を市内の全ての教職員に紹介するとともに、わかりやすい授業の提案等を続けてまいりました。ことし4月に全ての小学6年生、中学3年生を対象に実施されました全国学力・学習状況調査の

結果によりますと、本市の小学6年生は、国語の応用問題を苦手としていることがわかりました。学校で学んだことを生かして、自分の考えをまとめたり表現したりすることが苦手です。また、中学3年生は、国語・数学ともに全国平均と同水準の結果が出ております。

成果といったしましては、基本的な知識・技能については高い定着率を残すことができていることが挙げられますが、課題としては、応用力がいま一歩であったということです。そこで今後、これらの課題を克服するために読書活動の推進やコミュニケーション能力等の育成等を中心に応用力を伸ばす指導を各学校にお願いしていきたいと考えております。

次に、体力の向上につきまして、県体力テストの結果によりますと、いずれの種目も全国平均と大きな差はないのですが、小学校では学校差が大きいことが課題です。体力向上を部活動だけに頼らず、全校体育を実施したり、体育の授業や休み時間を使って運動に親しむ児童を育てることが必要だと考えております。中学校においては、陸上競技の練習会など、全校で体力向上・技術力向上に取り組む雰囲気ができており、各種目ともに全国平均の水準にあると考えております。

次に、地域との連携はどのように総括するかとの御質問にお答えいたします。

現在、市内全ての小・中学校において、PTAや地域の人材を招いて行う授業が行われております。学校応援団と呼ぶこの取り組みに加え、学校支援地域本部事業、コミュニティスクールなどの事業効果により、年々、地域とのつながりの深い学校運営がされるようになってきました。また、今年度から、いじめ問題について情報を地域と共有し、協働して解決に当たるいじめ対策委員会を各中学校ブロックに設置していただきなど、地域とともにある開かれた学校づくりは、一步一步前進していると考えております。

課題といったしましては、次の2点を考えております。

1点目は、学校の情報発信です。いいことは情報として流すのですが、よくないことも、いかに学校がオープンに情報を提供できるかです。困っているときこそ、地域の力をかりて解決する姿勢が欲しいと思います。

2点目は、教職員が地域に出かけ、地域住民と懇談する時間や場をどう設定するかです。教職員の多忙感につきましては、これまで一般質問に取り上げていただいておりますが、そのような中でも、地域に足を運ぶ時間をつくっていくことが大切であると思っております。

次に、学校評議員がスタートして10年を超えたが、成果と今後期待することはどのようなことが考えられるかとの御質問にお答えします。

学校評議員制度は、平成12年4月から学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために始められた制度です。各学校によって、委嘱している学校評議員の人数は違いますが、地域の目によるチェック機能を学校に取り入れ、学校運営を評価

していただくという点からは、一定の成果があると認識しております。

最近では、評価者としての学校評議員の制度を広げ、学校運営に一定の発言権を持った学校運営協議会を備えるコミュニティスクールも設置されてきました。平成24年度、水俣第一小学校と水俣第二中学校が正式にコミュニティスクールになりました。また、現在、水俣第一中学校が準備を進めています。今後は、これらの学校評議員制度やコミュニティスクールのように、地域住民の意見や考えを今以上に学校運営に取り入れ、地域とともにある学校づくりを進めていきたいと考えております。

特に平成26年度から始めるよう準備をしております土曜授業においては、学校評議員を初め、地域住民の皆様のお力添えをいただきながら、郷土水俣を我がふるさととして誇りに思える子どもたちの育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君　教育長から答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

学校は私は大好きなんです。孫たちもありますし、長く後援会とか健全育成とか、かかわっていますね。本当に、楽しいんですよ、学校に行くいろんな人と話できるし、うちの孫たちはあんまりじいちゃんわあわあ言うなと言うけれども、本当に学校というところは新鮮でいろんな子どもたちがおるもんだから、声かけもできるし、そういう意味では、今後ともやっぱり地域でいろんな方々とよくまとめて、学校を支えていきたいなと思っております。

そこで、教育問題で市内の小学校・中学校の学力向上に積極的に取り組みを提案したということで、成果としては、これでいくと、わかりやすい授業とか、先進的な事例を述べて先生に紹介とか、いろんな意味で成果としては出ているようでございます。

また、必ず成果があれば課題もあるわけですからね。課題としては、今の教育長の答弁では、いわゆる応用力がちょっと今一番不足しているかなということと、体力の向上はいずれも全国平均と余り変わらんと言われたもんで、これは私はびっくりしたですよね。そんなに体力は悪くないのかなと思って今改めて知ることができました。

ただ、運動に親しむ児童・生徒を育てることは重要であるということで、中学校は全国平均、そうすると、今冒頭で言いましたけれども、学校の一番大事なのは地域との連携なんですね。これをどう総括するかということでは、年々地域とのつながりは深い学校運営ができているようだと、一歩一歩前進している。そして課題が2点ということを今おっしゃいましたけれども、学校情報発信、困っているときこそ地域の力をかりて解決の姿勢にもっていきたいということと、2点目ですね、やっぱり地域に出向いて懇談する時間を、多忙の中であっても足を運ぶ時間をつくってもらいたいとおっしゃいました。これがやっぱり欠けているんですよ、今の学校は。非常に考える方も多いございます。ですからね、積極的に、私も本当、先生方、非常によく見ており

ますけれども、前は割と遊びに来ていいくですかとか、あるいはぶらっと来られて、寄って、帰りがけとかですね、そういう先生が多かったみたい。しかし、今言つたように、今の先生はそこらが少し希薄になっておると私は見ております、地域の学校、小・中見てもですね。ですからこっちからちよこちよこ行くと非常に喜ばれますけれども、逆に学校からなかなか地域にはアクションがないなということは同認識ですよ。

そして、学校評議員がそういうことで10年目を迎えたということあります。今後期待することは何かということで、あれしたんですけども、これは地域の目によるチェック機能を学校に取り入れた結果、評価いただぐ点からも効果があったということで、10年を超えた中でそのようなことを今、教育長がおっしゃっておられます。

そこで、2回目でございますが、2点お伺いをいたします。

今、学校の課題として、応用力がいま一歩だろうと私は思っております。今、読書活動の推進とか、コミュニケーション能力の育成指導を各学校にお願いすると答弁がありました。具体的にどのように取り組まれるのか、これが1点目。

2点目、体力向上が学校差が大きい中、運動に親しむ児童を育てる必要と答弁がありました。具体的にどのように取り組まれるか、この2点をお伺いします。

○議長（大川末長君）　葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君）　まず、第1番目の読書活動の推進でございますけれども、昨年から水俣第二小学校と緑東中学校を図書館活用のモデル校ということで指定をしております。このような図書館活用のモデル校では、図書の貸出冊数が大幅に増加をしたという結果が出ております。11月にはその学校での研究発表会というのも実施をいたしますけれども、第二小学校と緑東中学校での取り組みというのを、ぜひ市内の小・中学校でも紹介をしていきたいということで、ほかの学校でもできることから実践をしていきたいと思っておりますし、来年度以降も順次図書館のモデル事業を各学校に広げていきたいなというふうに思っております。

それから、市内の幼稚園・保育園、小学校・中学校、全体で実は連絡協議会というのをつくっておりますけれども、この中で一緒に取り組んでいることがございます。家庭でテレビを見ない、あるいはゲームをしない日をつくって、うちで読書をしましょうと、家読の推進というのを、4つの各中学校がありますけれども、4つのブロックごとにそれで幼稚園・保育園、小学校が集まって、日にちを決めてそれを取り組んでいこうということで、今それを積極的に進めているところでございます。

それから、コミュニケーション能力の育成につきましては、まず学校なんですけれども、授業中に少人数あるいはグループで話し合う活動を必ず授業の中に取り入れていくということを、これ意識的に今やっていただいております。そういう話し合いの中で自分を高めたり、あるいは人

を尊重したりということができるような子どもたちをつくっていこうということでやっております。また、今年度から、今始めたばかりなんですけれども、文科省の補助事業の中で自立支援事業という、いじめ対策委員会というのが正式にはあるんですが、その中で、例えば生徒会活動とか学級活動を盛んにする、そのことで学校づくりを子どもたちに主体的にやってもらおうという、そういうことを積極的にやることでコミュニケーション活動を盛んにしていこうということを今考えて、取り組みを始めたばかりでございます。

それから、もう一つ、来年度から土曜授業をぜひやりたいということで今準備を進めておりますけれども、これにつきましては、地域の住民の皆さん方に先生になっていただいたり、あるいは支援者になっていただいたりということで、地域の皆さんに参加をしていただく授業を進めていきたいなというふうに思っています。そういうことで、子どもたちとの会話あるいはコミュニケーション能力を高めて、地域に親しめる学校あるいは子どもたち、先生ということで、全体でそれを取り組んでいこうということを今考えているところでございます。

それから、体力向上についてでございますけれども、運動に親しむ子どもを育てるということで、具体的にはどのようなことを行っていくかということでございました。現在学校での体育の指導、先生方が主ですけれども、さまざまな指導の手引書とかガイドブックというのが実はございます。ですけれども、十分に活用をされていないという現状がございますので、この手引書の中身は、運動種目に応じていろんな指導法とかコミュニケーションのとり方とか安全とか、いろんなことが実は書いてあります。そういう体力向上のためのプログラムというのを作成をされているんです。それを十分理解して、それをうまく使っていくということを先生方にお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから体育の授業についてですけれども、目当て学習ということを今やっています。というのは自分の目標を自分で立てるということですね。自分で立てますから無理なくやっていけると、運動能力に差があっても個々の能力に応じて自分で取り組みができると、自分で達成度を確認できるという、そういう授業のやり方を今取り組んでやっております。

それから、最近では、体力テストを自己診断できるパワーアップナビというソフトがありまして、子どもたちが自分の体力テストを年に、例えば6回ぐらいできるんですけども、2カ月に一遍ぐらいやって、その結果を入力していくって、1年間でどれだけ伸びたか、あるいは自分の弱点はどこなんだというようなことが把握できるような、簡単なソフトがあって、自分の立ち位置というのをチェックできるように実はなっています。そういうのは子どもたちが非常に関心が高うございますので、そういうのを積極的に取り入れて、ぜひ運動に親しむ子どもたちをたくさんつくっていきたいなというふうに思っております。

○議長（大川末長君）　渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目の質問を1点だけやらせていただきます。

学校というのは、要するに地域あっての学校、これはもう誰が言わなくても先人から学んだことで、これからもずっと永遠にこの言葉というのは地域と学校が一体となるというのは続くであります。また、続かなければならぬと思っております。

そういう観点の中、今、要するに学校が、市内の学校はちょっとよくわかりませんけれども、先ほど言ったかもしれません、前と違つて、宮本先生とか、これは本当に地域にばんばん入り込んでおったんですね。今はやっぱり年代がかわって少し淡泊になったかなと思いますけれども、そういう出向くことも、どしどし地域に入りなさいということも、ぜひ教育委員会からも指導していただきたい。地域は喜ぶばかりですよ、おいでいただければですね。我々もやっぱり率先してこういう地域のあれをまとめて、学校をですよ、やっぱりオンリーワンというか、そういうふうにしていきたいという願望はありますからね。よその学校には負けてたまるかということで、子どもたちを応援していきたいなと思うわけですが、そこで1点ですけれども、地域の力をかりて解決する姿勢が私は欲しいと思うんですよ。そのためにも、地域に足を運び指導強化を図ることが私は求められるんですが、教育長としてどのように考えておられるかを質問して終わります。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、議員おっしゃいましたけれども、教職員が地域に足を運ぶ機会が少なくなったんではないかということでございますが、確かに御指摘のとおり、最近では地域に入っていくことが少なくなつております。学校と地域との距離というのが若干遠くなってしまったというふうに実は感じを持っております。決してこれは子どもたちのためにも好ましい状況ではないというふうに私も思っております。そういうものを克服するために、実は学校応援団制度ということで、学校支援地域本部事業あるいはコミュニティスクールの制度を利用して、学校開放、学校への垣根を低くしようということで今取り組みを進めてきております。

やはり子どもは地域の宝というふうに言われているわけでございまして、ぜひみんなで育てていこうということが非常に大切ではないかという、これはもう今も昔も全然変わらないというふうに私思っております。

ですから、学校が情報を開示あるいは発信するのはもちろんのことですけれども、先生方がやっぱり地域をよく知る、あるいは地域の人を知る、子どもを知るということになっていけば、やっぱり地域を知らないと、子どもの教育というのはもうできないというふうに私も思います。ですから、地域あっての学校なんだということをぜひ先生方に粘り強く伝えていきたいというふうに実は思っております。

今後とも、やっぱり後援会等もございまして、熱心に学校を支えていただいているということ

も含めて、しっかり伝えていきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。早速質問に入ります。

東電福島原発事故から3回目の暑い夏を迎え、電力の使用量はうなぎ登り、原発の再稼働が叫ばれる要因となっています。福島原発の事故処理は遅々として進まず、作業者の被爆のみは進み、今なお汚染水の流出をとめられず、海の汚染が世界から注目されています。巨大だった東電が何もできない企業との印象を受けます。原発事故の怖さを再認識させられる今日です。再生可能エネルギーの安定的な確保は重要な課題です。環境モデル都市水俣の取り組みが注目されます。

以下、質問します。

再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況について。

- ①、10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備の設置数は幾らか、その容量は幾らか。
- ②、木臼野に大規模なメガソーラー計画の話を聞くが、なぜ具体化されないので。
- ③、木質バイオマス発電の進捗状況はどうなっているのか。

次に、ごみゼロ施策（ゼロ・ウェイスト）の取り組み状況について。

- ①、ごみ排出量（一般廃棄物）の現状をどのように見ておられるのか。
- ②、今後の取り組みと問題点は何か。

次に、平均寿命について。

- ①、水俣市の5年間の平均寿命の推移はどうなっているのか。
- ②、水俣市の健康寿命延伸への施策と効果をどう検証されているのか。

次に、学校問題について。

- ①、F中問題はどのように収束したのか、原因・教訓をどう捉え、生かされているのか。
- ②、少人数学級教育の現状と目指す方向性をどう考えておられるのか。
- ③、学校夏休みの現状と考え方はどうなっているのか。

次に、3回も議会から否決された古紙リサイクル誘致企業立地促進補助金について、市民からなぜ何回も出さんばいかんとや、なぜ議会は何回も否決すっとやの声が聞こえてきます。

そこで、質問します。

①、なぜ必要と考えておられますか。

②、議会に何を求めておられますか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況については産業建設部長から、ごみゼロ施策（ゼロ・ウェイスト）の取り組みの状況について及び平均寿命については福祉環境部長から、学校問題については教育長から、誘致企業立地促進補助金については私から、それでお答えいたします。

○議長（大川末長君） 再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 初めに、再生可能エネルギー発電設備の取り組み状況について順次お答えいたします。

まず、10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備の設置数と容量は幾らかとの御質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギー発電につきましては、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等がございますが、現在、市内で主に取り組まれているのは太陽光発電です。九州電力からいただいた、平成24年度末の水俣市における太陽光導入実績では448件、3,222キロワットの発電能力がございます。そのうち、10キロワット以上の太陽光発電について、市が把握している範囲でお答えいたしますと、学校や事業所等も含め22件、約1,800キロワットの発電能力があります。なお、本年度に入りましてから、メガソーラー発電など2件も稼働いたしましたので、現時点では24件、約4,200キロワットの発電能力となっております。

次に、大規模なメガソーラー計画の話を聞くが、なぜ具体化されないのかについてお答えをいたします。

議員お尋ねの計画は、民間事業者による計画で、事業者様からは、自社所有地約26ヘクタールの土地に太陽光発電施設を設置する計画であるとお聞きしております。市としましても、再生可

能エネルギーの導入を推進しているところであり、市の施策とも合致する事業と考えております。しかしながら、大規模な事業でありまして、計画地が森林であることから、周辺環境への影響が懸念されること、また、この計画地は過去に産廃処分場の立地が計画された土地であることなどをお伝えしております。

事業者様からは、計画の実施に当たって、所有地内に存在する開拓道路の払い下げを希望されており、払い下げの優先権がある市へ御相談があつてはいるところです。現在、開拓道路につきましては、地域住民の参画による湯の鶴観光振興計画の中で、森の遊歩道として整備計画に位置づけられております。まずは地域住民の御理解が必要ではないかと考えております。説明会の実施をお願いしているところでございます。

次に、木質バイオマス発電の進捗状況はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

渕上議員にもお答えしましたように、これまで、木材の賦存量や収集計画、発電所の概念設計等発電事業を実施するために必要な情報や材料を調査してきたところです。今後は事業主体を決める必要がありますが、現在、この事業主体を誘致すべく幾つかの企業と接触を行っております。これまで調べてきた事業計画や情報などをお示しし、中身の精査をしていただいており、先方の独自の調査や社内手続にしばらく時間を要するとの回答をいただいているところです。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をさせていただきます。

水俣の10キロワットの再生エネルギーは今24件、4,200キロワットとの答弁でした。熊本県内で65万キロワットの計画があり、そして実働分は5万キロワットだということで、現在では大体約8%かなと、水俣市はですね。ところが、この実働分が動いたとすれば、水俣には0.7%だということで、積極的なソーラー、太陽光の取り組みが必要でないかということで、今後に期待をしておきたいと思います。

木臼野地区に大型のメガソーラーができるという話は大分前から聞いたわけですけれども、なかなか進んでいないなということで取り上げましたが、木臼野地区自身は大変高齢化が進み、産廃処分場問題でも大変混乱をし、地域が苦しんだところであります。ぜひ雇用等が発生し、活性化が図られるならば、これはいいことではないかなというふうに考えております。

ただ、大事な自然環境であり、単なる破壊では困ると、市が出しているのは地域住民の理解が第一ということで、そこら付近がなかなか理解を得る努力がないのかなというふうに感じますけれども、そういうことができない企業の進出というのは怪しいなというふうになってくるわけですね。ただ、進出する企業としては、市ないし市民の不安を払拭すると、そのためには最大限の努力をして理解を得る。そのことが一番大事なものであって、企業がそこでしっかりした活動をするという前提があるならば、そういうところで進めていただきたい。そして、我々は産廃処分

場の二の舞をするわけにはいかないわけであります。長い間の停滞から脱却し、明るい日差しが見え始めた水俣、もとの混乱のまちに戻してはいけません。

そこで、産廃処分場で経験した貴重な環境に関する事故を踏まえながら、やっぱり企業と合意するところは合意をして、そして間違いない判断をしていただきたいということで、これについては要望としておきます。

8月18日のNHKニュースは、木質系バイオマス発電事業に進出相次ぐとして報道し、王子製紙で3カ所、シェル石油と固定価格引取制度でめどが立ったためと報道をしています。まさに事業が成り立つかどうか世間的に認知をされているというふうに私は理解をしました。

熊本県は第5次水俣芦北振興計画、平成26年度の実施計画にも取り上げ、また環境省は2014年度政府予算の概算要求で、環境首都水俣創造事業に2億8,000万円を予算計上し、産業団地に計画中の再生可能エネルギー施設に整備に当てるというふうに報道もされています。

水俣市再生事業として、環境省、県も支援する事業で、よそでやっている営利目的第一の事業ではなく、ゼロカーボンの産業団地を目指すものであり、大きな雇用も発生する。力を入れるべき事業であるというふうに考えます。

そこで、質問ですけれども、事業主体が決まっていないという答弁でありますけれども、JNCが水俣へ入って、よそからの企業進出は難しいのではないかと。出口が決まって、発電すればもうかる事業、原料チップ収集にも目安がついた状況の中で、スタートから一緒に取り組み、特に平成24年6月議会、塩崎議員への副市長答弁では、JNCさんと一緒に進めている事業、前向きに頑張っていこう、地域の活性化のために、また雇用創出のために一緒に頑張っていこうということで協議は合意していると話をされています。その後もJNCと一緒に取り組まれてきたことは議会の毎回の答弁ではっきりしています。なぜここに来てJNCがおりたのかということをお尋ねするわけです。さきの答弁で、事業主体にはならないけれども、運営、資本参加、全面的に協力したいという答弁があったと思いますが、なぜ事業主体をそれだけ拒まれるのか、再度その点をお聞きしたいと思います。

2点目は、日本製紙は八代で木質バイオマス発電もするが、自社以外の施設へのチップ供給を検討するというふうに報道されています。事業の命運を原料確保が大きく占めると言われていますが、木質チップ集荷のさらなる詰めた見通しはどうなったのか。新たな動きについてお聞きしたいと思います。

③として、事業主体として誘致すべく幾つかの企業と接触を行っているが、しばらく時間を要するとの答弁をもらっているという話ですけれども、常識的に考えて、幾らぐらいの時間がかかるのか。それが感触としてどうなのかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） バイオマス発電事業につきましては、先ほど渕上議員にもお答えしましたし、関連する内容でございましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、JNCがなぜおりたのかということを御質問なされましたけれども、基本的にはJNCさんは全くおりてはないということで、もともと産業エネルギー円卓会議の中でJNCさんと市と一緒に研究していこうというところから、JNCスタンスとしましては今もほとんど変わっていない状況でございます。ただ、JNCさんは先ほども申しましたように化学工場であるし、プラント工場、そういう専門性がある。木材に関しては素人というか、そういう認識を持っておられます。ですから、JNCさんの参画としては、そういうプラントの建設とか運営とかはこれはもう責任を持って施工させていけるんで、この点についてはしっかり我々としても協力したい。それと資本参加につきましても、応分というか、JNCさんとしてもできる限りの資本参画も視野に入れて協力していきたいということで、これは先ほど申しましたように、ほとんど一貫して同じようなスタンスでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

それと、チップについて詰めた内容ということで、先ほども御紹介ありましたけれども、これは9月7日の西日本新聞に詳しく書いてあります。九州の中で今、その新聞の中で表が出ているんですけども、7カ所例示しております。これを県別に言いますと、佐賀県が9,000キロワット、鹿児島県が2万5,000キロワット、大分県が2万3,000キロワット、宮崎県が4万3,000キロワットと、熊本県が八代には5,000キロワットということでございます。これはチップはできるだけ近いところから収集したほうが効率的であるというふうに私たちも認識しておりますので、県内でも収集というか、チップ工場も含めて、バイオマス発電については熊本県内では5,000キロワットですから、かなり余剰、県内としては余剰があるのかなと思います。

ただ、宮崎方面とか大分方面、鹿児島方面は、先ほど申しましたように、非常に大きい工場ができますので、この辺からの収集というのは現在も考えておりません。そういう意味ではチップの供給も熊本県におきましてはより安定的に進められるんじゃないかというふうに考えておりまして、ただ、昨今の木材市場、それと今、紙パルプの原料の価格等は、やはりいろんな今回のTPPの問題もございますけれども、いろんな集め方についても変わってくると思いますので、そういう国際情勢、日本の情勢も踏まえながら、どういった形で集められるかということで今詳細の詰めを行っている段階でございます。

要する時間についてどれぐらいかかるかということでございますけれども、これは何時間、何年、何カ月かかるというのはなかなか難しい判断でございますが、以前、このバイオマス発電、水俣市はバイオマстаウン構想というのがございまして、平成16年に検討したことがあります。そのときは、これはバイオマスのチップを燃やして、その熱でストランドボードをつくっていこ

うという、そういう企業の進出が水俣市にお話がありました。これは平成16年の4月にそういう最初に話がありまして、最終的には平成18年の5月に進出か撤退かという最終の企業との合意ができました。だから、それを考えると、そのときはざっと2年1カ月かかっておりまますので、我々としてはそれより短い時間の中で整理していかなければというふうに思っております。

この事業化の確信でございますけれども、先方としましては非常に興味を示されておりまして、我々がつくったいろんな調査、検討の資料も相手のほうに提供しておりますので、それに基づいた自社の検討、また独自のそれぞれ企業が持っているノウハウを生かした検討を進められてるということで、感触はかなりいいんじゃないかというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 JNCも最初から一貫した姿勢であるということで、まあおりたんではないというような答弁ですので納得しましたけれども、特措法での地域振興の協力、あるいは分社化で水俣逃げだしの市民の疑念を払拭する意味でも、JNCは事業主体となるべきではないかというふうに私は考えていたんです。事業主体にならないにしても、全面的に協力していくというふうに理解をしていいのかどうか、これ1点と、今、時間的には難しい判断だと言われましたけれども、さきの6月議会だったか、9月議会までは大筋説明できるんではないかという答弁があつてると思いますが、そういうことの関連の中で、何年という先には話にはならないと思いますので、こどしいいっぱいなのか、10月までなのか、そこら辺は大体見当がつかないのかどうか。

最後に、木質バイオマス発電は円卓会議で検討されて、雇用も発生するし、水俣再生環境首都創造事業として取り組まれ、できるのかどうかは時間をかけ検討するということだったと思います。経緯については先ほども言わされましたように、国・県が9割出すということで水俣は1割であります。今議会では質問に、時間とか延べ人数の問題とか、あるいはできないときの責任はどうするのかということも出ていますけれども、雇用がなかなかできない水俣、そして雇用の可能性と水俣の経済活性化、林業の再生につながるバイオマス発電所建設、そのできるのかできないかというのを検討する、国・県の支援を受けて検討する、見通しは悪ければやめるということも視野に入っているわけですので、こういう検討段階で責任問題が出てくれば、誰も前向きに取り組まないんじゃないかな、やる気をそぐんではないかという懸念をするわけですね。

そういうことがありますけれども、国・県が9割負担という好条件の中で検討されている水俣の将来にプラスになるということであれば、少々時間がかかるかも精いっぱい頑張っていただきたいということ、これは要望としておきます。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 2つほど質問があったと思います。

JNCは全面的に協力するということで認識してよろしいかという御質問だったと思いますけれども、この9月議会の一般質問の始まる前に、直近で9月2日にJNCさんの本部と打ち合わせをしています。その中では、今までの一貫したお答えと同じだったんですけれども、自分の得意分野、これはプラントの建設、建設についてはいろんな相手先の考え方もあると思いますが、そういう建設に関係すること、また運転については非常に我々としても得意なんだと、そういうことで地域貢献していきたいというお話をありました。それと、資本についても相手さん次第ですけれども、どれぐらい自分たちが資本も提供できるか、参画できるかということについても進捗に応じて十分検討していって、できるだけその地域、水俣に貢献できるようにやっていきたいというふうに確認を得ておりますので、今後とも全面的というのはどの程度が全面的かわかりませんが、大いにそういう協力はしていただけるものと確信しております。

それと、今年度いっぱいなのか、いつまでかかるのかということでございますけれども、非常にこれは悩ましいところでございまして、我々としましては、1年検討してきたので、25年の早々にできるだけ方向を示して、行くか行かないかということで決定したいということで、一つ基準として9月を提案させていただきました。これは我々の希望も含めて、9月までは何とかそういう方向を示さないと、やはり市民の皆様もやきもきされていることもありますし、議会の皆さんからもそういう質問がございましたので、そういう答弁をさせていただきましたけれども、これは本当に先ほども緒方議員からありましたように、やっぱり慎重に大きい数十億のプロジェクトでございますので、やはり納得したことで進出していただきたいといいものができないかないと確信しています。ですから、我々がこの前もできるだけ12月議会まで方向を示してもらいたいということは市からもお願いはしておりますけれども、これは本当に先ほど申しましたように、十分納得した上で進出してきていただきたいと思いますので、いつまでとは申し上げられませんが、できるだけ早い段階で方向を示していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 次に、ごみゼロ施策（ゼロ・ウェイスト）の取り組み状況について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、ごみゼロ施策の取り組み状況についてお答えします。

まず、ごみ排出量の現状をどのように見ているのかについてお答えします。

本年8月8日付熊日新聞に2011年度における環境省の全国一般廃棄物処理実態調査で、1人1日当たりのごみ排出量が熊本県は831グラムであり、全国で最も少なかったと報じられており、大変喜ばしく感じております。その中で、水俣市は811グラムと県平均値より低いものの、本市

よりも少ない市町村が多くあったことも事実であり、ゼロ・ウェイストを標榜する本市としましては、重たく受けとめております。しかしながら、一般廃棄物の発生総量は、人口規模、人口に対する事業活動の規模と産業構造及び市民の所得水準、景気変動などが大きく影響するため、自治体の状況に応じて大きく異なり、これを画一的にごみ量で各自治体のごみ施策を判断することは、なかなか困難であると考えます。

平成22年度において、本市の状況をより的確に把握するために、平成21年度の一般廃棄物処理状況を日本全国の人口規模類似市町村42団体との偏差値による分析を行っております。その結果でございますが、水俣市は廃棄物1トン当たりの資源回収量は446キログラムで、42団体中の偏差値は75を超え、1位と極めて優秀であります。また、一般廃棄物総排出量に対する最終処分場への埋立率は6.7%と42団体中9位となっておりますが、この埋立量には芦北町、津奈木町、さらには下水道汚泥も含まれておりますので、実際はこの数値の4分の3程度となりますことから、さらに上位になるものと考えており、良好と言っても差し支えないと思われます。

このように、市民の皆様に御協力いただいている24分別を初めとするさまざまな施策の結果は良好であり、今後も、燃やさない、埋め立てないのゼロ・ウェイストの概念に従って取り組みたいと考えております。

次に、今後の取り組みと問題点についてお答えします。

平成20年度から平成24年度のごみ処理の推移を見ますと、総量は微減、可燃ごみは微増、資源物は減少となっており、結果、40%台を維持してきたリサイクル率は平成24年度において39.9%と40%台を割り込んでおります。これは紙類、生ごみ等の資源物の可燃ごみへの混入率が増加していることを示しています。これらのことから、資源物の可燃物への混入を防ぐことが最大の課題であります。

したがって、今後、市民の皆様への啓発を初め、可燃ごみ指定袋の導入、可燃ごみ、生ごみの収集頻度の改定、簡易生ごみ処理器キエ一口の普及促進等のソフト面を中心に、よりよい方法を考えまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をさせていただきます。

答弁もありましたけれども、8月8日の熊日新聞は、環境省の2011年度全国実態調査を受けて、熊本県が県民1人当たりのごみ排出量は831グラムで、全国で一番少なかったと発表しています。市町村別でも発表され、水俣は811グラム、県下35位、それと津奈木は452グラムで6位、芦北町は532グラムで11位、市レベルで見たとき、玉名市、合志市、山鹿市、菊池市、上天草市、八代市、宇城市に次いで8番目、環境首都として努力している市民としても納得いかなのでは、理解がいかないのではないかということで問題として取り上げたところであります。

今の答弁の中で、1日当たりのごみの排出量811グラムという数字は重く受けとめているけれども、資源回収量では42団体でトップだと、埋め立てについても、私は2次質問で、埋め立ての642トンというのは市人口で割ると大変少ないが、1人当たりの量は佐賀県、沖縄県より高いと、これはどういうことかという質問するところだったんです。予想はしましたけれども、芦北、津奈木は含まれてるんだと、4分の3掛ければ少なくなるということですので、この点も理解いたしました。

そこで、質問としては、最終処分場で埋め立てが行われている芦北町、津奈木町を含めて、埋め立てが行われていると、そういう中で岡山処分場の寿命、これは何年ぐらい見ておられるのか。

それと、もう1点は、東部地区で進められ、生ごみ処理葉山方式の取り組みをするということになった話だったんですけども、この状況はどうなっているのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 岡山の最終処分場の残余年数の御質問でございますけれども、岡山の最終処分場につきましては、平成21年度に実測を行っております。これで、本年度現在の残余量は4万4,415立方メートルとなっております。

現在、私たちが計画しておりますのは、覆土分を含めまして年間589立方メートルと考えておりますので、そこで計算しますと、約75年間は大丈夫だということで考えております。

それから、今の東部地区で進めているというキエ一口のお話だと思いますけれども、キエ一口は神奈川県の葉山町で考案されたものですが、透明な屋根つきの木枠を畑等に設置して土の中に生ごみを埋めるということで、これによりますと、土のバクテリアで処理されるために、特殊な薬品等も必要としないということで期待をしているところでございます。

本年度、6月議会で補正をさせていただきましたけれども、これにつきましては、東部、久木野、湯出、今現在、生ごみの収集を行っていない地区においてこれを配布することによって、先ほどから御質問のごみの総量を減らせるんじゃないかと期待をしておりまして、今年は70基をつくりまして、配布をしたいと今計画をしております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問としては、岡山の処分場のあと75年間もてるということで、大変そこは喫緊の課題として次の処分場を見つけんといかんという心配もあったんですけども、やはり分別収集をしながら努力した結果がこういうふうに結びついたということで、評価をしたいんですが、こういうところを新聞報道等では811グラムがそのまま出て、何で水俣はというふうに市民は感じますので、ぜひ、我々市民が努力した結果がこういうところに出ていますよということで、市報等で流しながら、市民が理解し、自信を持って、さらに分別収集等が進むように、そ

いう報道をしていただきたいということもお願いをして、要望として終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 次に、平均寿命について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 平均寿命について、順次お答えします。

まず、水俣市の5年間の平均寿命の推移はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

ことし7月に発表されました平成22年の国勢調査による水俣市の平均寿命は、男性80.7歳、女性87.3歳で、男女ともに国や県の平均値を上回っております。また、平成17年と平成22年の国勢調査の平均寿命を比較すると、男性で2.3歳、女性で0.6歳伸びており、男性では国・県を、女性では県を上回る伸び幅でございました。

次に、水俣市の健康寿命延伸への施策と効果をどう検証されているのかとの御質問にお答えします。

本市の健康寿命延伸への施策としましては、高齢者への介護予防と現役世代からの健康づくり対策に力を入れております。

まず、高齢者への介護予防については、活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う一次予防事業まちかど健康塾を実施しております。この事業は、高齢者ができる限り要介護状態となることなく、生きがいを持って継続した在宅生活を送ることを目的にしております。原則年1回、基本チェックリスト、運動器機能評価、物忘れ相談プログラムを用いて事業の評価を実施しております。

まちかど健康塾は、おおむね65歳以上で、要介護認定者であっても軽度認定であれば、どなたでも参加いただける教室としているために、現時点では数値的な効果の検証は難しいところです。しかし、参加者の中には、要介護認定を必要とせず、生き生きと在宅生活が継続できている方もおられますし、また外出することが習慣づき、閉じこもり防止にも役立っております。これらのことからも、健康寿命を延ばすためには、必要な支援の1つと認識しておりますので、今後ますます充実させていきたいと考えております。

また、現役世代からの健康づくり対策については、平成20年度から開始した特定健診の結果から、糖尿病、高血圧、高コレステロール血症のハイリスク者を抽出し、特定保健指導や個別相談会、家庭訪問等を地道に行ってまいりました。その成果としまして、健診受診者のうち、高血圧の指標となります収縮期血圧160、拡張期血圧100以上の中等症高血圧以上の方の割合が、特定健診開始当初の平成20年度は13.3%が、平成23年度には8.9%に減少しております。また、動脈硬化の指標となるLDLコレステロール160以上の方も、同様に10.8%が7.0%に減少しております。

これらの結果を見ますと、少しずつではありますが、重症化予防の成果があらわれ、健康寿命

の延伸につながっているのではないかと推測しております。しかし、糖尿病の指標となりますHbA1c 6.1以上の方々の割合は、特定健診開始当初から変化が見られておりません。放置すると心筋梗塞や脳卒中、人工透析など介護状態の原因にもなるため、健康寿命を延ばすためには、糖尿病対策は最重要課題であり、今後も重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

水俣市の平均寿命は男性80.7歳、女性87.3歳で国・県平均を上回っていると、5年前と比較しても伸び率も国・県を上回っているとの答弁であります。すばらしいことではありますが、問題はいつまで健康的であったかどうかであります。その尺度として健康寿命というのがありますが、一生のうち健康で支障なく日常の生活が送れる期間を言いまして、厚労省が初めて算出した健康寿命は、2010年の国平均は男性70.42歳、女性73.62歳で、男性は愛知県の71.7歳、女性は静岡県の75.3歳が1位と言われております。熊本県は男性70.5歳、女性73.8歳でともに21位ですけれども、県レベルでは算出されておりますが、市町村レベルではこれら算出はあっているのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

次に、答弁では高齢者が介護予防で取り組んでいる第1次予防事業のまちかど健康塾というのが結構健康寿命の延伸につながっているということで、充実をしていきたいとの答弁ですけれども、どのような形で行われ、参加者の推移はどういうようになっているのか、これについてお尋ねしたいと思います。

3点目として、現役世代の健康づくり対策として、特定健診をして健診者のいろいろな指導をやってきたと、その結果、中等症高血圧の人が減少、LDLコレステロールが160以上の方の減少があって、健康寿命の延伸につながっているんではないかと、ただ、HbA1c 6.1以上に変化がなく、健康寿命を延ばすためには、糖尿病対策は喫緊の最重要課題だという答弁だと思いますけれども、今後重点的に取り組みたいとの答弁ですが、指導の効果が出ていない理由をどう考えて、今後の指導に生かしていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、健康寿命の件でございますけれども、健康寿命は国がこそし初めて指標化して発表されたものでございます。全国平均、熊本県の状況というのは議員が今御指摘のとおりでございまして、国の平均としますと、熊本県の健康年齢は男女ともに介護状態が半年ほど長くなっているという実態がございます。今回、これが初めて指標化されたもので、寿命等については国が市町村単位で出すんですが、今回は県単位で出しておりまして、水俣市については押さえておりませんけれども、現在の水俣市の介護状況を見ますと、やはり介護認定率というので考えていきますと、いわゆる65歳以上の高齢者に対しての介護認定を受けた方を見ま

すと、平成19年が20%だったのが、24年度は11月末現在の数値ですけれども、22%ということでお上がりっていることから考えれば、やっぱり健康寿命というか、介護の年齢が長くなっているんじゃないかなということは推測ができるのではないかと思います。

次に、まちかど健康塾の内容でございますけれども、これは公民館26カ所で月2回実施しておりまして、また福祉センターやおれんじ館などの拠点施設で行う送迎型というのは5カ所、8グループで毎週1回実施をしております。

過去5年間のまちかど健康塾への参加延べ人数でございますけれども、平成20年度が1万3,105人、平成21年度は1万2,155人、平成22年度が1万2,979人、平成23年度は1万1,405人、平成24年度は1万991人となっており、若干減少傾向が見られるところでございます。ただ、地域で支える介護予防というのが根づいていくと、拠点の構築に向けた継続的な取り組みとして一定の役割は果たしているんじゃないかなということで、今後とも推進していく必要があるかと思います。

しかしながら、市としましては2020年度までに高齢者の増加を予想しておりますので、この事業はほかの事業と一緒になりながら、ひきこもり等を防止するために実施していく必要があると考えているところでございます。

次に、糖尿病の主たるHbA1c 6.1以上の点でございますけれども、糖尿病には2型糖尿病は食事や運動の生活習慣や社会環境の変化によっておりまして、全国的には増加しており、その成人の4分の1が糖尿病かその予備軍であると言われておるところでございます。糖尿病の方は、あくまでも本市が実施する特定健診を受けた方の推移ですので、一概には申し上げられませんが、国保医療費の受診率も常に県内で上位にあります。このため、今後は受検者の検査データを本人の同意を得まして、今年度から特定健診を受けた方以外にも、病院で医療を受けておられる方のデータを送っていただきまして、そのような関係を結んで、その原因を関係機関と一緒に分析して、指導等を行って対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

水俣市の介護年齢が65歳以上の認定介護者がふえているということで、介護年齢がふえているんじゃないかな、それで健康寿命というのが少々逆に下がっているんじゃないかなというような感じですけれども、ぜひこれについては厳しく頑張っていただきたいと思います。

それと、まちかど健康塾については一定の役割があると、若干減少傾向だけれども、一定の役割があるということですし、地域では大変喜ばれているというところもありますので、ぜひ力を入れて健康寿命延伸に頑張っていただきたいというふうに考えます。

それから、現役世代の中で糖尿病としては、まあいろいろ今後病院のデータ等もらいながら指導していきたいということだと思いますけれども、プライバシーの問題もありますので、慎重に

注意をしながらやっていただきたいと思います。

3回目の質問ですけれども、健康寿命と平均寿命の差は、男性で9年、女性で約13年というふうになっています。2000年の健康日本21では、水俣でもPPK（ぴんぴんころり）運動に取り組んだと思いますけれども、NNKという言葉を使う、ねんねんころりで亡くなるのか、PPK、ぴんぴんころりで亡くなるのか、ぴんぴんころりとはいかないとしたら、PPG、ぴんぴんとしてゴールを迎えると、人生のゴールを迎えるということで、人生が終わるのかどうか、そういうところが大事だと思います。

厚労省も2013年からの2次計画に、健康寿命を延ばすということで、生活習慣病の予防や心の健康に関する分野で5分野53項目の計画をつくっておられます。そして、平均寿命と健康寿命のギャップを埋めるという取り組みをしていますけれども、当然、水俣市にもそういう連絡が来て取り組みを始めておられると思いますが、そういうことはやられているのかどうか。やられているとすれば、ぜひ実のある計画にして、水俣の健康寿命を大幅に延ばす取り組みをしてほしいと思いますけれども、それについていかがか、3回目の質問といたしたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） ただいま健康日本21（第二次）計画の数値目標の点でございますけれども、平成25年度から34年度までの国民健康づくり運動、健康日本21（第二次）では、引き続き生活習慣病の一次予防、いわゆる病気にならないに重点を置くように計画がされております。

本市におきましても、健康日本21に沿った形で第2期の水俣市健康増進計画を昨年度健康づくり推進協議会で協議を重ね、策定をいたしております。この中では、がん検診とか循環器の関係、糖尿病等の受診率等につきまして市の目標値を明確に定め、それを目標として推進していくこととして策定をいたしております。

○議長（大川末長君） 次に、学校問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校問題について順次お答えいたします。

まず、F中問題はどのように収束したのか、原因・教訓をどう捉え、生かされていくのかとの御質問にお答えいたします。

昨年9月の定例市議会でも、緒方議員には、F中の問題につきまして御質問をいただいたところですが、教師の指導を受け入れず、きちんと授業に参加できない一部の生徒につきましては、学校でも頻繁に家庭訪問を行い、保護者との連携を密にとって状況の改善に努めてまいりました。3年生は徐々に落ちつきを取り戻し、卒業式は感動的な式であったと聞いております。ある生徒は、先生、迷惑をかけて済みませんでしたと言ってくれたそうです。また、在校生につき

ましても、教職員の一致団結した取り組みにより、現在では通常の授業が行えるようになりました。さらに、学校の状況を地域や保護者にオープンすることで協力が得やすい状況になったと考えております。

このF中のように、支援の必要な一部の生徒が中心となって問題行動を繰り返し、学校が落ちつきをなくす状況は、県内でも数例聞いております。教育委員会といたしましても、近年増加傾向にあります特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、早期から適切な支援ができるよう、就学相談・就学指導を充実させるとともに、PTA等への啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、少人数学級教育の現状と目指す方向性をどう考えているかとの御質問にお答えいたします。

小・中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、1学級当たり40人と定められております。しかし、熊本県におきましては、同法第3条の規定により、平成16年度から小学1年生、平成17年度から小学2年生を35人基準としております。

このような状況の中、さらに少人数による指導を実施し、児童・生徒一人一人の実態に少しでも応じた教育ができるよう、教職員の加配をお願いしているところです。今年度、市内に少人数指導の加配が小学校3人、中学校4人配置されております。また、1学級を2名で指導するチーム・ティーチングの加配が、小学校1人、中学校3人、配置をされております。なお、加配教諭の少ない、配置がない小規模校では、授業に空きのある教師が授業の支援に入るなどの工夫を行い、可能な限り手厚い指導が行えるよう努力をしていただいております。教育委員会としましては、今後も学校と連携をとりながら、加配教員の配置について積極的に県に要望していきたいと考えています。

次に、学校夏休みの現状と考え方はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

水俣市立小・中学校管理規則では、第3条で「夏季休業日を7月21日から8月31日まで」としております。また、同条第2項で「教育上特に必要と認めるとき、校長があらかじめ教育委員会に届け出ることにより、夏季休業日を変更することができる」と規定しております。

さて、平成23年度から小学校で、平成24年度からは中学校で新しい学習指導要領が完全実施となりました。小学校低学年で年間70時間程度、小学校中学年から中学校で年間35時間の授業増となりました。特に中学校は、年間授業時数が1,015時間となり、学校管理規則に定める夏季休業日の規定では、その時間確保が非常に厳しい状況となっています。そのため、昨年度から夏季休業日に5日間の授業を実施し、年間時数を確保するようにしております。まだ、残暑厳しい時期に2学期の授業を始めることになりますので、子どもたちも授業に集中しづらいとは思います

が、現状では他に有効な解決策が見当たらないところです。今後は、学校日課の工夫や行事の削減等により解決できないか、学校と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

F中問題は、学校、保護者、教育委員会の指導もあって、連絡を密にして解決をしたと、改善されたという答弁ですので、まずもって皆さんの努力に感謝申し上げたいと思います。

近年、何のために先生になったのか、理想と現実に打ち砕かれる若い先生が多いと聞いています。研修、報告、会議で振り回されて授業が多く、子どもと向き合う時間が少ないと嘆いています。このような学校環境がいろいろな学校問題を引き起こしているんではないかというふうに理解をしています。

先ほどの答弁では、水俣の教育委員会としても各種の取り決め等がここで取り組みあるいは企画をして考えているという答弁で安心をしたわけですけれども、ぜひ、そういう点では進めていただきたいと思います。

7月14日の新聞は、山鹿市教育長に就任をした堀田浩一郎氏の就任挨拶を載せています。山鹿中5年間の校長時代、子どものためには何でもやるを心情として、教職員が子どもと触れ合う時間をふやすために、職員会議を年26回から6回へ、学校内研修を15回から2回へ削減して部活動や補充学習などを充実させ、当初41人いた不登校生は近年1人となったということです。

8月17日の熊日新聞によると、県教育委員会は子どもと向き合う時間確保を目指して職員会議削減、公務見直しを進める学校改革プロジェクトをモデル校7校で2学期から実施をするというふうに報道されています。子どもと向き合う、多忙感の解消等を掲げ、山鹿市的小・中学校は11年度からこれを実践し、効果を上げていると。山鹿中の取り組み、山鹿市全小・中学校の取り組み、これが結果として県教委を動かして県に影響してきているということです。このような取り組みを水俣市としても率先してやってみる気はあるのかどうか、現にやられているのかどうか、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

それと、2番目に、小・中学校の定員は、今の回答で、法では1学級40人、熊本県では平成17年度から小学校2年までを35人基準となっているということです。水俣市では教職員の配置を県にお願いして、本年度小学校3名、中学校4名、ほかいろいろな配置、工夫をしているという答弁がありました。

文科省が小学校6年と中学校3年対象で実施をした全国学力テスト、今回も秋田県、福井県、石川県が上位を占めています。秋田県の米田教育長は、少人数学級の取り組みや地域の協力が好成績の要因だというふうに話されています。秋田県は2001年30人程度の少人数学級を小学校低学年へ導入、小学校中学年、中学校1・2年へ順次拡大をしたと。そして来年度から小学校高学

年、中学校3年へ拡大すると言いますから、もう小・中学校全員少人数教育になるということです、先生の目が行き届き、学業成績も上がり、いじめや不登校等の学校問題も発生しにくくなると考えます。水俣としては、加配教員の配置について積極的に要望もしていきたいということですけれども、それはそれとして了解しますが、熊本県が35人学級のままでありますので、ぜひ熊本県全体で少人数学級の取り組み、そういうことについて、市教委として要望していくという考えはないのかどうか、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 第2の質問の第1番目なんですけれども、県内でも児童・生徒と向き合う時間を確保するために、山鹿市の事例を参考に取り組む考えはないかということだというふうに思いますが、本市においては、市独自の研修会とかいろんな授業について、既にもう二、三年前から何とか減らせないかということで実際取り組んできておりますし、県においてもぜひ研修会等々が実はたくさん多くございます。それを何とか減らしてくれということで、いろんな機会を捉えて私お願いをしてきたところなんですけれども、なかなかそれは実行できていないというのが現状でございます。

山鹿市については、何をやったかというと、実は単純なことなんです。職員会議の回数を減らした、あるいは行事の見直しとか指導手引書をちゃんとつくって、それを守らせるようにしたとか、あるいは昼休みに児童・生徒と一生懸命遊ぶということを奨励しているということなんですけれども、実は水俣でもおおよそそれはやっているんですが、山鹿市の場合は実はすごい課題があったということで、そういう取り組みをしたら、極端に不登校が減って学校の健全化が進んだということを聞いております。単純なことなんですけれども、そういう子どもと遊ぶ、そういうことも大事なことで、実は最近でも会議、校長会を持ちましたけれども、最近の先生方はそれが少ないということがありましたので、ぜひ山鹿市のいい部分を水俣市も取り組んで徹底していくというふうに思います。

それから、少人数学級について県等に要望していくということはどうなのかということでございますけれども、先ほども申しましたように、現在35人学級というのが全国的に今進められておりますが、35人学級にしたから、効果が学力的に上がるのかという因果関係というのは実ははつきりしていないと言われています。ですから、今議員おっしゃいましたように、それを4分の3ですね、4分の1減らして30人学級にすれば、かなり先生の指導とか目も行き届くということで、効果があるんじゃないかというふうに言われておりますけれども、残念ながら熊本県においては、かなりその辺についてはおくれているというふうに思っております。ただ水俣市、我々が感じているのは、先ほども申しましたTTですね、つまり2人で学級を見るということ、あるいは少人数指導、例えば数学だと分けてする、一番実は成果が上がっているのは英語の少人数学級

で、中学校の英語の学力テストの結果はかなり高い状況になっておりますので、議員おっしゃいました30人学級等の要望については、機会があるごとに言っていきたいと思いますけれども、まず、そういう少人数に対応できるような加配教員の整備等を充実してもらいたいということで要望してまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ありがとうございました。

やはり、子どもと向き合う時間の確保、それと先生の多忙感をなくすような施策ですね、こういうことをしていただきて、先ほど渕上議員の質問にもありましたように、地域と向き合う時間、地域に足を伸ばせる時間、先生たちもですね。そういうのをぜひつくるために頑張っていただきたいというふうに思います。

3回目としては、夏休みの件です。夏休みはもう長い間8月いっぱいというのが常識として通ってたもんですからね、これが中学校は26日から、小学校は29日、何でかいというのが頭にあって取り上げたんですけども、まあ学習指導要領の関係で時間数が足りないからこうしたんだと、何ら有効な手だてがないという答弁です。やはり、先ほども言いましたように、多忙感を抱えながら教職員頑張っていますし、そして、過去は夏休みも休みを取れたけれども、今はなかなか取れにくいというのが、これも新聞でも報道されているわけですね。そういうことで、やはりこの夏休みをまた減らしていくとなれば、やはり先生方の多忙感はさらにふやす方向に行くんじゃないかな、そうすると、また子どもたちはゆとり教育というのを取り入れて、伸び伸びした中で子どもを育て、生活様式ですか、生きる力をつくっていこうという教育に変更になっていたんですが、これがまた見直されてきますけれども、そういう面で逆に子どもたちを締めつけることになっていないか、そこら付近でやっぱりいろいろな施策をしながらカバーしていただきたい。それと、せめて熊本県内ぐらいは夏休み一緒だというぐらいつくれんのかどうか、ぜひここら付近について教育長はどう考えておられるか、もう1点お聞きしたいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まあ県下で夏休みと一緒に取り続ければ本当に一番いいなというふうに思います。ただ、先ほどありましたように、授業時数が非常にふえたというのはこれはどうしようもない事実というのがございまして、どうしてもそれを消化するというのが基本になってきます。そうしますと、時間の配分については、先ほど言いましたように、条例・規則の中で学校の校長に委ねられているということで、学校は余裕のある授業をやっていきたいということで、どうしてもそっちの安きに流れやすいというふうになっていると思います。

教職員の多忙感につきましては、私ども日ごろから、例えば部活動のきちんとした練習の休みの設定を守っていくとか、あるいは研修を我々も減らしていくとか努力をしておりますけれど

も、いかんせん県等の研修はほとんど減っていないというのが現状でございます。そういう点も踏まえて県のほうには要望をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 次に、誘致企業立地促進補助金について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、誘致企業立地促進補助金について、なぜ必要と考えているのか、また議会に何を求めているのかについてお答えします。

人口減少・人口流出が進んでいる本市にとって、地元での雇用の確保と経済の活性化は喫緊の課題であります。本市の将来を考えるとき、少しでも雇用を伴う企業の進出の可能性があれば、最大限の努力をすることが市長としての努めであり、市民益につながるものと確信しております。とはいって、都市部への集中化や、企業の海外進出が加速する現在、地方への企業の進出は極めて厳しい状況であります。本市のような地方都市において企業誘致を進め、進出を決断してもらうためには、立地促進補助金のような立地に有利な魅力的な制度を設ける必要があると考えています。

なお、補助金は市民の税金が使われるわけですので、事業の将来性等審査する必要がありますが、企業が立地された場合、市には工場等の固定資産税、法人税、従業員の市民税など税金が入ってくることになります。

そのような中、株式会社田中商店から新規事業の立ち上げ、本市のリサイクル推進と雇用の創出に協力したいとの提案をいただき、覚書を締結しました。しかし、市民の利益を考えた上のこととはいって、1つの企業と覚書を結んだことは適切でなかったと深く反省しております。現在、幸いにも覚書を白紙に戻すことができました。市民・議会の皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことに、改めて陳謝を申し上げます。この田中商店の件につきましては、議会からの御指摘を受け、議会の皆様の御理解を得るべく、誠心誠意取り組ませていただいております。

現在、地場企業への支援制度につきましては、さらなる拡充を図っているところであります。6月議会後におきましても、店舗や工場等の照明にLED照明を導入するなど、環境配慮型の設備投資に活用できる水俣市くまもとグリーン保証制度利活用促進補助金制度を制定したところです。また、水俣市地場企業新産業・雇用創出促進補助金制度につきましても、地場企業がより活用しやすいよう、要件の緩和等の見直しを進めており、近く議会にもその内容をお示しできるかと考えております。

今後もあらゆる支援策を積極的に推進し、事業効率を図ることで、雇用の創出、経済の活性化につなげていきたいと考えています。雇用の確保、経済の活性化は、企業、市民、行政だけで進めることはできません。市議会の皆様方には、今後ともオール水俣の一員として、御指導、御協

力いただきたいと考えています。今回の予算計上に関しましては、本市への企業誘致活動及び産業の活性化など今後の地域づくり全般を応援する案件であります。何とぞ、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（大川末長君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 時間が1分ですので、立地補助金については企業誘致のための自治体の大きな目玉であり、企業進出の道を開くことであることとの答弁がありました。議会としても雇用の場確保は目指すところは同じですので、協力していかねばなりません。今後の企業進出の障害にならないよう、田中商店問題は各議員の協力が得られるよう、最善・最大の努力をされるよう期待して終わりたいと思います。

○議長（大川末長君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

未来みなまた西田でございます。

朝、渕上議員のほうから接遇についてお話をございました。言い足りないということもあったということなんんですけど、先日、私、石川県の加賀屋ホテルのテレビの特集やってまして、それを見させていただきました。ホテルサービス日本一33年間続けているそうでございます。1泊4万円から5万円、そういう高額でも稼働率80%、もうほかのホテルとは群を抜いているそうでございます。ここのサービスの基本は2つあるそうでございます。1つは、正確さ、これはサービスの基本はまず正確。そして、2つ目が、ホスピタリティ、思いやり、おもてなしの心だそうでございます。幾ら正確な接客・接遇をしても、相手に思いやる心がなかつたらサービスとは言わないそうでございます。

日曜日のオリンピックのプレゼントで、滝川クリステルさんが、日本にはおもてなしの心があると、世界中の人のおもてなしの心で受け入れたいということで、見事東京開催が決まったように思います。義足の佐藤さんとか、高円宮妃久子さんの話、すごくよかったですというふうに思いました。

市の職員の接遇のことにつきましては、議会でももう何回も取り上げられております。大体おしかりの意見が多かったように思います。市の職員に求められているのは、当然正確さも必要ですけど、この2つ目のホスピタリティ、こういったものは浸透しているのかと考えますと、なかなかそこはそういった理念が浸透しているのかなというふうに私も少し疑問に思うところでございます。

加賀屋従業員の方々には、泊まらせてやっているのではなく、泊まっていたいしている、これを何回も繰り返し指導されるそうです。こういう理念をしっかりと植えつけ、市職員の方々も仕事をやってあげていると思うのか、また給料をもらって仕事をやらさせていただいていると思うか、これで180度感じが違うと思います。これはまあ私たち市議も同じだというふうに思っておりまます。まずはここをきっちりやはりさせないといけないなというふうに思っているところであります。

加賀屋は、畳のへりから16目数えて、そこできちっと挨拶をする、細かく指導されるそうです。やっぱり教える技術が必要だと思います。

実は、私、子どもが3人おりまして、水泳を教えるのに、もう教え方知らんわけですから、深いところに連れていって、ちゃんと泳がんかということで教えました。上の2人の子はそれでうまいぐあいに泳げたんですけど、3人目に関しては全然泳げませんでした。やはり、ちゃんと泳がんかだけじゃ伝わらないわけです。そのうち、もうお父さんとはプール行かんと、嫁さんからあんたの教え方が悪かと、大体言われました。

体育館でスイミングスクールがありまして、そこへやりましたら、指導される方、高岡議員じゃなかつたと思いますけど、1個1個へりにつかまって、バタ足をして、顔をつけて、息継ぎをつて、1個1個細かく教えていかれるわけです。そしたら、学校の水泳大会、一回見に行きましたらやっぱり泳げるようになっていました。やはり細かく細分化して教えていく、そういうものが必要だというふうに思いますし、市の職員の接遇に関しても細かく決めていく、丁寧に教えて行く、ちゃんとせんか、ちゃんと挨拶せんかだけじゃ伝わらないのかなというふうに思います。

市の施策も到達点は決まっています。それに向かって細かくチェックしていく機能も必要かと思いますので、そういう思いを心に、この一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、執行部の明確な答弁よろしくお願いをいたします。

1、水銀に関する水俣条約外交会議について。

- ①、当初から水俣条約命名について不安視する声がございました。現状でもあるのか。
- ②、会議に先駆けてプレスツアーを行われましたが、本市をアピールするものになったのか。
- ③、本市で行われる視察、式典、レセプションの内容はどうなっているのか。

④、水俣を発信する取り組みはどうなっているのか。

2、教育問題について。

①、4年ぶりに全員参加の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が小学6年生、中学3年生で行われたが、本市の結果は、またデータはどう活用するのか。

②、学習状況調査を踏まえ、本市の評価される部分、課題は何か。

③、学力テスト結果は、他と比べるものではなく、本市の子どもたちの学力の全体の傾向を探り現状分析をし、先生の指導能力向上や授業改革に役立たせるものと思うが、教育長はどう考えるか。

3、都市再生整備計画と観光施策について。

①、平成22年度から、都市再生整備計画によって中尾山公園、湯之児公園、湯の児島など整備されてまいりました。今後、整備された公園を観光に結びつける考えはあるか。

②、都市再生整備計画の今後の整備予定はどうなっているか。

4、グリーンスポーツみなまたについて。

①、グリーンスポーツの青少年育成の役割とは何か。

②、グリーンスポーツみなまたの利用状況、現状はどうなっているか。

③、運営を教育機関の施設ではなく、所管を変え、市民全体で利用しやすい施設として考えられないか。

5、消費者行政について。

①、消費生活センターの相談状況はどうなっているか。

②、高齢者や学校への、消費生活センターの取り組み、啓発活動の状況はどうなっているか。

6、木質系バイオマス発電について。

①、昭和シェル、住友林業、王子ホールディングスなど大手企業による木質系バイオマス発電計画が報道されている。運営事業者と燃料となる木材が安価に安定調達できるかが事業化のかぎとなるが、めどは立ったのか。

本壇からは以上です。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、水銀に関する水俣条約外交会議については私から、教育問題については教育長から、都市再生整備計画と観光施策については産業建設部長から、グリーンスポーツみなまたについては教育長から、消費者行政については産業建設部長から、木質系バイオマス発電については副市長

から、それぞれお答えいたします。

初めに、水銀に関する水俣条約外交会議についてお答えいたします。

まず、当初から水俣条約命名について不安視する声があったが、現状でもあるのかという御質問にお答えします。

今回の命名については、私たちが愛してやまないこの水俣に対して、新たな風評被害を招くのではないかという思いの中で、多くの皆様に御心配をおかけしましたこと、大変心苦しく思っております。命名が正式に決定しまして以降、私どもも水俣を訪れる方々に対して、これまで以上に水俣病に対する正しい知識や理解を深めていただくとともに、今の水俣の元気をお伝えするべく、積極的に情報発信に取り組んでおります。また、この命名によって、これまで以上にこの水俣が世界中に知られるところとなります。

これまで私どもが歩いてきたさまざまな体験を語ることで、二度とこの悲劇を繰り返してはならないこと、また、負の遺産を抱えつつも、こうして環境モデル都市として新たな歩みを進めていることを広く周知できる絶好の機会と考えていただけるようになってきているものと考えます。

条文の内容については、皆様の中でもいろいろと思いがあるように聞いております。しかしながら、今回の命名により、水俣病を経験したこの水俣が世界で果たすべき役割は、これまで以上に大きいものとなりました。したがいまして、今後、水銀による被害の拡大を防ぐため、さまざまな取り組みに積極的にかかわっていくことが、この水俣に課せられた大きな使命であるということについては、おおむね皆様の御理解を得られたものと考えています。

次に、会議に先駆けてプレスツアーが行われたが、本市をアピールするものになったかとの御質問にお答えします。

このプレスツアーは、熊本県が主催して6月26日から1泊2日で実施されました。会議のPRはもちろんのこと、水俣病の歴史と教訓、地域の再生に向けた取り組みを全世界へ発信することを目的として、日本に常駐している外国人特派員を対象としたもので、中国を初め、アメリカ、ベトナム、イスラム、バングラデシュ、イタリア、イギリス、ドイツの8カ国、15社の方々に御参加いただきました。

ツアーでは、まず水俣病資料館において、パネル展示や館長の説明により水俣病を正しく理解していただくための情報発信を行いました。その後、実際に地域で行われているごみの分別収集を観察したり、水俣再生に向けた市の取り組みを私からも説明させていただきました。また、JNCの御協力により、水俣工場の見学や地域再生における会社の役割などについてお話ししたり、環境にこだわった農産物を生産しているお茶農家さんと直接触れ合ったりしていただきました。その後、蒲島知事との意見交換もなされましたが、参加者の反応もよく、既に中国やドイツ、バングラデシュの新聞にはこのことが掲載されたと聞いております。

次に、本市で行われる視察、式典、レセプションの内容についてお答えします。

水俣視察は10月9日に開催されますが、参加者は新幹線で水俣へ入られます。新水俣駅よりバスにてエコパークへ移動し、きれいな海を眺めながら、親水護岸を歩いて水俣病慰靈碑の前に進れます。慰靈碑では献花を行っていただき、VIP等による記念植樹も予定されております。その後、潮騒の広場に設置された特設テントにて昼食をとり、4時まで水俣病資料館等の見学を行います。4時になりましたら再びバスで文化会館へ移動し、5時より国連環境会議主催による開会式が行われ、その後、会場をもやい館に移し、熊本県と水俣市による歓迎レセプションとなっており、7時半にバスにて熊本市内へ帰られることとなります。

次に、水俣を発信する取り組みについてお答えいたします。

先ほど申しましたように、事前のプレスツアーにより、まずは情報発信をお手伝いいただく報道関係者に対して、水俣を正しく理解していただくための取り組みを行いました。また、参加者の方々へのお土産として、水俣のきれいな海や人々の日常を撮影した写真集、英語版の観光パンフレット、手づくりのストラップなどを用意しており、帰られた後も折に触れ、水俣のことを話題にしていただけるような仕掛けを行っております。さらに、会議開催中はホテル日航内でパネル展を行うほか、10月5日から会議終了の11日まで、熊日会館のびぶれす広場において、パネル展や水俣・芦北地域の特産品販売などを行うことにより、今の水俣の元気を感じていただけるものと大いに期待しております。

以上です。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 いよいよ水銀条約会議が開催されます。名前につきましては、この議会でもいろんな御意見がありました。風評被害、新たな差別・偏見など生まれないか、心配される声もあったかと思います。現時点ではそういうものは見当たらないかとは思いますが、水俣条約の名が今後一生残るわけでございます。今後水俣の環境に対する取り組み、そういうものは世界から注目されますので、より一層環境に特化した水俣というものをつくり上げていただきたいというふうに思います。何より、この国際会議が開かれて、水俣市のイメージが少しでもアップすればというふうな思いであります。

②のプレスツアーにつきましては、6月26日、27日であったと。資料館、お茶屋さんのところですかね、チッソなどの見学もあった。そして知事との面会もあったということでございますけど、こういう各国のプレスの方、発信能力のある方に水俣をこういった形で見ていただくという地道な活動はやっぱり必要だというふうに思っております。3月の議会でもこういうやりとりをして、こういったプレスツアーができたということで、よかったなというふうに思っているところであります。

③の視察、式典、レセプションは流れが決まっていると思いますし、世界のV I Pの方が来賓ですから、スムーズに行っていただきたいというふうに思っています。

④の発信する取り組みにつきましては、観光パンフ、写真集、水俣のお土産、ホテル日航でのパネル展、物産展、そういうものをやられるということで、今後水俣にもう一度足を運んでもらいたいと、そう思っていただけるような仕掛けをしていただきたいというふうに思っております。

質問としては、9日に、水俣では1日しかないわけですが、式典以外にオプショナルツアーやられるということですけど、そこを少し聞かせていただきたいと思います。

それと、2つ目が、水俣市の会議について、新聞でイスラム教徒の方々の食事に対応する勉強会、ハラルとか、ハラルミールとか言われますけど、そういうものを勉強会されたということ、そういう食事、飲食ですね、そして記念品等、水俣というものをアピールするものにできているのか、この2つを聞きたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、オプショナルツアーガーがあると聞いていますけれども、その内容についてはどんなものかということでございます。

このオプショナルツアーやるには明水園とか、それから遠見の家ですか、それと、もう一つは、水俣病の歴史を学ぶということで水俣病歴史考証館、そういう4つのコースを設定しております。コースは2コースでございますけれども、4つの施設を設定しているということでございます。施設ごとにバスを準備しておりますけれども、定員が一応30名ということでございますけれども、全て4つのツアーも定員が埋まったということでございます。

それから、2つ目の、食事、それから記念品あるいは情報発信、そういうことについてどのような取り組みをしているかというような御質問だったと思いますけれども、朝食、それから夕食につきましては、特に水俣市の飲食業同業組合に御協力をいただいております。そちらのほうでいろいろ本市の自然豊かな水俣の幸の味を味わっていただきたいということで、組合のほうで協力をしていただいているということでございます。

今、議員のほうからも御紹介ございましたけれども、イスラム教系の方々の食生活を理解するためにそういうハラルの勉強会ですか、そういうものも実施させていただいているということでございます。

それから、昼食時でございますけれども、テント内におきましては、情報発信の1つの大きな役目を果たしてくれると思いますが、中学生による学校版のI S Oの取り組みの紹介と、あるいは水俣工業高校による手づくりのE Vカーラの体験乗車、また、環境問題に対する水俣市民の意識

の高さもそういったことを通して感じていただけるんではないかなと思っております。

それから、お土産につきましても、婦人会のほうで、使わないTシャツを利用しての壁かけの草履みたいなのですかね、ああいったものをつくっていただいたり、あるいはお茶とか絵はがきとか、あるいはリグラス、そういうものを活用して、持って帰っていただくと、お土産にしていただくというような取り組みを展開しております。

先ほども議員の方からも御指摘がございましたけれども、水俣から帰られた後も水俣のことを思い出していたい、もう一度水俣に行きたいというような、何とかそういう仕掛けができればなと思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 飲食はまあ飲食業組合の方々がいろんな形でやられる、そして、ハラルの勉強会もやられて、こういったことが国際会議をやる財産になるというふうに思っております。

ほかのお土産等も水俣の物をふんだんに使っていただきアピールしていただくということであります。

オプショナルツアーで、前回、私が提言をさせていただいたのは、中尾山にぜひ登っていただいて、水俣を一望していただきたいというのは少し伝えたんですけれども、別に中尾山を見てもらいたいというのではなくて、中尾山に登って、水俣湾でチッソの工場、そして百間の排水口の位置、水俣湾から不知火海に広がる海ですね、そういうものを俯瞰的というか、大局的に見て、こういうのは肌感覚じゃないと持つて帰れないで、ぜひ見ていただきたいと思ったんです。

それは、水俣病の発生したメカニズムというか、海といったら広い感じがしますけど、あそこに登ってみると、水俣湾、不知火海も、池とは言いませんけど、湖ぐらいにしか見えませんですね。そういうところにあの工場から何十年も排水が流れる、するとやはり海が汚れるということは、ああいうところから見ていただくと感覚がわかるのになというふうな思いがあつて言っていたわけであります。それと、ちょうどコスモスの時期でありまして、きれいになっている、そういうところを海外の方々に見ていただくのもいいかなと思ったんですけど、まあ実際それなりませんでしたけど、会議を成功されるのが重要だと思っておりますので、ぜひ、この国際会議を成功させていただきたいというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について順次お答えいたします。

まず、4年ぶりに全員参加の全国学力・学習状況調査が小学6年生、中学3年生で行われた

が、本市の結果は、またデータはどう活用するのかとの御質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、国語と算数・数学で実施され、ともに知識を問う問題と応用力を問う問題の2種類が出題されます。午前中の渕上議員の御質問にもお答えしましたが、小学校では、平成24年度が国語・算数ともに全国平均を下回っておりましたが、25年度は国語の知識問題で全国平均を上回りました。中学校では、24年度は国語の知識問題のみが全国平均を上回っておりましたが、25年度はほとんど全国平均を上回りました。今回の全国学力・学習状況調査及び毎年12月に実施されます熊本県学力調査における学力の状況は、本市の学力向上施策の重要な資料だと考えております。

具体的な活用として、今年度からスタートした水俣市学校教育改革プロジェクト会議の学力向上委員会において、調査結果を施策検証の資料として活用し、その改善を図ってまいります。また、各学校においては調査結果等により教育指導全般を見直し、児童・生徒の学習状況の改善に役立てるようお願いをしていきます。中学校は教科の研修が充実し、教師の専門性が向上していることが成果につながっていると考えられますので、今後の継続をお願いしたいというふうに考えております。小学校では、調査結果の活用が担任任せになる傾向がありますので、学校組織としての取り決めを実施するよう指導してまいります。さらに校長会議や研修会等において、教育委員会での分析結果を提示し、各学校での教育活動に生かすとともに、学校ごとの分析や対策の検討がなされるように指導していく予定です。

次に、学習状況調査を踏まえ、本市の評価される部分、課題についての御質問にお答えします。児童・生徒の生活習慣や学習習慣、考え方などを問う学習状況調査で全国や県との比較から見えてきた本市の小・中学生の傾向を申し上げます。

小学6年生は、授業中によく発表はするが、家庭での学習時間が少なく、宿題や復習などの受け身型学習が多いことがわかりました。また土曜日はゲームやテレビ、友達と遊ぶ子どもが多いようです。また、学校のルールはよく守るという結果が出ております。

中学3年生は、読書が好きな生徒が多く、学習時間は全国平均より多いようです。また、予習が少なく、復習が多い受け身型は小学校と同様です。土・日は部活動等に参加する生徒が多く、体力の向上に努めるとともに、挨拶等の礼儀もよくできていると言えます。

さらに、午前中、渕上議員の御質問もありました、地域との連携、PTAや住民との協力も、全国あるいは県より進んでいることがわかりました。課題といたしまして、次の2点があると思います。1点目は、小学生の学習時間の確保です。2点目が、小学校と中学校の連携です。小・中学校の教職員が互いに学び合う姿勢が必要だと考えております。

次に、学力テストの結果はほかと比べるものでなく、本市の子どもたちの学力の全体傾向を探り、現状分析をし、先生の指導力向上や授業改善に役立てるものと思うが、教育長の考えはとの

御質問にお答えいたします。

この件につきましては、西田議員御指摘のとおりだと考えております。本市の全体的傾向については、毎年教育委員会で分析を行い、対策案とともに各学校に提示をしております。また、分析は数値による結果分析にとどまらず、問題分析を丹念に行い、問われている内容と授業とをつき合わせて振り返るなどの研修を実施するように指導をしております。例えば、無答の割合の高い問題は問題分析を行い、授業を振り返ることで原因を突きとめ、改善に生かします。また、教師みずからがその授業における基礎基本を問う評価問題をつくり、授業と評価が一体化するよう指導しております。

議員御指摘のとおり、本調査の重要な目的の1つが、教師による授業改善にあると考え、今後も調査結果の活用を積極的に図ってまいります。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この結果が9月に来たばかりということですけど、もう少し細かく分析できてから質問しようかなと思ったんですけれども、最近新聞でよく取り上げられておりましたので、もう今回質問させていただきました。

この4年ぶりに日本中の子どもたちが参加のテストがありました。小学校は、数学・国語は秋田県がトップ、中学校は、国語が秋田県、数学が福井県、全体では正答率69.2%で秋田がトップ、2位が福井県、熊本県は62.4%の正答率で19位でございました。まあちょうど真ん中ぐらいかなと思いますけれども、よそと比べるもんじゃなくて、こういったものを分析して授業の改善に役立てる、それが一番だというふうに思っておりますけど、こういった結果で、県のほうは、小学校は、相手の話の意図を読み取って自分の考えとしてまとめる力、文章の構成や表現の特徴を捉える力、そういうしたものに少し課題があるというふうにコメントが出ておりました。

ぜひ、水俣ももう少し時間をかけて分析していただいて、授業改善を進めていただきたい、よりよい子どもたちの学習環境が整うようにしていただきたいというふうに思います。

質問としては、今答弁がございました、今現在の課題と言われました学習時間の確保ということですけど、家庭での学習時間の確保だと思いますけど、こういったものをどういった形で指導していかれるのかというのをひとつ聞かせていただきたいと思います。

それと、小・中学校の連携が必要である、先生たちが学び合うことが必要じゃないかと言われました。私もそう思います。

それと、一番心配しているのは、小学校、中学校は水俣市、高校は県立ですけれども、玉名、宇土、八代、こういったところは中高一貫で附属中学校をつくりました。定員80名、人材育成をしております。合併になりましたけど、水俣高校ですね、今まででは水俣高校、工業高校、少子化でずっと定員割れ、もう全入だったわけですね。水俣の中学生もよそを受験する子はそういうた

勉強の意欲も湧くのかもしれませんけど、受験しない子に関しては、もうどうせ全入で入れるということで、なかなか勉強の意識というものが上がらないような感じがしておりました。そういった子どもたちを教える先生たちも大変かと思いますけど、小・中学校から高校に上がって、まあ水俣高校ですね、そのときに連携が切れてしまって、小・中でもう終わってしまって、高校のことは知らんというふうになるのがやっぱり心配なんです。やっぱりそこから高校、また大学に行かれる、水俣の子どもたちは伸びていただきたいというふうな思いがあるわけですが、今、小・中の連携と言われましたが、小・中・高校までの連携というものは何か少しできるのか、考えていらっしゃるのか、この2つを質問したいと思います。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず最初に、小学校における家庭学習の時間の確保ということでござりますけれども、先ほどは若干家庭学習の時間が少ないというふうに申し上げましたが、ほとんど時間的には遜色ないかなというふうに実は考えております。むしろ、学習の方法だとか指導等について若干課題があるんじゃないかなというふうに実は思っております。

小学校でいろんな学習に対する手引書というのを作成しております、勉強が苦手な子どもたちに対しても、それなりの宿題だとか、あるいは応用だとかということで手引きをして家庭学習の仕方を教えていくというようなことをやっておりますけれども、それを徹底していない部分が学校側として実はあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、家庭学習のやり方がわからない子がたくさんいる環境もございますので、十分そこを活用が図れるよう徹底していきたいと、そういうふうに思っております。

それから、中高の連携の話でございましたけれども、中高の話は私も若干困ったなど実は思ったわけなんですが、実は幼保・小中連携の部分につきましては、義務教育と市の所管という関係で非常に連携がしやすいという部分もございます。高校については、なかなか県立ということで、今までそういうことが実際考えたということは余りございませんでした。今、各学校の、例えば中学校のいろんな研究事業をやりますけれども、そこに高校の先生方に案内状を差し上げて、授業を見に来てくださいということを、主な例えは国語、数学、英語等々については御案内を差し上げている、これは学校ごとなんですが、そして来て見ていただいて、中学校の取り組みを理解していただくというふうなことを実際やっております。ただ、効果のほどはいかばかりかちょっと承知しておりませんけれども、ただ、水俣高校は今回統合によりまして1つになっております。校長先生方と話す機会もございますけれども、やはり水俣高校を国立にきちんと通るような子どもをたくさん出していきたい。そうすることが水俣高校の存続につながると、また存在意義も高まるというふうなことを常々実は言っておられます。ですから、高校側にしても生き残りをかけた新生高だというふうな捉え方をされておられます。

ですから、私たちも中学校で優秀な地元の子どもたちは水俣高校に行って、水俣高校の名聲を引き上げてくれるというのが一番理想の形じゃないかなというふうに実は思っておりますので、今後はやっぱり高校の校長を初め、先生方とそういう機会を持って一度話をしてみたいなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 先ほど言いましたように、玉名、宇土、八代、そういったところは中高一貫でいろんな形でやっております。水俣、地域間格差が出ないようにやっていただきたいというのが思います。教育長、行政の事務方の出身でございますので、調整能力等發揮していただいて、小・中・高連携できて、水俣の子どもたちがより一層伸びるような学習環境、そういったものを整えていただきたいというふうに思っています。

これで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、都市再生整備計画と観光施策について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、都市再生整備計画と観光施策について順次お答えいたします。

まず、整備された公園を観光に結びつける考えはあるかとの御質問にお答えします。

中尾山公園は、春には桜や芝桜、菜の花が咲き、市民や観光客の散策地となっており、秋にはコスモス祭りが開催され、多くの来園者でにぎわっております。今回、この整備計画において、園路や広場、休憩施設等の整備を行い、さらなる利便性の向上を図りました。これまで、市のホームページ等で中尾山公園の紹介を行っておりましたが、四季を通じて花や眺望を楽しんでいただけよう、今後も引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

湯の児地区につきましては、大崎鼻、和田岬、湯之児、湯の児島公園の各公園について、それぞれの公園の立地や特性を生かしたコンセプトのもとに、市民や観光客の憩いの場、交流の場として整備を行っており、平成23年3月に策定した水俣市観光振興計画に基づき、PR活動等の事業も展開しております。本年度は、テレビ番組やコマーシャルなどによる情報発信と湯の児地区的固有の資源を利用した着地型プログラムの造成を実施しているところです。湯之児公園や湯の児島公園などを単体で観光に結びつけるのではなく、湯の児地区全体のPRや旅行商品の開発などを行う中で、大切な資源として観光に結びつけていきたいと考えております。

次に、都市再生整備計画の今後の整備予定はどうなっているかとの御質問にお答えします。

都市再生整備計画は、平成22年度から平成26年度までの5カ年の事業計画となっており、これまで公園整備のほか、観光振興計画の策定、憩いスペースや観光釣り船用浮き桟橋の整備、レ

ンタサイクルの導入、テレビや新聞等による観光関連のPR等を行ってまいりました。今後は、フィッシングパークやレンタサイクル、観光案内板、市道湯の児線及び湯の児島公園の落石防護対策の整備とあわせ、引き続き観光のPR等を行ってまいります。

○議長（大川末長君）　西田弘志議員。

○西田弘志君　この湯之児公園整備ですね、6月の議会でも谷口議員のほうから取り上げられておりました。実際、観光に結びつけてほしいというのが今回の趣旨であります。公園はハードをつくるのは公園係、観光は商工観光、何か縦割りになっているんですね。そういうものを横断的にやっていただきたいというのが思いであります。

実際、ことしは今言われたテレビ番組ですね、若つ人ランドやったですね、それ私も見させていただきました。コマーシャル等も流されて、新しい取り組みをやっているんやなというふうな感じがしております。

時間がないので、もう質問に入りますけど、フィッシングパークの整備を少しやられるということですけど、フィッシングパークのそういうハドを整備したときに、ソフトの面で、あそこもうあんまり自分もイベントがあったというイメージがないんですが、そういう魚釣り大会とか何かそういうソフト面で何か考えていらっしゃるのか。

それから、レンタサイクルの整備ということで、これたしか水俣駅のほうだと思うんですけど、レンタサイクル、湯の児の旅館さんともう直接提携して自転車でせっかくつくった公園を回っていただくとか、地図をつくるとか、そういう計画はないのか。

それと、3つ目が、和田岬公園、大崎鼻公園、湯の児島の展望台、中尾山公園、どこの公園も同じように夕陽がきれいに見えるようにつくってあると思います。私も見させていただいて、海があって、島があって、そこにきれいに沈んでいく夕日、海と夕やけもそのコンセプトでつくつてあると思うんですけど、そういうものを売り出しをされたらいいんじゃないかという提言ですけど、それについて考えがあつたら聞かせていただきたい、この3つです。

○議長（大川末長君）　門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君）　3点御質問いただきました。

まず1点目、フィッシングパークでのイベント等の企画等について考えはないかということをございましたが、ただいま御答弁申し上げましたとおり、今年度整備をする計画にしておりますので、来年4月ごろ、新しいリニューアルオープンといった形になろうかと思っておりますので、そのオープンの際に指定管理者等と協議をさせていただきまして、ぜひそのPRにつながるようなイベントを企画できればと考えておるところでございます。

それと、2点目、レンタサイクルシステムの件ですけれども、今年度JRの新水俣駅のほうに24時間無料で利用できるようなシステムを導入する予定にしておりまして、新幹線で水俣を訪れ

た観光客の方々にも利便性の向上が図られるのではないかと思っているところでございます。

その中で、湯の児の旅館にレンタサイクル、自転車を管理をしていただくとか、そういう御提言でございますけれども、例えば湾岸道路を通って和田岬から大崎鼻まで自転車を走らせるといったことになりますと、確かに水俣の豊かな資源であるとか、夕日を先ほども眺めながらといったことにもつながりますので、ぜひ有効な活用の仕方はないかということで、観光客の方々の意見等も参考にさせていただきながら、各旅館のほうとも協議ができればと思っているところでございます。

それと、3点目、公園から見る夕日というところで、湯の児地区、各4公園も整備をいたしましたし、護岸のほうもきれいに整備をさせているところでございます。確かにそれぞれ観光客の方からお話を聞きますと、日本の中でもすばらしい夕日が見れるといったような声も聞いておりますので、今、なかなかそれをPRするような機会がございませんので、例えば夕日が沈むような風景をインターネット等で見れるような環境ができるいかといったところも含めて、PRの仕方をちょっと検討させていただければと思っているところでございます。

○議長（大川末長君） 次に、グリーンスポーツみなまたについて答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） グリーンスポーツみなまたについて順次お答えいたします。

まず、グリーンスポーツみなまたの青少年育成の役割とは何かについてお答えします。

グリーンスポーツみなまたは、昭和56年4月に袋西ノ浦の国有林を市が借り受け開設したものであります。この施設は、水俣市の自然を生かした、海に隣接した野外活動施設として、県下でも特色のある施設となっております。開設からこれまで市民の健康増進と青少年の体力づくりや青少年健全育成に大きな役割を担ってきております。

次に、グリーンスポーツみなまたの利用状況等、現況についてお答えいたします。

利用者数については、昭和60年度の5万8,825人をピークに、年々減少の一途をたどっております。近年の利用者数の推移は、平成18年度1万3,085人、平成20年度8,664人、平成22年度6,019人、平成24年度5,736人となっております。また、歳入につきましては、例年30万円台から50万円台を推移しております。

施設の管理者の推移について申し上げますと、開設しました昭和56年度から平成12年度まで水俣市の直営管理、平成13年度から16年度まで水俣市振興公社、そして平成17年度から本年度までは指定管理者である水俣自然学校へ管理を委託しております。

次に、運営を教育機関の施設ではなく、所管を変え、市民全体で利用しやすい施設として考えられないかについてお答えいたします。

施設の利用者につきましては、熊本県立あしきた青少年の家がオープンしたこと、学校教育の対応の変化により年々減少の一途をたどっております。このため、平成16年度にニーズの減少と管理運営費等の理由で廃止を含めて検討いたしましたが、存続について強い要望がございましたので継続した経緯があり、現在に至っております。

市民全体で利用しやすい施設にしていくためには、築後32年を経過しておりますので、施設等の改修が必要となってまいりますし、どのような施設形態がふさわしいのか、さまざまな検討が必要かと思います。いずれにいたしましても、そのあり方については、市全体の課題として議論していくことが大切ではないかと思っております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 設立当時は、野外活動を通して、市民の健康増進と青少年の健全育成が目的であつたと、昭和56年からもう32年たっているということで、利用状況を見ても、ピークの5万8,000人から5,700人、まあ10分の1ですから、さすがに一定の役割はもう終えたんじゃないかなというふうな数字からは見て取れます。私も先日、見に行きましたですが、現在はもう昔あった遊具もなく、奥のキャンプ場はさすがに荒れている感じがしました。しかし、この山、海の両方を味わえる自然豊かな施設でございます。特に観光資源の少ない水俣にとってはやり方、手の加え方によっては利用価値のあるものになるんじゃないかというふうに私は思っております。現在、ゲーム、携帯、スマホ世代の子どもたちが自然体験をしてもらう、そういうしたものにはうってつけの施設かなというふうに思っております。

ノーベル賞をもらわれました白川博士は、自身の原点は高山で泥だらけになって遊んだ子どもたちの体験です。自然に親しみ、本物を見て、自然の不思議と遊ぶこと、子どものころの自然体験したことが探求する心が育まれ、ノーベル賞を受賞できたと思いますと、受賞後の多くのインタビューでこのように発言をされております。そのくらい、子どもの時期の自然体験は重要だというふうに思っております。

今、水俣を見たときに、川で遊んだり山を駆け回る子どもというのは見なくなりました。まあ実際、川は事故があるのであんまり行くな、遊ぶなと言われているからでしょうし、遠足も安全なエコパークが非常に多いような感じがしております。しかし、自然を甘く見たまゝがもするし、命を落とすことだってあります。子どものうちから自然体験を学ばせることは重要だというふうに思っております。

1個だけ質問をさせていただきますけど、グリーンスポーツの敷地は国から賃貸されているというふうに聞いておりますけど、その賃料と、もし廃止等をした場合は、賃貸ですから原状回復とかそういうものが発生するのか、そういうものを試算されているのか、この1点だけ質問をさせていただきます。

○議長（大川末長君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 国からの賃貸料でございますけれども、グリーンスポーツの敷地面積はおよそ10ヘクタールございまして、年間借地料は22万円ということでございます。もちろん貸し付け、契約を結んでおりますけれども、廃止の場合は原状回復義務というものが発生をいたします。それで、あらかじめ私どもも調査をいたしましたけれども、構造物施設等の撤去等には、およそ3,000万円ぐらい必要じゃないかなというふうに実は思っております。そのほかに、いろんな道路とかあるいは緑化についての回復等々も今後話が必要になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今後、このグリーンスポーツについてはいろんな意見が出てきて議論するべきものと思います。廃止、存続、それについてもいろんな観点、幅広い意見を聞きながら検討していただきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、消費者行政について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、消費者行政についての御質問に順次お答えいたします。

まず、消費生活センターの相談状況はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

消費生活センターは、市民の消費生活における被害を防止し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的として設置されております。

当市におきましては、平成22年4月から相談員を配置し、相談に対応しており、平成23年3月には、市役所1階ロビーを一部改築して、消費生活センターを開設しております。平成22年度には96件の相談があり、そのうち電話によるものが54件、センターに来所されたのが42件、平成23年度は153件の相談のうち、電話相談が66件、センター来所相談が87件、平成24年度は相談件数が166件、うち電話相談が92件、センター来所相談が74件、平成25年度の相談件数は8月末時点で82件、うち電話相談が37件、センター来所相談が45件となっております。このように、消費生活センター設置以降、市民に対しての周知が進んだこともあり、相談件数が増加しております。

相談内容としましては、多重債務の問題や訪問販売、電話勧誘についての相談が多くなっております。

次に、高齢者や学校への消費生活センターの取り組み、啓発活動の状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、センターでは、市民の消費者トラブルの未然防止やセンターの周知といった啓発活動と

しまして、地域の公民館などに出向いての出前講座を行っております。出前講座の実施回数としましては、平成22年度が計23回で参加者が661人、平成23年度が計37回で511人、平成24年度が計50回で1,331人、平成25年度が8月末時点ですが、計30回の412人となっております。これまで出前講座の参加者の多くは高齢者の方々でしたが、平成24年12月に、消費者教育の推進に関する法律が施行され、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進を図ることとされており、水俣市でも平成24年度に、水俣高校と水俣工業高校の生徒を対象とした出前講座を実施しております。消費者トラブルも多様化しており、トラブルの未然防止を図るため、今後も引き続き市民に対しての出前講座等の開催を初め、消費者行政の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（大川末長君）　西田弘志議員。

○西田弘志君　①の相談状況におきましては、もう毎年ずっとふえている状況ということですね。先日、新聞の報道によりますと、1月から6月の振り込め詐欺の状況が過去最高だったというふうになっております。実際、そういう問題のあることが今からもう田舎だからないということじゃなくて、田舎もどんどんいろんなことがあるということですので、こういった窓口が必要不可欠というふうに思っております。

②の取り組みにつきましては、回数よくわからんですけど、25から50回ぐらいということですかね、それからことしの30回ぐらいやられているということですかね。まあ、いろんなところでまちかど健康塾、といったところだつたり、高校あたりに出向いてやられる、こういったものはやっぱり啓発活動が一番必要だというふうに思っております。

質問としては、2名、今相談員がいらっしゃると思います。こういうふうに相談が複雑で多岐にわたるこういった時代にですね、高度な知識、非常に必要になると思うんですけど、こういった方々の個々のスキルアップとか研修、といったものはどうされているのかを1つ。

そして、消費者教育に関しましては、どんどん、毎年新しい新手のものが出てくると思いますけど、出前講座、といったものは、より実情に即したもの、わかりやすいものになっていくか、この2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大川末長君）　門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君）　2点、御質問いただきました。

1点目が、2名の相談員に対しての高度な知識等のスキルアップあるいはその研修等をどう実施をしているのかというような御質問だったかと思いますけれども、御指摘のとおり、今、2名の体制で実施をおこなっているんですが、手口も年々新しい手口がどんどん出てまいるような状況でございますので、専門的知識あるいはその実務経験等が必要になってくると思っております。

現在のところ、といったレベルアップのために、県、それと独立法人の国民生活センターが

定期的に研修を実施しておりますので、そちらに積極的に参加をするということとあわせまして、県内各市のほうにも消費者生活センターもございますので、そちらのほうの相談員ともいろいろ情報交換等をさせていただきながら、日々質の向上を図っているというようなところでございます。

そういう相談の中でも、なかなかその場では解決できないというような相談もあるうかと思いますので、そういう場合には県の消費生活センターに問い合わせをしたりですとか、あるいはその弁護士相談等の窓口あたりを紹介させていただくということで対応させていただいているところでございます。

それと、2点目、出前講座でもより実情に即した内容にというようなお話をございます。その手口の中でも、例えば若年者、学生あたりについては、インターネットあるいは携帯電話等のトラブルがあつたりとか、高齢者を対象にしまして、訪問販売あるいは電話勧誘とか、そういう各年齢層の中でいろんな消費者トラブルもパターンがございます。そういう対象者が異なってくる場合には、出前講座の中でも、高齢者が多い場合にはそういう訪問販売であるとか、そういうものをメインにする、あるいは学校あたりを対象にして出前講座を実施する場合には、インターネットであるとか携帯電話とか、そういうところで受講者の年齢層に合わせたところで講座の内容も変化をさせていただいているというところでございます。

いずれにしても、高度化している消費者トラブルに、我々としましては迅速かつ的確に対応するというところが必要であろうと思っておりますので、引き続き相談体制の充実というのを図つてしまいりたいと思っているところでございます。

○議長（大川末長君）　西田弘志議員。

○西田弘志君　いろんな対応が必要かというふうに思いますけど、1個だけちょっと聞きたいのは、消費者センターの窓口、ロビーに入ってすぐのところにつくられましたですね。あそこしかなかつたんだろうと思うんですが、相談される方のほうから見て、実際あそこが入りやすいのかどうかがちょっと、人の目もあつたりするのでどうなのか。逆に目立たないところだと、また役割が果たせないのかもしれませんけど、そういうものについて御意見とかはあるのかどうか、その1点だけ聞かせていただけますか。

○議長（大川末長君）　門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君）　センターの場所についての御質問でございますが、今具体的に場所を教えてくれとか、そういうところでの要望は直接はまだお聞きしていない状況でございます。

平成23年の3月にあそこに設置をしたわけなんですが、まずはその担当課である商工のほうとの連携というところで、まず市役所がよかろうと、市役所の中でも、じゃあ玄関から一番距離の

短い1階がいいと、じゃあ1階の中でどうするかということになりますと、当然個人情報の保護というところが出てまいりますので、個室あるいはそういった個室が確保できなければ、壁あたり遮断をしてというふうなところで、結果的に今あそこのところに設置をしているところなんです。議員御指摘のとおり、確かに1階ですと人の出入りも多いですし、なかなか入りづらいというようなところもあるかと思いますが、個人情報につきましては当然保護されるというところで体制をとっておりますので、ぜひ気軽に相談に来ていただきたいと考えておりますけど、なかなか来づらいとか、遠方でというようなところであれば、ぜひ電話相談のほうを活用していただければと思っているところです。

○議長（大川末長君） 次に、木質系バイオマス発電について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質系バイオマス発電についてお答えします。

渕上議員、緒方議員にお答えしましたとおり、現在、事業主体を誘致すべく、幾つかの企業に事業の提案を行っています。興味を持っていただいた企業に、これまで調査した結果をお示しして検討をお願いしているところございます。先方としてましては、情報の精査や社内手続にしばらく時間を要することであり、相談を継続しているところでございます。燃料となる木材の調達についても同様に、これまでの調査結果をお渡ししております。相談している企業の中には木材の調達に関して経験を持つ企業もありますので、より安定的な燃料調達体制を構築できればと考えております。

○議長（大川末長君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この木質系バイオマス発電、もうきょうだけで3人目、大体もう内容についてはこれ以上出てこないと思うんです。私も昨年、この発電の問題が出てから、いろんなところをネット見たり、新聞見たりしておりますけど、去年からもう大体1年ぐらいになるかと思うんですが、新聞等を見ますと、やっぱりこの木質系バイオマス発電、だんだんそっちのほうに流れているように私は感じます。これについては意見はもうやめたほうがいいんじゃないかという意見も多分あると思いますし、もっと慎重にしろという意見もありますし、いろんな意見があると思うんですけど、私は新聞等を見させていただく限りでは、今、大手がどんどんやり始めたというふうに思っております。

これにも書いておりましたけど、昭和シェル石油、これは8月7日ですね、2015年12月をめどに4万9,000キロワットのバイオマス発電所、投資額160億円をやるという発表をしておりましね。5月には住友林業、これが北海道のほうで発電事業を5万キロワット、もう国内最大規模、こういったのも報じられておりました。ほかには、前回ほかの議員さんからもありました中

越パルプ、こういったところも新聞報道されておりました。これは仙台工場だったですね、48億円の売上高を目指す、85億円ぐらい投資するということ。日本製紙におきましては、八代、ここは投資額30億円、売電が13億円を目指している。王子ホールディングスですかね、ここも100億円ぐらい投じて静岡のほうにもやるとかですね、いろんな新聞の報道をずっと見させていただくと、木質バイオマスについてはいろんな大手がどんどん、多分昨年同じようなスタートだったと思うんですけど、ここに来てどんどん具体化しているのが実情だと思います。なかなか自治体でそういうしたものにすぐ決断するのはやっぱり難しいのかもしれませんけど、やっぱり遅いという感じが私はしますね。

もう20年、売り先はもう決まって、雇用も生まれる、そういう事業でありますので、やって、チップの材料さえきちっと確保できれば、20年間は水俣市には大変魅力のあるものだというふうに思います。それは自治体がやれということでもありませんし、今から主体となる運営業者を探すというのも必要だと思いますけど、こういったものを見ている限りでは、やっぱりそっちのほうの流れになっているように私は思っております。

北海道のほうでは、総合振興局というのがあるらしいですけど、そこで管内のバイオマス安定供給協議会、そういうものをつくったというふうにも報じられておりましたし、林野庁のほうは、大体原発1基分、今、原発は大体17カ所で54基ぐらいあって、30基ぐらいが動いているというふうに聞いておりますけど、そのうちの1基分ぐらいがこういったバイオマス発電でできないか、18年ぐらいにはできないかというふうに報道があります。大体、今全国で30基ぐらい、こういったバイオマス発電があって、今計画にこういった報道がされているのが30から40ぐらいあると、今後新たに参入を目指しているというのが大体30基ぐらいある、うちの場合はこの辺に当たるかと思うんですけど、最初のうちは、マラソンで言いますと、第1集団のところにおったと思うんですけど、それがどんどん下がってきている状態だというふうに思います。実際やるにしろ、やらないにしろ、やっぱり早い形で情報収集をしてやっていただきたいというふうな思いはあります。実際、魅力的な事業風に見えておりますので、そこはちゃんと精査していただきたい。

それと、9月6日に私ちょうどネットか何か見ていきましたら、ファーストエコというところの株がストップ高というふうになりました。何か聞いたことあるなと思ったんですけど、よく見ましたら、私も視察に行きました飛騨ウッドパワーですね、多分水俣市も行っていると思いますが、この運営会社がこのファーストエコだったんですね。これが9月に3基目を新設するということで発表したら、次の日にはストップ高というふうな形で、投資家の人はいろんな形でこういった情報に目を配っているということですね。実際、それが成功するかどうかはまだあれですけど、ここはもう3基目を準備するということです。

何回も言われております太陽光とは違って雇用が生まれる、林業の活性化にもなるということ

なので、ぜひスピード感を持ってやっていただきたい。それと、これはもう提言ですけど、担当課がいらっしゃるわけですけど、これだけの大きな事業だったら、もう市長、副市長、もうプロジェクトチームつくってでも、責任はもうそちらのほうで、最終的にはもうトップが見る、そういういたものも必要かと思います。そのくらい、重要な大きい事業なので、担当課だけではなく、全庁的に取り組んでいただきたいというふうに思います。つくる、つくらんは、それはもう最終的に状況を判断して決められると思いますけど、ぜひ期待も大きい事業でありますので、これはもうお伝えして終わりますけど、何かありますか、いいですかね。これはもうお伝えして終わります。

以上です。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 西田議員の本当に力強い御指示ありがとうございました。

我々としても、平成24年からこの実現に向けていろいろ検討してまいりました。その中で、議員言われるように、やはり木材を安定的に収集するというのがこの事業の将来性に一番かかわってくるかと思います。それと、いろんな採算性も含めて十分検討しなければいけないというふうに考えておりますけれども、何せ非常に大がかりな数十億のプロジェクトでございますので、やはりすぐ決断するよりも、やっぱりきっちり精査して、将来性を見込んで決断する必要がありますので、少々時間がかかるって申しわけないんですが、我々としましては一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

また、プロジェクトチームをつくったらどうかということでございますけれども、基本的には、我々、専門家に委託するような形でいろんな情報を収集しておりますし、その収集された情報につきましては、私も、市長も必ず目を通しながら進めておりますので、これは木材の林業の振興は、例えば農林水産振興課、また商工観光振興課、いろんなところの部署にかかりますので、全庁的に府議も通しながら、この事業については府内全部でいろんな意見・提案も受けながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時42分 散会

平成25年9月11日

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一般質問

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月11日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時34分 散会

(出席議員) 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塙崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	渕上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5人

事務局長(田畠純一君)	次長(榮永尚子君)
主幹(岡本広志君)	主幹(深水初代君)
書記(山口礼浩君)	

(説明のため出席した者) 13人

市長(宮本勝彬君)	副市長(田上和俊君)
総務企画部長(本山祐二君)	福祉環境部長(宮森守男君)
産業建設部長(門崎博幸君)	総合医療センター事務部長(渕上茂樹君)
福祉環境部次長(松本幹雄君)	産業建設部次長(遠山俊寛君)
水道局長(前田仁君)	教育長(葦浦博行君)
総務企画部総務課長(本田真一君)	総務企画部企画課長(川野恵治君)
農業委員会事務局長(木戸文樹君)	

○議事日程 第3号

平成25年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 塩崎信介君 | 1 古紙リサイクル事業について |
| | 2 木質バイオマス発電事業について |
| | 3 職員の業務に対する責任について |
| 2 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 水銀に関する水俣条約外交会議について |
| | 3 川内原発の事故を想定した対応について |
| | 4 携帯電話中継基地局建設について |
| 3 田口憲雄君 | 1 グランドデザインの構築について |
| | (1) 今後のまちづくりの方向性について |
| | (2) まちの基盤について |
| | (3) インフラ整備としてのアクセス道路について |
| | 2 公共施設の建てかえ問題について |
| | 3 組織機構について |
| | (1) 組織の統廃合について |
| | 4 就労人口の増加支援について |
| | (1) 産業支援対策について |
| | (2) 医療・福祉従事者の育成について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、木戸農業委員会事務局長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎です。

けさの読売新聞に、尖閣国有化きょう1年、政府が沖縄県の尖閣諸島を地権者から購入し、国有化してからきょうで1年を迎える。一方で反発する中国はこの間、公船（中国政府の船）で63日も日本の領海に侵入したと書いてありました。相変わらずの中国の横暴さには、いまだ解決策が見出せない状況が続いているが、日本政府として毅然とした態度で外交交渉に臨んでいただきたいと思います。私も一方的な考え方との議論は得意ではありませんが、理解していただけるよう今後も努力していきます。

では通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部よりの明確な答弁を期待します。

1、古紙リサイクル事業について。

水俣市では平成5年からごみ分別収集を開始し、ごみのリユース・リデュース・リサイクルをスローガンに掲げ、環境モデル都市にふさわしいごみゼロ推進をしてきました。その中で、新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・その他紙類が古紙リサイクル事業として20年間行われてきましたが、平成22年11月、古紙リサイクル新規事業計画が田中商店より提案され、事業内容としてプレス機設置のための工場を建設、新たに5人を雇用するとの計画で、平成23年3月に行政側と田中商店との間において随意契約の覚書が締結されました。

そこで、下記のことについて質問します。

①、過去に3回も否決された誘致企業立地促進補助金が今回も予算計上されているが、どうなっているのか。

②、この補助金は要綱に合致しているとのことであるが、具体的な内容はどうなっているのか。

③、入札制度を前提としている事業に対して、誘致企業立地促進補助金の交付対象としてよいと考えているのか。

2、木質バイオマス発電事業について。

平成25年度一般会計当初予算として、ゼロカーボン産業団地の創造事業が計上され、その事業説明調書の中に、平成25年度は、平成24年度の成果を踏まえ、発電事業に長年のノウハウを蓄積しているJNC株式会社の参画を得つつ、多くの市内業者が参画でき、ファンドなどを通じて市

民も参加できる形で事業が立ち上げられるよう、発電事業会社の設立に向けた準備業務を4月から半年程度の期間をかけて行う。また事業の効果として、この事業を実施することで、地元の資源で稼ぐ利益をきちんと地元に還元する形をつくり上げ、地域の企業や市民に富が回り、地元に配慮した雇用が生まれる新事業をつくり上げることができると明記しております。

なお、昨日の渕上議員、緒方議員の質問の中でJNC株式会社の話が出していましたが、この木質バイオマス発電事業に関しては、計画当初から事業主体はやりません、その他のことは協力しますと一貫して発言してきました。JNC株式会社の名誉のために一言申し添えておきます。

そこで、下記のことについて質問します。

①、9月までに事業化を推進するのか、撤退するのか結論を出すとの答弁があったが、現在の状況で具体的な結論を出せると考えているのか。

②、この事業はいまだ事業主体が決まらない異常な状況になっているが、撤退の場合、市長を初めとする執行部の責任をどのように考えているのか。

3、職員の業務に対する責任について。

水俣市第4次行財政改革大綱は平成25年度が最終年度となり、進捗状況や改善結果を求められています。平成21年度からスタートした実施計画は8つの推進項目別に、実施項目・取り組み内容・担当課・年度別取り組み内容を明らかにし、計画的な行財政改革を推進するもので、担当部署においては、毎年度計画の実施状況の評価や点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

さらに、推進本部・推進委員会及び各部会において定期的に実施状況の検証を行い、その進捗状況を把握し、これら計画の実効性の確保に努めながら、今回実施計画に記載していない事項についても、PDCAサイクルに基づく進行管理の中で、毎年追加や見直しを行うこととすると明記しています。

そこで、下記のことについて質問します。

①、特定健診受診券・情報提供票に係る職員のミスによる市民への迷惑行為が発生したが、詳細な内容と今後の防止対策はどのように考えているのか。

②、職員の業務上交通事故の賠償が議会ごとに専決処分されているが、平成25年度の具体的な事例と職員に対する指導はどうなっているのか。

これで登壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、古紙リサイクル事業については私から、木質バイオマス発電事業については副市長か

ら、職員の業務に対する責任については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、古紙リサイクル事業についてお答えします。

まず、過去に3度否決された誘致企業立地促進補助金が今回も予算計上されたが、どうなっているのかについてお答えします。

水俣市誘致企業立地促進補助金は、従来、本補助金交付要綱に定めた要件に該当する場合、予算化の上、要綱に定めた手続に従って補助金を交付してきたところです。これまで本件に関して議会から御指摘をいただきましたのは、要綱の運用にかかる問題ではなく、市が覚書を締結したことに関する問題にあり、そのために市民の皆様の不信感や混乱を招いたことについては私も大変申しわけなかったと思っているところです。市としましては、これまで古紙に関する覚書の解消や地場企業向けの補助金制度の創設、各事業者への説明等を通じて、議会から御指摘のありました事項にできる限りの対応をしているところです。6月議会でもお答えいたしましたとおり、本補助金に関しては要綱に基づき要件に合致しているものと判断した場合は、市として予算を計上する義務があると判断しているところです。本件につきましては、去る6月5日に田中商店より提出された本補助金の交付申請書を要綱に従い審査したところ、要綱要件に合致していると判断したため、再度予算を計上させていただいているところです。また、前回の6月議会後に新たな地場企業支援策である水俣市くまもとグリーン保証制度利活用促進補助金制度を創設したことからも前回と状況が変わってきております。本件につきましては、緒方議員の答弁でもお答えしましたように、本市への企業誘致活動及び地元企業による事業拡大など今後の企業支援策全般を左右する案件であり、市民益につながるものであると考えております。今回の予算計上に対しましては御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、この補助金は要綱に合致しているとのことであるが、具体的な内容はどうなっているのかについてお答えします。

株式会社田中商店より申請のあった古紙リサイクル事業の内容を確認いたしましたところ、①申請者の住所が市外であること、②田中商店本社から提案された事業が、現在水俣営業所で行っている瓶の回収、洗浄業務ではない新規事業であること、③新たに取得した施設が既存施設とは別の敷地であること、④新たに工場跡建屋を購入し、土地は市土地開発公社からの賃貸であること、そういうことから市外企業の新規事業のための新たな工場立地と判断したところです。

また、補助金要綱第2条に定める交付対象要件につきましては、①工場等に供する新たな用地を、市土地開発公社との間に賃貸借契約を締結し、契約締結後3年以内に操業を開始していること、②工場等を設置するために要する費用のうち、用地、建物その他有形償却資産の取得に要する費用が中小企業の要件である5,000万円以上であること、③新規地元雇用者数が中小企業の要件である5人以上であること、④立地協定を締結していることなど、全ての要件を満たしており

ましたので、水俣市誘致企業立地促進補助金の要綱第2条に定める交付対象要件に合致していると判断しているところです。

次に、入札制度を前提としている事業を補助金交付対象としてよいと考えているのかについてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、本補助金制度は要綱に従って判断しております。市としましては、入札制度を前提とした事業であっても、要綱要件を満たせば補助金交付対象になると考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 御答弁ありがとうございました。

まず、2次質問に入る前に、今市長も言わされましたけど、今回4回目ということで、私の認識からすると、議案が提出されましたと、いろいろ議論した後に否決されると、その後もう次は出さないというか、提出されないというか、そういう暗黙のルールというか、そういうのがもともとあるのかなという認識を持っていたわけです。6月議会でも3回目出されたということで、要するに我々としては議会軽視であると。市長も我々議員も市民に選ばれた立場ということで、二元代表制という形になっておるわけで、我々は両輪ということで、理解し合い、話し合いをしながら進めていくということできちんとしているわけですけれども、今回に関してはその辺が市長を初め執行部から理解されなかったのかなというのもあるんですけど、4回も出されるということになれば、今回の誘致企業立地促進補助金2,500万円が結果的にどうなるかわかりませんが、百条委員会をつくって詳細に調査する必要があるんじゃないかなと思っておりますので、そのときはよろしくお願いをしたいと思います。

古紙リサイクル事業に関しては、先ほども言いましたけれども、平成5年からやっておりまして、最初は川端商店ですかね、あれが平成18年までやって、その後もろもろあって、今6社ほどタッチされていると、その中で、川端商店の事業の間でもプレス機はあったと。この間、田上副市長は以前、プレス機があったことは知らなかつたという話がちょっとあったんですけれども、事業としてはそういうプレス機というのは、古紙リサイクル事業には必要なやつだという前提で私は判断をしております。

その中で、2回目の質問の1番について質問させてもらいます。市長も御存じと思うんですけど、今、コンプライアンスと、企業の要するに不祥事に対して社会的責任を問うということで、コンプライアンスというのは法令遵守というか、そういう基本的なこと、これはもう企業の内部統制ということで、社会の中では非常に注目されて、会社が不祥事を起こすと、要するに消費者の信頼を失って倒産に追い込まれるという状況につながるというのは最近多い。特に食品関係の

そういうのがいろいろ出ているということがあって、やっぱり企業としてはそういう統制を図りたいと。このことはやっぱり行政も同じだと思うんですよ、やっぱり行政はそういうことで同じような内部できちっとしたルールを決めているわけですから、それはきちっと守っていく必要があると思います。

その中で、例規集の中に水俣市政治倫理条例というのがあるんですけど、これは第1条は目的と、ちょっと読ませていただきますと、

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであり、その受託者たる市議会議員並びに市長及び副市長が市民全体の奉仕者であることを認識し、私的な利害関係によって公職の円滑な運営と公正公平な遂行を妨げられることがあつてはならないこと、及びいやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、その人格と倫理の向上に努め、議員及び市長等が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証するため必要な措置を定め、市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

あと第2条としては、議員及び市長の責務ということで、これ読ませていただきますけど、「議員及び市長等は、市政に携わる責務と市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない」ということを書いてあるんですね。これは、まあコンプライアンス的にいくと、やっぱりこれは法令に当たると。

今回、まあ市長が覚書を結んだことに対して謝罪をされたわけですけれども、ここで1つ質問をさせていただきます。

覚書を締結する時点で、公平・公正についてどういう判断をされたのか、その判断された理由をお聞かせ願いたいと、これが1つですね。

それと、もう一つは、補助金のこの要綱に合致しているということですけど、私の情報によりますと、田中商店さんのプレス機というのは、ほとんど全自動になっていると。ボタン1つ押せばもうプレスが始まるというような最新型の機械が入っている。その中で今回の要綱の中で雇用を5人しますということで書いてあるわけですけど、この雇用5人の仕事内容というのは把握されているのかどうか教えていただきたい、それが2つ目ですね。

あと3つ目は、入札制度を前提としているということで、今3カ月に1回、これはもう前からやってるわけですけれども、ここに平成24年度の資源、古紙の総量ということで一覧表があるんですけど、その中で新聞・チラシに関しては403トン、ダンボールに関しては161トン、雑誌その他紙類については436トンということで、若干、1,000トン弱ぐらいですかね。正常な取引といいますか、正常な取引した場合は、この価格に1円から5円、5円ということはないみたいですが、上乗せして問屋さんに卸すと、その中で例えば最高で500万円という形ですね、5円にした

とき500万円、1,000トンとして1,500万円、粗利益があるわけですよ。5人を雇用していると、要するに雇用されている方の報酬だけじゃなくて、いろいろプレス機の事業に関してはいろいろ経費がかかるわけですよ。その時点で正常な取引をするにもかかわらず、利益としてはそれで事業化になっているのかどうか。現実的に、今は問屋価格よりもまだ高い価格で取引をしているということらしいです。だから、今水俣市で扱っている古紙に関しては赤字なんですよ、事業としては赤字なんです。これは田中商店さんもほかの事業者さんも同じなんです。

そういう状況で事業として成り立ってないんですけれども、その辺について行政としては把握されているのか、今のお話からすると、要するに今回の誘致企業立地促進補助金の交付対象として認めるということなんんですけど、それはちょっと私としてはおかしいんじゃないかなというところで、この3点を教えていただきたい。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございます。第1点は、要するに覚書についてどういう判断をしたのかということだと思いますけれども、再度繰り返しになるかもしれません、私が田中商店からのお話がございましたときには、まず考えましたのが市民益でございます。これは市民に利益になるかどうかということが一番の問題ですし、雇用がどう生まれるかということ、そこで判断をして随契を結んだところでございます。

随意契約につきましては、法的には何ら問題ないと確信を持っております。その後、覚書という形になったところでございますけれども、このことにつきましては再三議場でも申し上げましたし、私も給料カットをさせていただいて、そしてそのこともこの議場で可決をしていただきました。この覚書のことにつきましては、ある程度御理解を得たのではないかという、私自身、甘いと言えば甘い考え方かもしれませんけれども、そのような形で今回流れてきているところでございます。

したがいまして、私といたしましては、要綱にのっとってこの議案は進めてきておりますので、私は何ら問題はないと思っておりますし、ただ先ほどから申し上げておりますように、覚書につきましては配慮が足りなかったというような認識を今でも持っております。

それから、雇用5人ということでございますけれども、その仕事内容につきましては詳細には把握しておりません。

それから、もう1点、事業に成り立つかというようなお話をございますが、やはり田中商店とのいろいろお話を聞かせいただくと、やはり3,000トンぐらいはなければ事業として成り立たないというお話を伺っております。したがいまして、田中商店としては古紙を全部集めたところで事業にはならないということでございますので、市外からいろいろ酒パックでありますとか、そういうものを戦略的に集める、そして市外にそういう事業を伸ばしていく、採算に合

うような事業を展開していくというそういう計画を今立てていらっしゃるということでございま
すので、御理解いただければと思います。

以上です。

(「最初の質問で、公平・公正ということについて、その時点ではどういう判断されたのか
という質問させていただきました。その答えは今聞いてませんので、その答えはきちっと
答えていただきたい」と言う者あり)

○議長（大川末長君）　この際、しばらく休憩いたします。

午前9時54分　休憩

午前9時55分　開議

○議長（大川末長君）　休憩前に引き続き会議を行います。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君）（続）　済みません、ちょっと覚書の内容をちょっと読ませていただきます
と、覚書にはこのように書いてございます。ただしから読ませていただきます。

市内に、田中商店と同等の条件を提示できるような他の中間処理施設が整備され、稼働した場
合にはこの限りではないということを覚書にしております。したがいまして、田中商店と同じよ
うな設備、そういう投資ができるという状況になったときには、この限りではないという覚書を
しておりますので、その時点では私は公平・公正だと考えております。

(「ほかの業者は知らなかつたということについては、それで公平・公正と言われても」と
言う者あり)

(3回目の質問で…」と言う者あり)

(「いやいや、そうじゃなくて、最初の質問の答えだから、私の質問に対する答弁になつて
ないから」と言う者あり)

(「済みませんが、もう1回ちょっと、質問…」と言う者あり)

(「ということは2次質問でよかですか」と言う者あり)

(「いや、ちょっと待って」と言う者あり)

○議長（大川末長君）　宮本市長。

○市長（宮本勝彬君）（続）　今申し上げたのは、覚書に対することで公平・公正だったとい
うことです。その期間中に他の業者にその説明をしていなかつたと、そういう部分が公平・公正に
どうなつかことだと思いますけれども、その部分につきましては、これまでにも何回も申
し上げてきておりますが、配慮が足りなかつたということは公正ではなかつたと、そのように
思っております。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 では3回目ということで、今、市長の答弁で、公正・公平でなかったという答えで、行政として、市のトップ、市長の発言として私はそれ了解できないですよ、それは。この間、田上副市長も言っていました、行政はフェアでなければいけないと。そのフェアがなかったわけですよ。それに対して、今みたいな無責任な発言というのは、私の質問に対して答えになつていません。

極端な言い方をすれば、こういう言い方になるかもしれませんので、恐らくやめますけど、そこが正直ベースで市長からの答えになつていませんから、だから私としては、そこが一番今回この補助金に対して賛成できない理由はそこなんですよ。今の行政の体質、きのうから渕上議員とか皆さん、市役所は市民の役に立つところと、常々宮本市長は言われています。それは、ただ口先だけじゃないかと、実際にさつきも言いましたけど、平成22年の11月に提案がありました。平成23年の3月に提携しました。要するに3カ月以上時間があるわけですよ。年末年始でいろいろあったかも知らんけど、市民のことを考えればですよ、それぐらいの市場調査なり、職員がいっぱいおるわけですから、担当もおるわけですから、そういうことができなかつたということは、コンプライアンス的にはもう違反と同じですよ。それが、だから公平・公正でなかつたという答弁で済まされても、それは私は納得できんですね、それは。

じゃあ、もう3回目の質問しますけれども、そういう状況になったということは、それはもう覚悟の上で、批判されることはもう覚悟の上でやつたということでいいのか、市民を欺くという形でやりましたと、そういうことなのか、そこをはつきりしていただきたい。

もう一つは、田中商店さんが3,000トンながらんと事業として成り立たないと、今は事業されているということは、水俣市の古紙以外に市外からいろいろ入ってきていると、それについて事業をやっているということで事業として成り立っていると。ところが、水俣市の税金を使って2,500万円出すということは、それは事業として成り立っているとは言えないんじゃないかと思うんですよ。だから、そこは要綱に合致していると今さつきも言われましたけど、それはちょっとおかしいんじゃないかなと、2つ目はその点を再度お願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 先ほど私の名前が出ていましたので、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

まず、基本的にコンプライアンスという我々の解釈なんですけれども、いろんな市におきましては、企業と若干違いまして、こういう市、自治体においては条例・規則というのがございます。ですから、その条例・規則・要綱に沿って、しっかり市民の負託に応えていくというのが基本的にはコンプライアンスと私たちは考えておりますので、それがまず守られることが第一、そ

れと、それが非常に最終的に市民の負託に応えないような案件であれば、いろんな考慮をして訂正してやっていかなければいけないというふうに考えております。

また、覚書について公平・公正でなかったということでございますけれども、覚書を結んだ当時、要綱の中に田中商店とは確かに覚書を結んだ。これは以前にも答弁させていただきましたように、これはほかの業者の方たちに同じ内容を示していないくて田中商店と覚書を結んだということは、やはり市としての配慮が足らなかつたと、これは毎回繰り返して答弁させていただいているところです。これについては、やはり適当ではなかつたということで、市長もみずから減額されて、そこで議会の可決もいただきましたので、これについては今後、十分これから市政運営に対してはそういう配慮をしながらやっていかなければいけないということで、非常に我々としての肝に銘じたということでございます。

事業として成り立つか、また2,500万円というのは市だけの独自のやつでいいのか、市が入り口から出口まで市でやらなきゃいけないのかということですが、基本的に事業というのはいろんな原料を仕入れて加工して外に売っていくというのが一つの事業でございまして、そういうものに対しても補助金を出すことになります。当然、事業が成り立つには、原料を仕入れるわけですから、それは一つの大きな事業なりますので、入り口から出口まで市で一貫してやらなければいけないということはないと思います。

ですから、これがほとんどの事業につきましては、例えば観光業だと、よそのところから入ってきて、お金を落として、また帰っていただく。いろんな工場につきましては、製造業につきましては、ほかのところから原料を仕入れて加工して出して売っていくと、そういうことですので、田中商店さんにおきましても、確かに水俣市で出る紙だけではなりわいは立たないということでございますけれども、それを、なりわいを立たせるために、いろんな今燃やしていたり、破棄している紙パック、酒の紙パックとかですね、そういうのをできるだけ加工して、そしてまた市場に返していく。またトイレットペーパーなどに加工していくということで、これは当然必要な、継続していくためのなりわいだと思いますので、それは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

(「分別の一覧表を見ますと、酒パックは焼却炉焼却ものになってた」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 覚書を結ぶのは覚悟があつたのかということでございますけれども、覚書を結ぶ時点におきましては、この件につきましては市民のためになると、そう思つて、そういう覚悟でやりました。

○議長（大川末長君） 次に、木質バイオマス発電事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、木質バイオマス発電事業について順次お答えします。

まず、9月までに事業の推進か撤退か、具体的な結論は出せるのかとの御質問にお答えします。今は事業主体の誘致に向け、幾つかの企業に接触している状況です。これまで調査した情報などを先方へ提供して判断をお願いしています。しかし、先方も社内の手続や独自に調査・審査することもあり、9月までに判断することは難しいと言われております。このため、現時点では具体的な結論は出せない状況です。

次に、バイオマス発電事業から撤退した場合、市長を初めとする執行部の責任をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

市としましては、環境を軸としたまちづくり、まちの元気と雇用を生み出すという方針で市政を運営しております。地域懇談会などでも、バイオマス発電による木材の活用を希望する声もお聞きしています。このような市民の希望に応えるべく、全力で事業の実現に向けて努力しているところでございます。しかし、携わるあらゆる事業も撤退や断念を念頭に入れて進めていく必要があると考えております。仮に、事業から撤退することが市民益につながると判断した場合、勇気を持って撤退の決断を行うことが執行部の責任と考えております。

現在は地域間競争が激しく、新たな取り組みが求められている時代です。創意工夫と挑戦、また同時に決断する勇気を持って進めてまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この件に関しましては、先日から渕上議員、緒方議員、西田議員という形で質問をされていまして、今、いろいろな答弁というか、きのう田上副市長のお話の中では、数社の要するに事業主体となつていただけるようなところに、平成24年度の調査結果を資料として提出して、事業主体という点で検討していただいていると。もともと平成24年度、25年度、2年計画ということで、要するに、ここに事業説明調書というのがあって、これは25年度分なんですけれども、この中に平成24年度の成果を踏まえると、こういうことを書いてあるんですけど、その中でいろいろ書いてあります。1つ言いますと、木質燃料の収集の可能性に一定のめどが立ったこと、それと燃料収集の確実性を前提として一定の企業採算性が確保できること。

この件について我々議員には全く情報をいただいていません。その事業主体と期待されておる

ところには資料を出していると、となると我々はどういう判断をすればいいのか。こういうふうにめどが立ったとか、採算性があったと、採算性が確保できたという言葉だけ言われても我々は何も知らないわけですよ。以前、資料もらったのは、平成24年度ゼロカーボン産業団地創造事業、これは部長からいただいたんですけど、これを見ても何もわからんわけですよ、具体性が何もないわけですよ。

きのう、西田議員からの話の中では、もう大手は手を出してやっていますよと、ところが水俣は事業主体も決まらないと、要するにそういうふうなノウハウも全くわからないということで、こういう発言が載って、これは正式な事業説明調書に書いてあるわけですよ。これで我々にどう判断せいというのかというのは、今思っているところなんです。

1つね、2回目の質問ということで、今言いました木質燃料というのは間伐材のことなんですね、これは。木質燃料の収集の可能性に一定のめどが立ったということですけど、この根拠を教えていただきたい。

それと、燃料収集の確実性が前提として一定の事業採算性が確保できることと、これの同じような根拠。市民が納得、市民が理解できるような内容で教えていただきたい。我々も市民の方からいろいろ聞かれて、どげんななつとつとかいと。

もともと、大川議員が平成24年の12月の11日の日に、一般質問という形でこのことについて質問されたわけですよ。平成23年ですかね、23年、済みません。そのときの次の日の朝、こういうのが出たわけですよ。これはもうそのとき、大川議長も非常に怒りになっていろいろあったと思うんですけど、平成24年でしょう、大川議長が一般質問されて次の日の熊日に載ったわけですから、だから議会では詳細な説明が何もなくてですよ、いきなり新聞に出ているということで、これはその当時、私も担当課長の責任どうのこうのということで追及させてもらいましたけれども、結局行政の甘さで、訓告か戒告かわからんけど、処罰になるのかわからんような形で今に来ているわけですが、ここに書いてあるように、いろいろいいことばっかり書いてあるけど、内容が全然わからんわけですよ。今言いましたように、この木質燃料、今2つ言いましたね、この辺のことを教えていただきたい。

もう一つは、3つ目ですけれども、この事業を実施することで地元の資源で稼ぐ、利益をきちんと地元に還元する形をつくり上げ、地域の企業や市民に富が回り、地元に配慮した雇用が生まれる新事業をつくり上げることができたことということで書いてある、これも根拠。

きのう西田議員の質問の後ですかね、田上副市長としては実施したいと、正直に言われました。それはもう要するにやっていただきたい。雇用も生まれる、税収もふえるということで、やっていただきたいんですけど、要するにやれる根拠というのは本当全くわからんわけですよ。何遍も言いますけど、我々も大分県の日田市にも行かせてもらいました。日本製紙も行かせ

てもらいました。そういう中で、原料供給について非常に厳しいという実情も聞いておりますので、せめて原料供給のめどというか、それを具体的に教えてもらいたいと。

これは通告外になるかわかりませんけど、以前、竹バイオエタノール事業ということで、ものはJNCさんにつくっていただくと。竹の供給は行政でやりますという話があったんですけど、その後何もナシのつぶてで、どうなったのか何にもないということで、我々議員に対して情報はほとんどないというふうな今の執行部体制というのは、私は議会制民主主義からすると非常におかしいんじゃないかと。先ほどのコンプライアンスの話も言いましたけど、そういうことからすると、もっと我々に情報を流してもおかしくないと思うんですよ。それも含めて、今の3つの点の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大川未長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 塩崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、燃料の収集が一定のめどがたったという根拠でございます。これは、主となる企業を今相談しておりますけれども、基本的には誘致企業として考えております。ですから、みずから市が実施する事業ではないと。ですから、我々は平成24年、25年といろんな研究をさせていただきましたけれども、これはそういう条件をしっかりこちらのほうで整えて、主となる企業にお願いして来ていただくというような形でございます。

ですから、なかなかその中身についても本当は私たちもここまで情報として議会の皆様に細かい数字をお示ししたいんですけども、まだこれは進出してこられるか、こられないかと、非常に際どい段階に今来ていると思いますので、ぜひその辺を御理解いただいて、その政策の形成過程というふうに御判断していただいて、そこはしっかりとその辺のところがはっきりしました暁には、どこまでやるかちょっと今の段階ではわかりませんけれども、お示ししたいと思っております。

ただ、先ほどの燃料の調達ができるという根拠につきましては、うちで株式会社環境テクノセンターのほうに専属として1人お願いしておりますけれども、その中でいろんな各チップ工場の方とか木材業者とかの聞き取りを行った上で、こういう水俣市に事業ができた場合にはどれだけ供給ができるかということで、それは対応できるかということを常にやりとりしております。その中で大体、今事業計画になっておりますのは、出力5,800キロワットカロリーですが、その調達する燃料については大方大丈夫だろうという判断をしたところでございます。

地元にできるだけ還元したいと、そういうのがペーパーの中に入っている。まあ当然、そういうことでございまして、本当は地元の企業で集合体でやっていただくと、地元の雇用も発生する。それと地元の木材も使われて流通も活発になると、それとその利益が税金となって水俣に還元されるわけですから、水俣関連の関係者のほうを多くしたほうが水俣の利益につながると思

ますので、できるだけこれからも実施主体が決まつてもそういう形で、先ほどありましたけど、JNCさんの資本参加とか、また市内の企業の資本参加とか、いろんな形で呼びかけてまいりたいと考えております。

それと、やれる根拠についてでございますけれども、基本的には今の相手様のほうも昨日の一般質問にお答えしましたように、非常に前向きに考えていらっしゃるということですので、私としてはやれるんじゃないかというふうに今判断しております。

竹のバイオエタノールの件でございますけど、少し塩崎議員認識がちょっと私と違うんですけれども、あれは環境省の補助を受けてJNCが主体となって受けてやった委託事業でございます。だから、現段階ではJNCさんも大体事業のめどが立ったと、めどというか、やれることはある程度わかったと。あと、これからバイオエタノールが採算性に合うか、これはこれからのエネルギー事情もありますので、それは見きわめていきたいと、じゃあ継続してやりますかということでお尋ねしましたところが、これはJNCとしてはまだあそこのプラントもありますので、継続して研究していきたいというふうに聞いております。

ただ、我々市としましては、これを何とか事業化に持っていくたいとは考えておりますけれども、そういう事情でまだ竹からのバイオエタノールのですね、それが事業採算に合うかということは、JNCさんもまだそれは難しいんじゃないかと考えられているというふうに我々はお聞きしております。

そういう事情を議会に刻々説明するべきじゃないかというのは、我々としてもこの議会終わつてからでも結構ですので、今の事情というかJNCさんの考え方も含めて、もしよければそういうことで説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今、2次質問に対して答弁していただきました。非常にわかりにくいというか、具体性のない答弁で、私も何とまた3次質問していいのかちょっと困つとつですけど、今JNCさんの話が出ましたけれども、もともとさっきの登壇で言いましたけど、計画当初からJNCとしては事業主体はもうしませんよという形でずっと来ると、そういうのがわかった上で、今の発言もそうなんんですけど、JNCさんと、JNCさんとという形で発言されるということは、やっぱりその考えが今の、今回の調査研究してきたけれども、進捗がないと。きのうの質問の中でもそういうことを言われてましたけれども、そういうところがやっていく中であつたんじゃないかなと思うんですが、はっきり言いますと、JNCさんに事業主体になってもらいたいという気持ちが行政側としてあつたんじゃないかと思うんですけど、要するにその辺はどうだったのか1つ教えていただきたい。

それと、この件は先ほども言いましたけど、平成25年度の4月から半年程度の期間をかけて最終的な結論を出す。先ほども9月に結論を出すと、きのうの議員さんの質問の中からすると、12月にずれ込むかもしらんと。下手すると1年でん、2年でん先でよかっじゃなかやというふうな発言もちょっとあったかと思うんですけど、要するにずるずるずる引っ張って、それで渕上道昭議員から、延べ人数、職員の要するにそういう給与も含めたところで、だらだらだらだら市民の税金を使ってそういう事業をすることに本当に意義があるのか。やっぱりある程度のところできちっと判断をして、だめなものはだめというぐらいの決断力でいかないと市民は納得しないですよ、今の状況じゃ。先ほどの竹バイオも一緒ですけど、その前からいくと風力発電もそうなんですよ。もう風力発電に関しては、宮本市長の所信表明でもやっていきたいと書かれておりましたけど、いろいろあって、もう結局頓挫したというのがあるわけです。

計画はよかですね、行政がやることは何でも。今回もいろいろ冊子ができていますけど、その検証が全くされていないわけですよ。だから、それは市民からすると不信感にしかならんわけですよ。だから、そういうことについてどう思っているのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 答弁いたします前に、先ほどJNCさんの話が出てきましたので、少し説明させていただきたいと思いますけれども、まず、この木質バイオマス発電につきましては、市とJNCさんと一緒に考えていこうということで始まったことでございます。これは、ですから別にJNCさんに過分の期待というか、そういう全面的な期待ということではなくて、市と一緒に考えていきましょうと、水俣のまちづくりに対して一緒に考えていきましょうということで、御理解を得て一緒に進めていく。ですから、パートナーと我々考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

先ほども言いましたように、できるだけ水俣の企業、水俣市に存する企業が多く出資をしていただいて、その事業を成功させることができ市民の利益の還元に一番つながると思っておりますで、それは当然今も変わっていなくて、主体が決まったとしても、できるだけそういうことで御協力いただきたいなというふうに考えております。

期間でございますけれども、じゃあ、こういう事業は何年かかればどうなのかというのは、前歴がありまして、そのときは2年、最終的に企業と市のほうで合意したのが発案から2年1ヶ月かかったということで、2年以内にはぜひともそれはある程度の方向を示そうということを考えおりまして、きのうの答弁では1年でも2年でもずるずると引っ張つていいという考え方をおっしゃいましたが、これは全く考えておりませんで、できるだけ早い期間に結論を出さないと、市民の皆さんのが期待していることもございますので、できるだけ我々は市民の負託に応えるため

に、早目にそういうのをできるだけ納得いくように明らかにしていかなければいけないかと考えております。

ですから、そういう意味でやっぱり目標としては9月にしようと、9月にできなかつたら12月で、今ではできるだけそういういろいろ返事も含めていただきたいということで先方にもお願ひしておりますので、ぜひそういうところは御理解いただきたいと思います。

ですから、市民への説明も含めて、責任も含めて、そういうことで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

済みません、答弁漏れまして申しわけございません。

いろんな計画つくった検証でございますけれども、これは例えば今回も第5次総合計画をつくりました。それで第6次に行きます。そういうときには必ず5次の検証をした上で次に行くように心がけております。それは成果も含めて検証しようとしておりますので、全部なかなかどういう検証があったということはお示しできないかもしれませんけれども、大きい計画についてはぜひこれからも情報も含めて提供していきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、職員の業務に対する責任について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 職員の業務に対する責任について順次お答えいたします。

まず、特定健診受診券・情報提供票に係る職員のミスによる市民への迷惑行為が発生したが、詳細な内容と今後の防止対策はどのように考えているのかとの御質問についてお答えいたします。

このたびは、国保対象者の方へ送付した文書に誤った記載をするというミスをしてしまい、大変申しわけありませんでした。

状況について申し上げますと、22%と県下最低である特定健診の受診率向上のため、今年度は新たに、医療機関を受診している被保険者の健診データを医療機関から提供していただく情報提供に取り組むことといたしました。そのため、これまでの様式に変え、情報提供のための要件を備えた特定健診受診券・情報提供票を作成し、準備を進めていたところでございます。受診券・情報提供票の作成に当たっては、医師会からの協力医療機関の決定を待って完成させましたが、その際、1つの医療機関の電話番号を間違って記載した特定健診受診券・情報提供票を作成し、送付してしまった次第でございます。

このミスに対しては、送付後、7月17日に担当者が気づきましたが、対象者の方が誤った電話番号に電話をされますと、電話をされた方のみならず、電話を受けた方、医療機関へと混乱の拡大が予想されましたので、急ぎ訂正文を作成し、18日当初送付した対象者全ての方に郵送すると

ということで対処をいたしております。

なお、訂正文の送付に当たっては、一刻も早く対象の方に連絡する必要があったため、当初の送付時と同様に対象者5,806人お一人お一人に送付いたしました。

次に、今後の防止対策についてですが、今回の件に関しましては、担当者において、文書の作成の際に最終的な内容の確認を怠っていたこと、さらに決裁ルートにおいては、各自、事業の内容は確認したもの、文書に対する細部のチェックが不足していたことが原因でございます。

今後は、文書作成に当たり、誤った内容を伝えることがないよう、担当者にあっては正確な文書を作成するとともに、決裁ルートにおいて関係職員から決裁者までが厳しく内容、文言等の確認を徹底するよう指導してまいります。

次に、職員の業務上交通事故の賠償が議会ごとに専決処分されているが、平成25年度の具体的な事例と職員に対する指導はどうなっているのかについてお答えいたします。

平成25年度は、2件の交通事故に係る専決処分を報告させていただいております。事故の内容は、職員が公用車で中学校敷地内を通行中、駐車してあった車両に接触し損傷させたものと、訪問先の駐車場で、職員が公用車を後方に発進させた際に、右側に駐車してあった車両に接触し損傷させたものでございます。

交通事故に対する職員への指導につきましては、毎年度12月及び春・秋の交通安全週間に交通事故防止と交通ルールの順守を職員に周知いたしております。また、交通事故があった場合は、報告書の提出を求めた上で、事故を起こした職員の反省を促すようにしております。

なお、今後の予定としましては、警察等に講師をお願いして、課長を対象にした安全運転講習会を開催し、課長を通じて職員への指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今、説明ありましたとおり、1つちょっと抜けているというか、5,806通というのはそうなんですけれども、金額が38万4,290円と、これはさらに費用がかかったということで、これは金額の大小ではなくて、やっぱりきちんと仕事していただければ、こういう無駄な金を使う必要はなかったと。こういうことは定期的にやっているわけですね、今回が初めてじゃないわけですから、そういう意味で教育等をしていただくということで、それはよろしくお願ひしたいと思います。

それと、交通事故の件です。平成22年度は5件あって、23年が2件、24年が2件、25年が2件、まあ25年は今のところ2件ということで、確かに減少はしているわけですけれども、やはり人間はミスをするというのは、もうそれはそういう動物ですから、ゼロになるということはないと思うんですが、やっぱりこういうことの経験を水平転換して、例えば5あったやつが次は4、

3、2、1と、まだゼロにならんけんですね、そういう形での教育をやっていただきたいと思うわけですよ。

だから市民というのは見ているわけですよ。だから今回の健診のやつも市民から電話があつて、どげんななつとつとかいと、何やこれ、要するに病院の電話番号が個人の電話番号になっていたということで、非常に迷惑というかですね、さっきも言いましたけど、市役所は市民の役に立つところ、役に立たずに無役になったということは本末転倒だと思うんですよ。その中で、第4次行財政改革ということで、これが今年度最後ということで、先ほども言いましたけど、一応いろいろ報告結果を出さないかんということですけど、その中に、いろいろあるんですよ、具体的に。

この中にチェック体制の強化と、職員の業務に対するチェック体制を強化し、職務に対する責任のあり方を見直しますと、これは平成21年度から総務課対象ということで書いてあるんですけど、総務課がリーダーシップをとってやりますということでしょうけれども、その具体的な方策というのは、簡単にチェック体制の見直し、新チェック体制の施行、新チェック体制の検証、最後25年度は新チェック体制の再見直しということで、全く具体性がないわけですよ。

だから、今回最終ということですけれども、1つ教えていただきたいのは、新チェック体制の再見直しというのは、具体的に25年度はどういうふうに取り組んでおられるのか教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第2の御質問にお答えさせていただきます。

確かに行財政改革大綱の中の職員の意識改革ということで8つの項目等を設けさせていただいております。今、塩崎議員がおっしゃった中に、8の中には職員の業務体制に対するチェック体制強化ということで、これもうたってあります。これにつきましては、総務課を中心になって、当然職員のほうやっていくわけですけれども、例えば今までですけれども、職員の高度規範事例集の作成は平成22年度だったと思いますが、やらせていただいております。そしてあと、目標管理体制という形で隨時やらせていただいております。確かに交通事故、それからいろんな事務的なミスというのはなかなか根絶というのは難しいんですけども、減らす努力はしておりますけど、出てくる場合がございますので、これらのこと踏まえた上で、また新たに今つくりましたやつの見直し等も含めまして、新たに職員のそういう業務に対するチェック体制を、具体的にはちょっとまだ今申し上げることはできませんが、やっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 きのうも渕上議員と西田議員のほうで、おもてなしというか接遇の話がありまして、その中で、あれもマニュアルといえばマニュアルですね、確かに。ということは、やっぱりそういう内部統制という意味からすれば、職員としてはきちんとやらなければならないことということで決まっておるわけですから、そういう意味からして、そういうのをもしつくるということであれば、それはもう宮本市長以下全員がそれを実施していくというふうな、昔の山本五十六じゃないけれども、やっぱり自分でやってみせて、やらせてみせてという形で、宮本市長が直接言うわけにいかんと思うとですけど、それなりの組織で管理者がおるわけですから、できればですね、もう前回も私言ったと思うんですけども、宮本市長が定期的に役所内を回っていただいて現状を見ていただくと、そういうことで市民に対するサービスが本当にきちんとできているのかということをしていただきたいというふうに思います。

これは要望で終わります。

○議長（大川末長君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 こんにちは。

日本共産党の野中重男でございます。

市民生活の向上と安定を目指して質問します。

報道によりますと、安倍政権は、第1・四半期の経済成長率が年率3.8%になったことを背景に、10月にも消費税を来年4月から8%に引き上げる決定を行うとしています。しかし、家計消費支出は低迷し、労働者の所得も伸びていません。厚生労働省の統計では、労働者の年間平均賃金は1997年が446万円であったものが、2012年には377万円と、70万円も低下しています。政府の内閣官房参与もアベノミクスに消費税増税は障害と言い、もう一人の参与も成長率は政策的に引き上げられたと指摘しています。増税を行えば、景気悪化を引き起こし、所得税や法人税などの減収に結びつきます。1997年に5%に引き上げられたときも、1999年の国と地方の税収は6.2兆円減少しています。これは国家としての財政再建にも逆行すると思います。来年4月からの増税はストップすべきだというふうに思います。

以下、早速質問に入ります。

1、水俣病について。

①、本年6月に新たな裁判が始まりました。どのような裁判と把握されていますか。

②、水俣病特措法関係について。

(ア)、申請者数と処分数及び未処分者数について。

(イ)、未処分者の中で死亡者は何人か。

(ウ)、処分者の内訳数について。

2、水銀に関する水俣条約外交会議について。

①、会議の全体の日程と水俣での企画の内容はどのようにになっているのでしょうか。

②、一連の会議や企画への議会や市民の参加団体や人数はどれくらいになっているのでしょうか。

③、この外交会議での経済効果を金額であらわすとどれくらいになると考えられているのでしょうか。

3、川内原発の事故を想定した対応について。

①、水俣市は鹿児島県出水市の避難民を受け入れると報道されています。これまでの経過と内容について。

②、原発事故のときの熊本県の計画について。

③、同じく水俣市の計画について。

4、携帯電話中継基地局建設について。

①、中継基地局建設に当たっては、当該事業者は農地転用の届け出をすることになっていますけれども、届け出の根拠は何に基づいているのでしょうか。

②、届け出の文書で明らかな間違いを確認したら、その後どのような処理をするのでしょうか。

③、水俣の農業委員会が熊本県に進達したものはその後どのように処理されるのでしょうか。

④、基地局建設の届け出は、自治体に届け出されるような仕組みになっているのでしょうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については福祉環境部長から、水銀に関する水俣条約外交会議については私から、川内原発の事故を想定した対応については総務企画部長から、携帯電話中継基地局建設については農業委員会事務局長から、それぞれお答えいたします。

○議長（大川末長君） 水俣病について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 水俣病についての御質問に順次お答えします。

まず、本年6月に新たな裁判が始まった。どのような裁判かとの御質問についてお答えします。

訴訟の当事者ではありませんので、訴訟内容については、新聞報道によりますと、本年6月20日に水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済策で救済の対象外とされた水俣病不知火患者会の会員48人が、国と県、原因企業チッソに損害賠償を求める訴えを熊本地裁に起こしたものと理解しております。

次に、水俣病特措法申請者の数と処分に関する数のお尋ねについてお答えします。

特措法の救済対象となった方の数、審査中の数、またそのうち亡くなられた方の数など、判定結果の内訳について県にお尋ねをしました。申請者数は、平成24年8月30日現在、熊本県分は4万2,961人であります。その他の数については、申請者の判定事務を優先して進めているところであり、現時点において、判定結果に関する数字の集計は公表ができる段階ではないとのことでした。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 今答弁あったんですけれども、申請者数そのものについては熊本県関係言われましたが、処分者数及び未処分者数についても報道ではその一部出ているんですよね。そういう数字まで市が県に問い合わせされてお答えにならないというのは不信に思うところですけれども、死亡者数についても、合計で熊本県関係が4万2,961人で、鹿児島県合わせると6万5,000人、6万6,000人の方がいらっしゃいますから、数千人単位でいらっしゃるというのはもう間違いないのではないかというふうに思います。また、一時金該当者、手帳だけの該当者、何にも該当しなかった人の数についても、一時金該当者がどれくらいかというのも新聞報道等で出ています。2万数千人の方たちが一時金等の該当になったというんですから、これから県に聞かれるときは、新聞報道では出ているでしょということで、粘って聞き出すようにお願いしたいというふうに思います。

これは今物を言っても前に進みませんので、次に行きたいと思いますけれども、訴訟が、6月20日に新たな訴訟が始まったということをどのように捉えるのかということですが、これは今答弁あったように、特措法等で切られた人たちが新たな裁判に立ち上がっておられるということだと思います。

特措法そのものは健康への影響がどこまで広がっているのかということを調査をされないままに法律ができて、それで一定のところで線引きして、早く救済対象の被害者を特定して、支払う

べき債務を決めてJNCの株を売却すると、そしてチッソそのものを消滅させるというのが特措法の中身なんですけれども、新たな訴訟が始まって公健法に基づく認定申請が出てきてることは、当初、特措法ができたときに想定された、これら一連の計画が計画どおりいかなくなっているということを示しているんではないかというふうに考えています。

これまで水俣病問題では、最終解決ということが随分言われてきました。しかし、それが全部破綻してきた。なぜかというと、健康調査がされていないからなんです。どこまで影響が及んでいるかちゃんと調査がされないで、一定程度のところで線引きしようということがしてきたもんですから、その都度何回も何回も同じように、今回が最終解決ですよということが言われてきたということの繰り返しだったというふうに思います。今回の特措法で新たな人たちが出てきて、終わらないということの教訓は、実態調査をちゃんとすることだというふうに私は思っております。

そこで、2回目の答弁お願いしたいと思うんですけども、水俣市内は地域外になっておりませんから、地域外の対象者は基本的にはいらっしゃらないと考えます。水俣市内で特措法で対象外になられた方たちは生年月日、昭和44年12月以降に生まれた方たちが対象外だということで救済対象から外されている、このことが課題だろうというふうに思います。

そこで、ちょっと見解をお尋ねしたいと思ってるんですけども、この人たちについて、昭和44年12月以降の人たちについて調査をちゃんとすべきだ、本当に健康被害がないのかどうか調査をするべきだということを私は進言するべきだというふうに思います。

ことしも私は環境省に行きましたし、去年も環境省に上って、特殊疾病対策室の室長らと議論したことがございます。今やつてもわからないと言うんですよ。昭和44年12月以降の人たちを調査してもわからないって言うんです。本当にそうですかというんで食い下がるんです。昭和44年の12月以降のお生まれの人で臍帯水銀、へその緒の水銀データがある人がいるんですよね。データがある人と、そのデータの高濃度の人と中等度と軽症と、そして健常人とほとんど変わらない人たちを含めて、ちゃんと実態調査したらわかるではないかというふうに言うと、その後答弁に窮するんですよ。別の人たちが別のことを言い始めるということで、もう時間切れですということで彼らは席を立ってしまうという繰り返しなんですね。こういうことをずっと続けてるんですけども、やっぱり地元自治体からきちっと調査すべきだという意見を私は環境省なり熊本県なりに上げて、これまでの教訓を踏まえて、きちっとした実態調査をして、次の解決への支援策をつくるべきだというふうに思っているんですが、これについてはどう考えられるでしょうか。

2点目です。特措法に申請しながら、結果が出る前に亡くなった方が数千人単位でいらっしゃると私は申し上げましたけれども、通常ですと、公的検診を受けて、その結果に基づいて処分がされるというふうになります。ところが亡くなった方たちについてはそれができないんです

ね。このような人たちについてはどのように処分するというふうに聞いておられるか。

まず、以上2点について答弁を求めると思います。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、昭和44年12月以降に生まれた住民の健康調査の件でござりますけれども、このたびの特措法では、予定の申請者数が想定を相當に上回ったことは、国・県による周知が十分図られた結果ではないかと考えております。また、市としましても広報紙の全戸配布や市長を先頭に職員によるビラの配布等によって周知を図ってきたところでございます。このことで市民には十分周知が図られたと考えておりますので、したがいまして、御提案の実施は難しいと考えております。

次に、特措法に申請しながら結果が出る前に亡くなった方についてでございますが、県にお尋ねをしましたが、公的診断の前に亡くなられた方につきましては、救済対象となる症状の確認ができないということで、非該当の決定、もしくは申請の取り下げを行っていただくことになっていきます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 最初の答弁は私の質問と実はかみ合っていないんですよ、わかりますね。私が言ったのは、たくさん出てこられたのはいいと、それはいいことだというふうに言っているんですよ。ただ、生年月日で切られてて、昭和44年の12月以降の人たちは対象外になっているんですよ、この人たちには広報して名乗り出ても対象外になっているんですよ。本当に対象外が正しかったのかどうなのか、科学的事実に基づいたことなのかどうなのかということを把握するためには調査する必要があるんではないですかというふうに僕は提案しているんです。調査するように、市長なり市政は、環境省なり熊本県にちゃんと物を言うべきではないですかというのが私の1番目の質問なんです。これは、だから次の答弁でちょっと答えていただきたいというふうに思います。

それから、2回目の答弁なんですけれども、非該当か取り下げというふうになつてますけれども、これは非該当になる人がこれから出てくるんだろうというふうに思います。ただし、もし非該当になった場合ですよ、ことし判決が出ましたね、最高裁で判決が出ましたよね。溝口訴訟というの出ましたけれども、あれは公健法に基づく認定申請して、それで公的検診が終わらない前に処分が下されて、その処分の取り消しと義務づけでしたよね、認定しなさいという。そういう例もあったわけですけれども、私は非該当に最初からしてしまうというのは、それこそ非科学的だというふうに思います。

それで、ここについてはですね、亡くなった方の多くの方たちは主治医の診断書を添付されてると思います。全部ではないと思います。診断書は義務ではありませんから、ついてない人もい

らっしゃるかもしれない。しかし、診断書を添付されてる方については、それらの診断書で判断するということが最も合理的だし、その後の紛争を私は少なくする方法だというふうに考えてるんですね。これについても水俣市として、環境省なり熊本県なり、主治医の診断書に基づいて判断しなさいということを私は言うべきではないかというふうに思ってます。

2回目の答弁で答弁漏れのところについては部長で結構ですけど、最後の亡くなつた方のところについては市長から答弁いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 先ほどの答弁の中で不足分があったということでございますけれども、特措法につきましては、ある程度の地域と年齢と誕生日というのを区切つて申請するようになっておりますが、そのビラの中でも地域内でなくても申請できましたし、その年齢でなければ絶対できないということではなくて、できますというようなことも書いてありますので、我々としましては周知を図ってきたというのは、先ほどの答弁と同じ考え方を持っております。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 亡くなつた方々も多くの人たちは主治医の診断書を添付して申請をしていくということで、添付されている主治医の診断書で判断することが最も合理的であるんだと、市長はそのことを環境省や熊本県に進言するべきではないかと考えているかどうかということでございますけれども、特措法に基づく申請者に対する判定というのは一応県の事務として行っております。先ほどお答えいたしましたから、公的検診を受ける前にお亡くなりになつた方、もしくは申請を取り下げられた方がおいでになりますということでございますので、その判断につきましては県に委ねるしかないのかなと思っております。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） ただいま、議長のほうから答弁になつていなかつたんじゃないかなということで、ちょっと追加をさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、特措法による救済の点につきましては、先ほどから申し上げてますように、市民に対する周知は十分図ってきたところでございます。その中で今、誕生日以後の話を議員されておりますけれども、特措法のビラの中では地域を超えていても申請できないわけじゃないこと、また年齢が超えていてもそれなりの症状等があればできるということを書いてあったと思います。

そのようなことから、我々としましては当然十分な周知を図ってきた段階で、現時点で環境省に対して、またそういう全体的な調査というのを進言する予定は現在ございません。

○議長（大川末長君） 次に、水銀に関する水俣条約外交会議について答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 次に、水銀に関する水俣条約外交会議についての御質問に順次お答えします。

まず、会議全体の日程と水俣での企画の内容はどのようにになっているかについてお答えいたします。

今回の外交会議は10月7日から11日までの5日間、熊本市のホテル日航を貸し切って開催されることとなっており、そのうち10月7日、8日は外交会議の準備会合、9日には水俣での現地視察と国連環境会議主催による開会記念式典が、その後、もやい館にて熊本県と水俣市によるレセプションが行われ、翌10日、11日には再び熊本市で条約採択・署名のための本会議が開催されます。

9日の水俣視察につきましては、昨日、西田議員にお答えしましたように、参加者は新幹線で水俣へ入られ、新水俣駅よりバスにてエコパークへ移動します。エコパークではきれいな海眺めながら、親水護岸を歩いて水俣病慰靈碑に向かい、献花を行います。その後、VIP等による記念植樹が行われ、潮騒の広場に設けた大型テントにて昼食をとり、4時まで水俣病資料館等の見学を行います。資料館では、水俣病についての理解を深めていただくため、英語による説明はもちろんのこと、英語版の小冊子も配布いたします。隣の県環境センターでは、水俣病患者団体によるパネル展が、また、水俣病情報センターでは、水銀に関するさまざまな調査研究の成果が展示されると聞いております。4時になりましたら再びバスで文化会館へ移動し、開会記念式典が行われ、その後、会場をもやい館に移し、歓迎レセプションとなっております。7時半にバスにて熊本市へ帰られることとなります。

次に、一連の会議や企画への議会や市民の参加団体や人数はどれくらいかとの御質問にお答えいたします。

通常、このような外交会議は、各国の主要大臣が多数参加されるものであり、警備の基準も非常に高く、一般の方々の参加は難しいものとされておりますが、今回、水俣で開催される部分については、地元の参加も認められ、エコパークでの献花、植樹のセレモニーについては市長及び市議会議長への御案内をいたしております。また、午後5時からの開会記念式典及びレセプションについても、私を初め市議会議長、副議長、厚生文教委員長及び副委員長への御案内をいただきました。市民の参加については、昼食会場でのおもてなしに飲食業同業組合や水俣市地域婦人会連絡協議会、水俣市老人会、JAあしきたお茶部会、幼稚園生・中学生・高校生など、19団体、約130名が御協力くださいます。また、もやい館でのレセプションには、華道、茶道、ステージなど11団体、約40名が御協力いただきます。これに語学ボランティアとして御登録いただ

いた方約20名と市職員約70名を加えた260名でおもてなしを行うことになります。

次に、この外交会議での経済効果を金額であらわすとどれくらいになるかとの御質問にお答えいたします。

今回の水俣市への経済効果につきましては、9日の水俣視察における昼食や夕食等飲食にかかる経費、会場装飾経費、参加者の皆様へ差し上げるお土産代、エコパークでの特産品販売の売り上げ、びぶれす広場での1週間にわたる情報発信及び水俣・芦北地域の物産展などを見込んでおり、およそ1,000万円以上になるのではないかと期待しております。

今回、参加者の方々に実際に水俣に来て今の水俣を感じていただくことは非常に意義深いことであり、また、この外交会議の開催を契機に水俣の名がさらに広く世界中に知れ渡ることにより、地域振興につながるさまざまなチャンスが広がっていくと期待しております。

以上です。

○議長（大川末長君）　野中重男議員。

○野中重男君　全体の日程等については、きのうからの議員の皆さん質問で大まかに把握していました。議会の参加については、今御答弁いただいて、参加団体等についてもいろんな団体から、それこそ合計すると500人近い方たちが何らかの形でかかわるということになるんじゃないかなというふうに思います。

それで、経済効果1,000万円以上で、そのほかにも水俣の名前がいろんなところに広がって、これから振興の役に立つんではないかという答弁だったと思います。

それを受けて、2回目の質問をしたいと思いますが、国連が主導する国際条約締結会議が日本で行われるということそのものがまれですけれども、水俣にとってこれだけ諸外国の閣僚を初めとする要人が集まられるのは本当に初めてのことですし、これからもないかもしれないと思います。水銀による水俣病の悲劇を世界で再び繰り返さない、その決意で水俣病の原点・水俣市で会議の一部が開かれるのですから、私は意義深いものがあるというふうに考えております。

そこで、2つの質問をしたいと思います。

外国の要人が多数おいでになるということでセキュリティーもあると、今答弁がありました。市民と触れ合う機会が少ないので残念ですけれども、それは仕方ないことかなというふうに思っています。

9日のエコパークとか開会セレモニーだと夕食のレセプションだとか、あるいは11、12日の締結会議の様子などはインターネットでも見れるというふうにも今度の市報にも書いてありました。それはそれでいいなというふうに思うんですけれども、インターネットで見れる人は市民の中でも限られてるというふうに思うんですね。そこで、一連の9日、10日、11日のいろんな企画にたくさんの方が参加されているという様子を写真でもいいですから、後で市民にも伝えると。

こういう様子で会議が開かれて、こういう様子で水俣の自然に触れていただいて、食材に触れていただいて、華道・茶道含めた婦人会・老人会やJAだと、そういう方たちがおもてなしをしたんですよということがわかるような、そういう計画を持って、これについては準備をするというふうにされたらどうかなと思いますけれども、これについては準備されているんでしょうか。これが第1点であります。

第2点目は、飲食店の皆さんに昼食・夕食のところを協力いただくんだという答弁があったんですけれども、折り鶴づくりだと、あるいは資源ごみの分別だと、おもてなしボランティアを募集するというのが市報にも入っておりました。今の申し込み状況はどういうふうになつていいのか、これを御答弁いただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、第1点の9日の会場の様子を後日写真とかそういったもので見せる企画、あるいは準備はされているのかという御質問でございます。

写真等につきましては、広報係が撮影をいたしまして、その後、市報で今のところ特集を組む予定しております。その後、機会を捉えまして、そういったミニ写真展、そういったものも今後企画してまいりたいと、そのように考えております。

それから、おもてなしボランティアの申し込みの状況はどうかということでございます。

9月1日号に記載しておりましたおもてなしのボランティアの記事によりますと、申し込みがされたのが6人でございましたけれども、既に事務局を通じまして通訳のボランティアの方々、市民の方々に申し込んでいただいたのが20名ほどいらっしゃいます。また、先ほど協力団体と呼ばせていただきました方々の中にも自発的に御協力を申し出てくださった方も多数あるということです。十分ボランティアの部分では本当に感謝をしているところでございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 いろんな方が会議に参加されることが大切なんだというふうに私は思っているんですね。だから、ボランティアの方も通訳だと、そのほかの方で申し込みがあつたり、先ほど答弁があつたように、いろんな団体の方たちが、この会議そのものにかかわられるということが大切なんだと、繰り返しになりますけど、思っています。どこか、自分たちの知らないところで何かされたばいというふうにならないように、いろんなところでの工夫が要るんじゃないかなというふうに思います。

それから、開会式が文化会館で開かれて、ここについては市長、議長、それから厚生文教委員長、総務産業委員長等の案内が県から来てるという話でしたけれども、これについては、僕は水俣市の市議会議員はみんな参加させてほしいということを、どこでどういうふうに言つたらいいのか

わからないんですが、熊本県が基本的には取り仕切ってるというふうに思いますので、ここは意見を言っていただいたらいいんじゃないかと。議会の中でももちろん議長、副議長だとか両常任委員長が御参加されるのは、それはもうこれは当然のこととして、ぜひ実現していただきたいんですけども、ほかの議員にも参加する条件そのものを広げてほしい。参加するかどうかはそれぞれの議員の判断ですけれども、そういうふうにしていただいたほうが、私は、市民が、あるいは議会が協働でこれを受け入れたんだということになるんではないかなというふうに思いますので、これはまず第1点、御答弁いただきたいと、市長の考え方を御答弁いただきたいと思います。

2点目は、こういう国際条約の締結会議が日本で開かれること自体がまれだということを冒頭申し上げましたけれども、これを迎えるに当たっての何回か市長は改めて決意を言われたんですが、9月議会という直前の議会を前にして、改めて市長の決意をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

以上2点です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、市議会議員の皆さん方も全て参加の方向にしたらどうかということでございますので、そういう方向で今検討させていただいているところでございますが、間違いなくその方向で進むんではないかなと思っております。

それから、もう1点でございますけれども、改めての決意ということでございますので、やはり二度とこの水俣病の悲惨な被害を繰り返してはならないということは、まず第1点で話をしていきたいと思いますし、その上に立って、水俣市民が元気に頑張っている様子をさらに発信できればなど、特にこの2点に絞って大いにPRを重ねていきたいと、発信をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大川末長君） 次に、川内原発の事故を想定した対応について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 川内原発の事故を想定した対応について順次お答えいたします。

まず、水俣市は鹿児島県出水市の避難民を受け入れると報道されている。これまでの経過と内容はとの御質問についてお答えいたします。

川内原発で事故が発生した際の出水市からの避難者の受け入れについては、ことし7月に熊本県を通じて相談がございました。出水市としては平成20年に出水市と水俣市の災害時における相互応援に関する協定を締結していること、また、両市は地理的にも近く短時間で避難ができることなどから、鹿児島県と協議し本市へお願いすることになったと伺っております。市としても、協定書に基づく相互協力体制や、平成23年度水俣市防災会議における同避難者の受け入れ検

討に関する決議、また道義的な観点等から受け入れる方針を決定したところでございます。

今後、この方針に基づき、受け入れる場合の人数や場所など、具体的な内容について、出水市と協議を行っていく予定です。

次に、原発事故のときの熊本県の計画はどのようにになっているかとの御質問についてお答えいたします。

熊本県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、原子力災害対策特別措置法、その他関係法令の趣旨に基づき、原子力災害対策計画を策定しております。

県の計画によりますと、原発事故が発生したときには、事故の規模や状況に応じて警戒態勢、災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとることになっております。具体的には、九州電力や鹿児島県などから情報収集を行い、対応を検討するとともに、必要があれば現地に職員を派遣することになります。収集した情報等については市町村や関係機関に提供されますので、市町村は状況に応じて住民への避難指示等を行うことになります。なお、避難に関しては、ほかの市町村への避難も想定されることから、県は避難先となる市町村間の調整を行います。また、県内の放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストによる環境放射線モニタリングを実施、関係機関等とデータを共有し有効活用を図ることになっております。

次に、水俣市の計画はどのようにになっているのかとの御質問にお答えいたします。

水俣市の原子力災害対策計画は、水俣市地域防災計画の中に編さんされていますが、基本的には県の計画に準じて策定しておりますので、県と類似した対応になるかと思います。県の計画と同様に、取得した情報をもとに対応を検討することになりますが、市として最も重要なことは、市民の生命と健康を守るために必要な対応を速やかに実施することであると考えております。

避難が必要な場合には、県と協議し、市民に対して避難指示などをています。避難手段は自家用車両の利用を原則としていることから、自家用車両が不足する場合には、民間運送事業者等に協力をお願いすることになります。また、県と連携し、必要に応じて市内及び県内の医療機関の協力のもと、避難所等での放射性物質のスクリーニング、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与、健康相談などを実施する計画となっております。

県と水俣市、天草市、芦北町、津奈木町で構成しております川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議においても、収集した情報等は全て共有することになっておりますので、万が一事故が発生した場合には、県及び構成市町村等とも連携をとり、関係するそれぞれの計画に基づき、迅速かつ適切な対応をとっています。

以上です。

○議長（大川末長君）　野中重男議員。

○野中重男君 原発事故というのは、本当にこれはもう厄介なものだなというのは改めて日々の報道を見ていても思っているところです。

熊本県原子力災害対策計画、私も文書等を出してもらって拝見したんですけれども、計画の背景のところでこういうふうに言ってるんですね。九州内に所在する原子力発電所で万一福島と同様の事故が発生した場合、その規模や風向きなどによって、本県への影響を及ぼす可能性がある。それを踏まえて原子力災害対策計画を策定するものとするというふうになっています。最近、それをもとに発表された水俣市の計画も基本的にはそれに準じてつくられたというのが今の答弁でありましたので、水俣市のもそれに準じているんですけども、その上で3点ほどちょっとお尋ねしたいと思ってます。

この計画の中でも、あるいは今の答弁の中でもですけれども、訓練などによって情報収集、連携体制の一層の充実を図るというふうになっているんですが、訓練の計画はどのようにされようとしているのか、もうつくられてるのかということが第1点であります。

第2点目は、放射性物質の除染検査、安定ヨウ素剤の投与及び健康相談の実施体制の整備というのが書いてあるんですけども、具体的にどのように進めるという計画になってるんでしょうか。

3番目、避難計画についても答弁があったんですけども、この課題では1点だけお尋ねします。国の方針は30キロ圏は避難計画をつくりなさいというふうになっています。しかし、福島では40キロ圏でも全村避難しているところが出てきます。出水市とか、その南のほうの市町村が大気による汚染を受けるということは、風向きが南から北に吹いてるということが前提ですよね。じゃあ出水市まで来て水俣まで来ないのかと言ったら、そんなこと論理的にあり得ないんですよ。やっぱり風に乗ってくるというのは言えるわけですから、そういうふうに県の計画でも書いてあるんですけども、全市避難となつたとしたら水俣市民はどこに避難するということも検討されているのかどうか。

以上3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 野中議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

3点あるかと思いますけれども、まず訓練の計画についてでございますが、現在は具体的な市としての避難訓練の計画はございません。ただ、本年の2月と8月でございますけれども、九州電力が実施しました川内原発事故を想定した訓練において、先ほど申し上げました熊本県、それから関係4市町とともにこの通報訓練には参加させていただいております。今後、県や関係市町とも協議をしながら、訓練に関する検討を早期に行っていきたいというふうに考えております。

次に、除染検査や安定ヨウ素剤等は具体的にどのように進めるのかということでございますけ

れども、先ほどもお答えしておりますが、これらにつきましては、県と連携して実施することになります。県にお尋ねしましたところ、原発から30キロ圏外の対策については、現在国の原子力規制委員会において今後検討するということになっておりますので、その結果を踏まえて、県、関係4市町で対応について検討していきたいと思っております。

それから、3番目に、水俣市民の避難計画についてでございますけれども、袋地区と申しますか、市南部のところが川内原発から一番近いわけですが、それで約40キロございます。30キロ圏外については、今申し上げましたように、国の具体的な対策が示されておりません。現状では水俣市民の避難先の検討というのは行っていないところでございます。しかしながら、今後避難先に関する市町村間の調整を県が行うということもうたってございますので、今後、国が示す方針に基づいて県と協議をしていって、できるだけ安全な避難先等を確保していかなければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君）　野中重男議員。

○野中重男君　福島でも、その安定ヨウ素剤を投与するか投与しないか、持ってるところもあったり、持っていないところもあったし、多分これも福島県では一斉に県で決めてたんだろうと思うんですよね。しかし、いざどうするかとなると、なかなかうまくいいくにいかなかったというのが福島の事故の例だろうというふうに思います。

この熊本県の計画、水俣市の計画もそれこそまだ総論なんですよね、極めて総論、原則はこうだろうなというふうに判断できるものです。細目についてはどうするのか、今部長の答弁あったように、熊本県と4市町で連携して、これから協議するんだというふうになったんですけども、これについても余り細部まで決めてしまうと、それこそ身動きがとれなくなるという場合もあると思うんですけど、原則はこういうふうにするんだということをしっかりと詰めていくことが大切なんではないかなというふうに思います。そこはもうプロ集団がいらっしゃるわけですから、そこで専門家も入れて計画をつくっていくということが大切なんではないかなと思います。

それから、避難先についてはですね、これは現状ではないということをおっしゃいましたけれども、現に福島ではあってるわけですから、そもそも30キロ圏に限定して物を考えるということ自体間違いなんです、それは。その一定のところをコンパスで円を描いて、10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏と円を描いて、それ以外のところはいいですよと、それ以内のところはだめですよという、こんな非科学的な線引きが福島のときやられました。こんなんではないということが実例としてあったわけですから、40キロ圏のところも当然来るんだということを前提にどう考えるかということで、これはもう詰めていっていただきたいというふうに思います。

3回目の質問なんですか、私は人間にはこの放射性物質というのは制御不能というふう

に思っています。原発についても核についても同じなんですけれども、これと隣り合わせで私たちは住んでるということだと思うんですね。幾つか原子力対策についても熊本県も水俣市も新たな計画をつくらなければいけなくなつた。そのために知恵も出さなければいけないし、人的体制もつくらなければいけないという意味では、これまでの風水害だとか、そういうもので防災という対策でよかつたんだけれども、新たなものをつくらなきゃいけないということは、それだけ住民負担がふえるということなんですね。それはそれで本当にこれでいいんだろうかというふうに思いますし、汚染は大気だけではなくて、東シナ海の潮の流れはそれこそ鹿児島の南のほうから日本列島の南を通る潮と、あと対馬のほうに流れる潮と2つに流れてて、川内沖等で汚染された水は不知火海に入ってくる、そういう仕組みになっています。だから、海洋汚染も当然考えられると思います。

なお、大気だけではなくて、海の汚染あるいは魚介類の汚染についてもどうするかということも、拡散するということをこの計画の中に書いてあるんですね。熊本県も水俣市の計画の中でも放射性物質拡散するというふうに書いてあります。海水での汚染が今福島で問題になってるんですけども、これから細部について対策を充実させていくというときに、今起きてる海洋の汚染についてはどういうふうに考えられるかということを、考え方を示していただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第3の御質問にお答えさせていただきます。

海の汚染についてはどう考えるかということでございますけど、その前に先ほどおっしゃいました避難先の件についてでございますけれども、確かにできるだけ早く想定するべきだろうと思いますが、ただ、そうした場合に相手先のこともございます。そうなったときに、国の基準等が示されてない時期にそのようなことの相談をするというのもなかなか難しい面もございますので、できるだけ国の方々が早く示していただければ、うちのほうも動きやすいのかなというふうに考えております。

海の汚染の件についてでございますけれども、本日、東日本大震災からちょうど2年半となります。きのう現在で死者が約1万6,000人近く、それから約29万人の方がまだ避難しているらっしゃると、行方不明者の方が2,654人いらっしゃるという形で、まだ、いまだに行方不明者の捜索も続いていることがあります。被災地の復興や福島第一原発の放射能汚染水管理など、非常に厳しい状況が続いているんじゃなかろうかなという認識であります。

このような中、今御指摘がございました海への放射性物質流出につきましては、大変大きな問題であると認識しておりますし、一日も早い流出防止を願うものでございます。この防止対策につきましては、専門的なことについてはちょっと私のほうもわからない点も多いんですけれども、例えば予定されておりました近隣企業の試験操業の中止とか、この問題に対する世界的ない

ろんな関心等もございますので、ぜひ、政府や東京電力、専門家等が一体となって取り組んでいただきて、早期に収束するよう期待申し上げている状況でございます。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、携帯電話中継基地局建設について答弁を求めます。

木戸農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 木戸文樹君登壇）

○農業委員会事務局長（木戸文樹君） 次に、携帯電話中継基地局建設について順次お答えします。

まず、基地局建設に当たっては、当該事業者は、農地転用の届け出を農業委員会に行うことになっているが、何に基づいて届け出するのかとの御質問についてお答えします。

根拠法令といたしましては、昭和60年11月14日付郵電業第121号で郵政省電気通信局長から、第一種電気通信事業者は、中継施設に係る農地転用について県と農地上の土地利用について十分調整を図るよう通知が出されております。また、同年12月9日付60構改B第1685号で農林水産事務次官からも、県に対して事業者から事業計画の説明を受けたときは、市町村農業委員会と密接な連絡をとり、調整を行うよう通知が出されております。

次に、農業委員会に出された届け出の文書で明らかな間違いを確認したら、その後どのように処理をするのかとの御質問にお答えします。

農業委員会への照会は、事業計画書の農地上の土地利用に関してチェックすることとなっており、届け出の文書に間違いがあった場合は県へ意見書で報告しています。この意見書に基づき、県から当該事業者に対して指導が行われることになります。

議員の御指摘であります間違いについては、平成25年3月25日付で江添地区から農地転用許可不要についての取り消しと審議のやり直しを求める要望書が提出されました。法令に従って手続を行っているため、同4月10日付で要望書を返却しました。

今回の事業計画については、農業委員会では県から事業計画書が提出され、チェック時に住民対応結果報告書に間違いがあったため、県へ間違がある旨の意見書を提出し、意見書を受けた県も事業者に対して指導をしております。しかしながら、農地上の土地利用については問題がないため、県としましてはこれ以上の指導もできなかったとお聞きしております。

次に、水俣の農業委員会が県に進達したものは、その後どのように処理されるのかとの御質問についてお答えします。

本市農業委員会から県へ意見書を提出しますと、県から認定電気通信事業者及び本市農業委員会へ事業計画に支障のない旨の通知を行います。これは、農地法による転用許可は周辺農地の利用状況に対して審査するものであり、携帯電話中継局の建設については、農地法の許可を要しないこととなっていることから、農地上の土地利用の観点から問題がなければ、県は事業者に対し

て支障がない旨の通知を行っている状況であります。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、基地局建設の届け出は自治体に出されるようにはなっていいのかとの御質問にお答えいたします。

基地局建設に当たっては、建築基準法上の手続は熊本県に、電波法上の手続については総務大臣の免許を受けるという流れとなっており、基地局建設の際、市町村へ届け出が出されることはございません。

以上です。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は議会に出させていただいて14年になりますけれども、農業委員会事務局長が御答弁されたのはまれでして、よく御答弁いただいたなというふうに改めて思います。

この中継基地の問題については、6月議会で谷口眞次議員のほうからも質問がありました。そこでの答弁を確認した上で今回は質問をちょっとつくらせていただいた。改めてアウトラインが何なのかということをきっちり確認していって、どこにこの件での正しさをいかない点があるのかということを整理した、そういうような質問に組み立てているつもりであります。

答弁ありましたように、届け出の根拠というのは法律はほとんどないということでしたね、調整するだとか何かに通知になっている範囲でしかない。届け出の文書で明らかな間違い等を確認したらその後どうするのかと、農業委員会としては県に文書を出したと、県のほうでは進達を受けたけれども、それについては事業者に伝えるが、それ以上の権限がないというような答弁だったと思います。

建設については、建築確認については県、それから電波法に基づく届け出の受理については総務省ということで、市町村については全く届け出の義務もなければ受けるようになつてないというのがアウトラインとして出てきたというふうに思います。

それで、2回目の質問をしますけれども、農林水産省は先ほど答弁の中で事務次官通知が出ていて、市町村と連携して調整するようにというのは出るという答弁がありました。農林水産省は農地転用関係の書類が農業委員会に出されて、それが県にも出されて、その上で農水省として全国の農地がどれくらいの面積において基地局等に転用されているのかということを全国統計はとっていないんでしょうか、これが第1点目ですね。

第2点目です。農地については少なくとも農地転用等の届け出が農業委員会に出てきますよね。ところが、それは行政の担当課のほうに届け出るということにはなつてない。そして、もう一つは、土地台帳で山林とか雑種地になっているところについては、そもそも農地ではありません

んから届けなくていいことになるんですね。こういうところは私は行政では全く把握できるようになっていないというふうに思うんですけれども、これについては何らかの形で把握できる仕組みになっているんでしょうか。

以上2点です。

○議長（大川末長君） 木戸農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（木戸文樹君） 第2の質問にお答えします。

農林水産省は農地転用関係の書類が農業委員会に提出され、農地が携帯電話基地局に変わるときに全国的に把握できる仕組みになっているのかという御質問でございますけれども、県に確認しましたところ、農林水産省への報告はされておりませんので、把握はしていないということございます。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 行政では土地台帳等で把握できないのかという御質問だろうと思ひますけれども、森林法第5条に基づいて、県知事が民有林に建てる地域森林計画の対象となる山林等については、その土地の所有者がかわった場合という条件つきではございますが、そのような場合には市に森林の土地所有者届出書が提出されるようになっております。その届出書の備考欄にその土地の用途を記載するようになっておりますので、このようなことの場合には把握はできるかと思いますけれども、それ以外では把握は不可能でございます。

○議長（大川末長君） 野中重男議員。

○野中重男君 結局、山林については今答弁あったように、所有者がかわった場合は届け出て、それがどういうものに使うかということについては備考欄に書くようになっているということですけれども、携帯基地局等については、山林をある一定程度購入するということはほとんどされていないというふうに思います。つまり所有権がかわらないんですよね。借地、雑種地についても借地、農地についても基本的には借地で進められています。だから、所有権がかわらないわけですから、そもそも行政では把握する仕組みになっていないというのが実態だろうというふうに思います。

それから、もう一つ、木戸事務局長から御答弁あった農水省へは報告されていないということですから、農水省も農地がどういうふうにかわっているか把握されてない。こういう状態であるということが今の基地局をめぐる全体の法整備の状況だということが言えるんだろうと思います。

それで、3回目の質問なんですが、基地局建設に当たっての問題点の第1点は、手続そのものが、そこに住む住民の安全や意向を無視している場合が多いと、事業者が勝手に何でもやってよいという仕組みになっているということではないかと思います。

具体的には江添地区の 笹原地区に見られるように、農業委員会に出された文書の中に虚偽記載

がまかり通ってる。私もその住民の方たちが情報公開条例に基づいて取られた文書が手元にありますけれども、こういうことなんですね。

調整措置の近隣者承諾済みを見て驚きましたとなってます。その周辺住民の市民の1人は物故者であり、現在居住している2名についてはそもそもその地図には書かれてない。2点目は、事業者による選定理由の項で、 笹原地区の近隣の方に対して説明し、御理解をいただきましたというふうに書いてあるんですね。物故者が入ってる、今住んでいる人は書いてない、そして説明会もしていないのに、説明して理解を得たという書類が公然と農業委員会に出てくるんですよ。

だから、まとめて言いますと、事業者がやりたい放題、農業委員会に出す書類だって、事実かどうかわからないものがどんどん事業者として出していく。水俣市の農業委員会は、これは明らかな間違いですよということで県に進達もされたということで答弁がありましたけれども、これについても県のほうでは特段権限が与えられていないということで、その先はどうしようもなかったというのが1回目の答弁であったとおりです。

それから、事業者の住民への説明の義務がないということですね。行政のほうは基地局建設の全てについて把握できる仕組みになっていない、住民から苦情があった場合に限って総務省九州総合通信局に説明などの指導を要請するという仕組みになっていると思います。

私は、この手続のところを見ても、住民の居住権を尊重するという視点だとか、あるいはそこに住む住民と携帯基地局設置者が地域で共存するという民主主義の思想が全く見えない、手続上のところで、というふうに思います。これが第1点目であります。

第2点目は、電磁波による健康被害のことなんです。これまで幾つか指摘されてきたんですけども、新しい研究成果が出てきているということをちょっと紹介したいと思います。

日本臨床環境医学会学術集会で発表がされているんですけども、九州大学芸術工学研究院の近藤准教授がこういう発表をしています。太宰府市の小学校で敷地から40メートル、校舎から100メートルの距離にあるところの3階で学習する児童及び基地局の100メートル以内に生活する児童に体調不良を訴える率がふえているという報告をしています。

2番目は、同じく九州大学の吉富教授が、この同じ小学校で窓にドイツ製のシールを張って電磁波を測定したところ、大幅に減退することがわかったと報告をされています。

3番目、京都大学基礎物理学研究所の村瀬准教授が自宅で実験を行っています。自宅の網戸をスチール製のものにかえて、屋根材や壁に鋼板を入れたら携帯電話がつながらなくなった。完成祝いに友人を招いたら、そのうちの1人の耳鳴りがとまった。記念写真を撮ろうと外に出たら耳鳴りが始まったと、こういう報告をされています。

私はつい最近ですね、水俣の実例ですけれども、袋地区のある方から話を聞きました。後ろの山に中継基地局ができて頭痛が始まったんだ。妻に、あんたはどがんもなかやと言ったら、妻は

どうもないと言う。だから人によって出方が違うというのも特徴だと思うんです。

外国ではどうかといいますと、フランスは、小学生・中学生は携帯電話は使用禁止になっています。ドイツは、子どもと青少年の携帯電話は露出を最小化する。固定電話の使用を勧告しています。フィンランドは子どもたちが使わないように勧告しています。韓国では、青少年のスマートフォン使用を制限する法案が今国会に提出されています。

るる申し上げましたけれども、私は基地局建設に向けての手続の問題、健康問題について指摘されているわけですが、改めて以下のことをお伺いしたいと思います。

6月議会で谷口眞次議員の質問に対して、実効性がある条例ができるかどうかと答弁されているんですけども、実はこれもいろんな方から資料をいただきましたが、全国で十何カ所自治体で条例つくっているところがあります。それで、その効果はどうかということで文書をいただいたのがあるんですけども、全国の自治体でやっているのは、基地局建設をとめるということの条例ではないんです。上位法がとめるという法律はありませんから、なかなか困難だろうと思うんですけども、それでは何をうたっているかと、熊本県熊本市、それから岩手県滝沢村、盛岡市、それから久留米市、仙台市、佐賀県有田町、篠栗町、いわき市、川西市、旭川市、それから羽村市、鎌倉市、こういうところで条例等ができているんですけども、まず情報の周知を事業者にさせるということをやっています。つまり、ここにこういうのをつくるんですよ、つくる計画がありますよということを住民に知らせる。そして住民に対して、そのことを説明しなさいということを条例でうたってるんですね。その上でどうするかは住民の判断だというふうになってます。

それで、鎌倉市の効果なんすけれども、この条例ができてから、各会社より合わせて20件ほどの届けがあったと。評価としては、建設60日前に提出ということで、知らない間に建設されたということがなくなった。また、周辺住民とのトラブルも回避されているということが効果として出てると。久留米市としては、割と頻繁に届け出があったけれども、住民からは評価されたように思うと、住民とのトラブルが緩和された。ただ、予定地の住民の意見はさまざまである。それから、長野県安曇野市すけれども、これについても審議会にかけるようにしていて、景観は守られている。全国では、この条例等で視察がずっと続いているというような資料ももらいました。

それで、質問をまとめますけれども、今行政が対応すべきことは、行政が建設に関する情報をつかめる仕組み、住民への説明を事業者が行う仕組み、そして、周辺住民が独自に判断する仕組みをつくっていくことだというふうに思います。これが情報を伝えて、そして共有していくのが私は民主主義の基本ではないかなというふうに思います。まず、ここから始めたらいかがでしょうか、考え方をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第3の御質問についてお答えさせていただきます。

情報収集の点だろうかと思いますけれども、まずその前に今御説明がございました健康被害に対する研究報告等についてでございますが、実は本年の6月26日に総務省九州総合通信局主催で行われました電波の安全性に関する説明会がございまして、職員も出席させております。その中でWHO、世界保健機関ですけれども、こちらのほうが来年の4月に無線周波電磁界曝露による健康影響に関する全ての研究についての公式のリスク評価を行う予定とお聞きしておりますので、これを注視していきたいなと思っております。その上で、今御提案ございました情報収集につきましては、今後の検討課題とさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。

創水会田口でございます。

それでは、通告どおり質問を始めます。

世界経済はグローバル化の中、経済の舞台は西へと移り変わっています。その中心はB R I C SやN E X T 11と呼ばれている地域で、B R I C Sは5つの国の頭文字で、ヨーロッパではロシア、アジアでは中国・インド、アフリカでは南アフリカと、ラテンアメリカではブラジルと点在しています。その共通点は、急速な経済成長と同時に人口の増加も加速しています。ちなみに、B R I C Sの潜在能力は高く、5つの国々の国土面積は世界の32%、人口では45%と世界の中で圧倒的な比重を占めています。そして、石炭・鉄鉱石・天然ガス・原油・ボーキサイトはほとんどの国で産出される資源大国でございます。しかし、世界の通貨はドル、円、ユーロを中心としているのも事実です。

一方、日本では人口増加もピークを過ぎ減少傾向に、またG D Pの順位も後退し、人口年齢構成も超高齢化社会を迎え、産業構造も既に変化し、政治力の弱い流通業界の経路はインターネッ

ト中心の産業消費が3兆円を超えていました。そして、水俣市の人ロも、昭和31年5万人をピークに、現在では2万6,000人と減少して、2次産業を中心であった産業構造も変わり、超高齢化社会に突入しております。

これから世界では人口増加の反動として、食糧の問題や環境問題、エネルギー問題、貧富の格差拡大等数々の問題が予測されます。日本でも高齢者社会の安定と減少する人口問題、経済安定、食糧の自給問題、資源対策、自国の防衛力強化、またTPPの議論などの問題も山積みです。

このような状況の中、水俣市はグランドデザインをどのように描くのか。グランドデザインのキーワードは道州制、市の人口目標と高齢化の予測、まちの方向性、庁舎・学校等の公共施設、幹線道路、エネルギーの自給率などたくさんの問題があります。

そこで、10年先、20年先の水俣市のために、以下質問いたします。

1、グランドデザインの構築について。

(1)、今後のまちづくりの方向性について。

水俣市の第5次総合計画見直しの策定中と聞いておりますが、まちづくりを進めるに当たって、目標を設定して手法を考え行動し見直して、目標に近づけていく。

そこで、①、今後のまちづくりの方向性、市のビジョンをどのように考えているのか。

(2)、まちの基盤について。

①、人口の目標数はどのように考えているのか。

②、高齢化人口とその対策はどうなっているのか。

③、エネルギーの自給策をどのようにするのか。

(3)、インフラ整備としてのアクセス道路について。

近年、人口の減少や社会情勢の変化、また、厳しい財政状況によりインフラ整備の骨格となる都市計画道路の整備が進まない中で、①、インフラ整備としてのアクセス道路をどのようにしていくのか。

2、公共施設の建てかえについて。

①、昨年度、文化会館、図書館・公民館の耐震診断を行うとのことでしたが、その結果はどうだったのか。

これまで、庁舎建てかえに対する一般質問の中で、庁舎建てかえについては文化会館等の耐震診断を行い、その結果をまって優先順位をつけて対応したいとのことだったと思います。

今回、文化会館、図書館・公民館の耐震診断結果を得て、②、庁舎建てかえについての優先度はどのようになるのか。

庁舎の耐震化については、庁内に設けられた検討委員会において、耐震化を行うのではなく建てかえを行う、新庁舎の規模は6,500平米、事業費は26億円を見込んでいるとのことだったと思

います。またこれまでの議論は、庁舎の非耐震性、防災拠点機能が中心であったと思います。このことから考えると、庁舎の建てかえについては建設の位置を含め、この際まちづくりの視点からも検討すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

そこで、③、庁舎建替検討委員会の検討結果はどうなったのか。

3、組織機構について。

(1)、組織の統廃合について。

具体的に行政事務を進めていくために、組織機構の整備は最も重要と考えます。

そこで、①、上水道と下水道の統合については、現状ではどうなっているのか。

②、ほかの部署での統廃合の提案等はなかったのか。

4、就労人口の増加支援について。

(1)、産業支援対策について。

水俣の企業を紹介する地域企業ガイドブックを制作され、ホームページにも掲載されています。今後も努力され、よいものになってほしいと思います。企業にとっては、有資格者の確保は大切なことだと思います。

①、水俣の知的財産である有資格者の調査を行うことは考えないか。

②、水俣の産業構造は、2次産業から医療・福祉の施設などの3次産業に変わってきています。特に水俣・芦北地区には県内においても看護師が少ない地域であります。働く高齢者も増加しています。

そこで、看護師または介護従事者の人材バンク（人材銀行）に取り組むつもりはないのか。

(2)、医療・福祉従事者の育成について。

私は、市民の安心・安全な生活の中で、看護師確保の話を続けていますが、やはり水俣に看護学校は必要と考えます。

①、県に看護学校を要望しているが、市長の考えはどうか。

以上、登壇よりの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、グランドデザインの構築については私から、公共施設の建てかえ問題については総務企画部長から、組織機構については産業建設部長から、就労人口の増加支援については副市長から、それぞれお答えいたします。

初めに、グランドデザインの構築についてのうち、今後のまちづくりの方向性、市のビジョン

をどのように考えているのかとの御質問についてお答えします。

本市では、平成21年度に、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、平成22年度から平成29年度を計画期間とする第5次水俣市総合計画を策定しております。この総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されております。基本構想は、本市の将来都市像と基本的理念を明らかにし、まちづくりと行政運営の指針となるものです。基本計画では、基本構想に示された将来都市像を具体化するために取り組む基本的施策を総合的・体系的に示し、また実施計画では、基本計画に定められた施策を具体的にどのように実施していくかを明示しております。

この基本構想の中で、まちづくりの基本理念として環境モデル都市づくりを推進していくとともに、環境をまちづくりの中心に据え、生命のとうとさ、もったいないの気持ちを持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって真的豊かさを感じることができ、多くの人が交流する、活力ある町を市民協働で築いていくことし、目指す将来像を、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたとしております。

この基本構想にあるまちづくりのビジョンに従って、平成22年度から平成25年度を計画期間とする第5次水俣市総合計画第1期基本計画の中で、さまざまな施策・事業を展開してきたところです。現在、平成26年度から平成29年度の4カ年を計画期間とする第5次水俣市総合計画第2期基本計画の策定を進めています。この第2期基本計画におきましても、今後のまちづくりの方向性として、環境を軸にした経済活性化や雇用創出を図り、市民の誰もが安心・安全な暮らしを送ることができるよう、基本構想に掲げた目指す将来像であり、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちの基盤について順次お答えします。

まず、人口の目標数はどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

第5次水俣市総合計画では、人口の見通しの中で、計画終了期間である平成29年度における人口を2万4,500人と推計しております。熊本県推計人口調査によりますと、総合計画を策定しました平成21年の本市の人口は2万7,327人でしたが、平成24年では2万6,411人となり、3年間で916人、毎年約300人が減少していることになります。このままのペースでいきますと、平成29年度の推計人口2万4,500人を若干上回るもの、景気低迷の影響等により、今後も人口減少が続くと考えられます。

今後、日本の総人口が減少していく中で、人口減少に歯どめをかけていくことは極めて困難な状況と思われますが、第5次水俣市総合計画に基づき、産業振興による雇用創出、子育て環境の整備等、各施策の取り組みを実施することにより、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢化人口とその対策はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

熊本県推計人口調査によりますと、本市における平成21年の65歳以上の老人人口は8,881人でしたが、平成24年は8,851人で30人減少しており、微減傾向にあります。高齢化率で見ますと、平成21年の32%から平成24年には33.5%となっており、微増傾向にあります。これは県内14市でも上天草市、天草市について高い数値となっており、今後、本市の人口減少が続ければ、さらに少子高齢社会が進行することになります。

今後も第5次水俣市総合計画で実施してきた産業振興による雇用創出、子育て環境の整備等の各種施策により生産年齢人口の流出を防ぐとともに、高齢者が住みなれた地域において、健康で生き生きとした暮らしを実現できるよう取り組んでまいります。

次に、エネルギーの自給自足をどのようにするのかとの御質問にお答えします。

本市では、平成22年度に実施したみなまた環境まちづくり研究会において、市内の各エネルギーの現状を分析しました。基本データを報告書として取りまとめました。現在は、その内容を参考に、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギーにつながるスマートコミュニティ構築に向けた各種取り組みを進めているところでございます。

特に、平成24年度には、市内各地域におけるエネルギー需給状況について、より正確に把握するため既存の分析結果やデータを精査し、どこにどの程度のエネルギー需要があるのか、また、地域にどの程度の活用可能な未利用エネルギーが存在するかを地図上に示したエネルギー・マップを作成し、そのマップで示された内容をもとに、具体的にモデル事業の実施を検討しているところでございます。

日本の環境首都である本市といたしましては、エネルギーの地産地消は、市を挙げて取り組むべき分野と認識しており、小さな地方自治体におけるエネルギーの最適利用のリーディングモデル構築を目指した取り組みを今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。そのためには、現在進めております取り組みから得られるデータ・ノウハウを蓄積し、専門的視点も交えながら整理・評価した上で、地域特性を反映した実効性のあるエネルギー自給策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、インフラ整備としてのアクセス道路をどのようにしていくのかとの御質問にお答えします。

市内の骨格となる道路網の整備につきましては、国・県・市の各道路管理者で実施しており、まちづくりを進めていく上で重要なものと認識しております。都市計画道路につきましては、平成13年に開通しました栄町・浜線を最後に整備は行われておりません。また、以前計画されていた国道3号のバイパス構想が、南九州西回り自動車道に変更になったことで、道路の必要性が変化しつつある路線や景気低迷や厳しい財政状況のもと、長期にわたって未着手となつたままの路

線も存在しております。そのため、平成22年度から熊本県と共同で、地域の将来像への対応や各路線の問題点を明らかにした上で見直しを行っているところであります、今年度中には新たな計画を決定することとしております。

今後につきましては、見直された計画や各道路管理者で実施する事業との連携を図りながら、必要性の高い路線から事業化の可能性を探っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは2回目の質問をします。

今後のまちづくりの方向性についてですが、第5次総合計画の今前半を終えて、どのように評価しているのか、まず質問をします。

それからまちづくりの基盤についてですが、毎年300人減少していると、これに対して私には何も動いていないような感じがいたします。人口対策において、あらゆる対策を研究していくことが大事なことだと思います。

そこで、里親制度をどのように認識しているのかというのが1つ。あと、団塊の世代の退職者が始まる中で、高齢者のUターン・Iターンの政策が必要ではないかと思います。それについてどう考えるかですね。

それから、電力のエネルギー政策について、前回3月議会でも申し上げましたが、具体的な事業を効果的に進めていくためには、総論としてのエネルギー計画の策定が必要ではないかと私は思います。それをどう思われるか、お願いします。

それと、インフラ整備とアクセス道路についてですが、これから水俣の経済や産業の発展を後押ししていくために産業団地と水俣港をつなぐ道路が必要だと思います。現在、市道の昭和町・白浜線と国道3号線がその役割を果たしていると思いますが、昭和町から白浜線については通学路になっております。歩行者や自転車の安全が確保できない。そこで、臨港道路を利用して産業団地と水俣港を結ぶような道路を計画する考えないのか質問をします。

5点です。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点でございますが、第5次総合計画の進捗状況をどう評価するかというような御質問でございます。

さきの答弁でも申し上げましたけれども、人が行きかい、ぬくもりと活力のある環境モデル都市みなまた、その実現に向けて、環境に特化したまちづくりを展開をしてまいりました。他の市町村に先駆けて環境に進んだまちづくりを取り組んできたつもりでございます。いわゆる低炭素

社会の実現に向けた環境モデル都市の実現を目指すことによって、私は環境首都という称号を得ることができたんではないかなと思っております。したがいまして、環境施策につきましては一定の成果を上げたんではないかなと、そのように思っております。

一方で、経済の振興につきましては大変厳しい状況が依然として続いております。この件につきましては、さらに今後努力をしていかなければならぬと、そのように評価をしているところでございます。

今回の基本計画の中で、5つの政策、そして25の施策を掲げて取り組んできたところでございますが、うまくいったなというのもありますし、また、これではまだまだだというのもたくさんございます。そういう意味で、まだまだというものにつきましては、再度その要因等を検討させていただきながら、改めて第2期の計画の中に盛り込みながら頑張っていかなければならぬ、そのように思っております。

それから、2つ目でございますけれども、里親制度についての認識でよろしゅうございますね。

里親制度の認識でございますけれども、この認識につきましては、社会的に擁護が必要な子どもたちについて、できるだけ家庭的な環境の中で、安定した人間関係の中で送れる、そういう制度だと、そのように認識をしているところでございます。今まで大体、そういう制度につきましては施設等が中心になっておりましたけれども、それを家庭の中に取り組んでいく、受け入れていく、そういう制度ではないかなと、そのように今は認識しているところでございます。

それから、次、3番目でございますが、団塊の世代が多くなる中で、退職者あるいは高齢の方々のUターン・Iターンについてはどうかということでございますけれども、これも以前答弁させていただいたこともあると思いますが、関東同郷会、関西同郷会、そういうところの中で、ぜひ水俣へもしできればお帰りいただけませんかというようなお話を随分させていただいたところでございますが、結果としては、それにつながるような結果はまだ出てきていないんではないかなと、そういうぐあいに思っております。

要は、やっぱり水俣そのものが力をつけなくてはならないんではないかなと思っております。自然の美しさでありますとか、あるいは人情でありますとか、安心・安全なまちづくりとか、そういうことをしっかりと水俣自身が力をつけることによって、人を呼べる、Uターン・Iターンにもつながっていくんではないかなと思っております。その意味で、今後もさらにまちづくりに精いっぱい力を入れていかなければならぬんではないかなと、そのように思っているところです。

それから、4番目でございますが、全体のエネルギー計画が必要と思われるがどうかということでございます。これも先ほどの答弁でもちょっと触れさせていただきましたけれども、このことにつきましては、まちづくり研究会で分析されて、市内のエネルギーの基本データを今集めて

いるところでございます。具体的なそういう事業を進めながら、それらを検証したり、あるいはデータ収集を、今集めているところでございますので、そういうものもまとめまして、専門家も含めまして、今後具体的にどうやっていくのかという計画的なビジョンを立てるときに来ているんではないかなと、そのように思っております。

それから、5番目でございますが、産業団地と水俣港を結ぶ海岸道路の考えはないかということでございます。議員がおっしゃいましたように、この産業団地と水俣港を結ぶ道路というは、非常に重要であると、私もそのように認識しております。今後の道路計画におきまして、都市計画道路事業とか、あるいは市道の事業等で実施が可能であるかどうかということを前向きに検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、3回目の質問をします。

私の持論ではございますが、環境と経済は両立できないというのが私の姿勢ではございます。そことインフラ道路のことは、また次に機会でもまたお話をさせていただきたいと思います。

そこで、今回は人口対策について、少し里親制度についてお話をさせていただきたいと思います。

先日、保護司会の勉強会に出席したときに、熊本県八代児童相談所からお話をありまして、日本では、いろんな問題で親と一緒に生活できない子どもたちが9割方施設で暮らしていると、施設養護の依存度が高いという報告がありました。各国では、日本とは反対に里親への委託児童が多く、イギリスでは71.7%、アメリカでは77%、香港では79.8%、オーストラリアにおいては93.5%と、日本と反対であるそうです。

養子縁組とかもありますが、ファミリーホーム（里親型グループホーム）などを研究されて、他の地域の子どもを地域で受け入れて、水俣の自然の中で、水俣に愛着を持たせ、水俣に定住させるなどいろいろな視点からの人口対策があると思います。市としても人口対策、定住対策について将来を見据えた取り組みの検討、いろいろな方法を活用して人口対策に努力をされたらどうか、これは意見でございます。

3番目の質問としては、私は、日ごろからまちづくりの評価を数字化することはできないのかということを言ってきました。指数を考えられないのかというような提案もしてきました。目標人口を一つの指標としてまちづくりの取り組みをされたらどうかと思います。そこを3番目の質問とします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まちづくりの方向をわかりやすくするために、人口を目標値に定めてまちづくりを展開していったらどうかというような御質問だったと思います。

先ほどちょっと触れたと思いますが、このままのペースでまいりますと、平成29年度の本市の人口は2万4,500人を若干上回るという非常に厳しい状況で、人口に歯どめをかけるというのは大変至難のわざではないかなと、非常にそういうぐあいにして、今憂慮しているところでございます。今後、直近のデータをしつかり見詰めまして、そして将来の人口に、例えば29年度は何人と、何人にとめるんだといったような目標を立てて、その人口を何人にとめるためには今どう施策をしていかなければならないかというような、具体的な人口を目標にした具体的な施策を打たれていくのも非常にわかりやすい取り組みの一つの方向じゃないかなと思っております。

今、田口議員から提言をいただきましたので、その方向も十分検討させていただきながら今後の目安に考えさせていただければと思います。

○議長（大川未長君） 次に、公共施設の建てかえ問題について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、公共施設の建てかえ問題について順次お答えいたします。

まず、昨年度、文化会館、図書館・公民館の耐震診断を行うとのことでしたが、この結果はどうだったのかとの御質問にお答えいたします。

これらの施設は、昭和56年5月改正の耐震設計構造規定に適合しておらず、耐震診断が必要となり、昨年度耐震診断を実施いたしました。その結果、文化会館については、構造耐震判定指標を上回り、壁・柱の量ともに十分で、強度と粘り強さのバランスがよく、十分に耐震性があるという結果が出ました。ただ、非構造部材においては、ホールの吊り天井の落下の可能性があり、天井吊材の追加補強を要するという指摘がなされております。図書館・公民館については、建物の1階部分の耐震性能が不足しているとの診断結果が出ております。

次に、庁舎建てかえについての優先度はどのようになるのかとの御質問にお答えいたします。

これまで、耐震補強工事を含めた公共施設の整備につきましては、特に優先度が高いと判断しておりました小・中学校の学校施設を平成21年から昨年度にかけ行いました。今後は、先ほど申し上げました図書館・公民館について、国の補助事業が活用できることから、耐震補強工事を進めてまいりたいと考えております。

御質問の庁舎につきましては、市民サービス、危機管理の上でも重要な施設であり、また、まちづくりの拠点としても重要ですが、これまで耐震補強工事を行ってきた施設とは異なり、特段の補助制度等がございませんので、庁舎建てかえに係る場所・財源等の課題について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、庁舎建替検討委員会の検討結果についての御質問についてですが、同委員会からは、庁舎については耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も著しいことなどから、耐震改修工事を

行った場合、業務スペースなどのさらなる狭隘化が避けられず、市民サービス、業務環境への悪影響等が懸念されるとし、建てかえをもって庁舎の再整備を図ることが望ましいとする結論が出されております。

そのほか検討した内容として、新庁舎の規模については、延べ床面積6,500平方メートル、事業費26億円を想定し、建てかえの手法、建設の位置等について検討を行いました。建てかえの手法については、市内経済への投資的効果などを考慮し、従来型の手法で実施すべきで、建設する場所については、必要な敷地面積、市街地への影響、経済性などの観点から現在地が望ましいとしております。

なお、建設の時期については、財源面で国などからの優遇措置が特段活用できないことなどもあり、時期についての議論は、市民の声を聞きながら判断していくことが必要であるとする検討結果となっております。

以上です。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 じゃあ2回目の質問をしますが、ことしの3月の議会で、公共建設物の木材利用促進法が水俣市は宣言されないのかという質問をしたときに、策定してから公表するという話だったんです。平成25年3月19日に本市でも公共建設物の木材利用促進法の基本方針ができました。それを受け、庁舎・学校等の公共施設を今後木造にしていかれると思いますけれども、そこで、質問しますが、市庁舎も木造建築で建てかえられるのかどうか、お考えを教えてください。

それと、昨年12月議会で大川議員の一般質問において、外部から委員を選任して建設委員会の立ち上げについて検討したいということでしたが、文化会館等の耐震診断の結果を受けて、優先度をつけられていくと思いますが、そこで、質問しますが、庁舎建てかえの建設委員会はどうなっているのか、その2点をお願いします。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 田口議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、木材利用計画が策定されているので、当然庁舎のほうにも使うべきじゃないかというようなことだろうかと思いますけれども、木材については、当然エネルギー消費が少ないと、健康面とか、いろんな利点があろうかと思っております。また、本市が環境モデル都市を掲げておりますので、これらに利用するということは非常に大きな魅力があるんじゃなかろうかなと思います。ただ、一方では、メンテナンス面、またはコストが高くなるというような意見もございますので、県内で上天草市の松島庁舎ですけれども、最近つくっております。これらの視察等も含めていろいろ研究をさせていただこうかなと、例えば木材だけというのは当然難しいかもしれませんけれども、RCとの併用とか、そういうような面を検討していきたいなというふうに考えて

おります。

次に、庁舎建替検討委員会の今後をどう進めるのかということによろしいでしょうか。

庁内の庁舎検討委員会につきましては、先ほど申し上げましたような答申を行いまして、一旦もうその段階で終わっております。今後、そのような方向性が出ますと、庁内においても当然立ち上げる必要があろうかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、場所とかいろんな面で市民の意見も吸い上げる必要があろうかと思いますので、その段階で、直接そこに建設委員会とかつくって入れるのか、またはいろいろな意見をお聞きする方法はあるのか、それらも含めて今後検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をしますけれども、松島の庁舎が木材でやられたと、私が調べたら県には19カ所ぐらい建てかえが行われております。庁舎は松島だけやったんですけどね。庁舎の建てかえの問題は多くの議員も質問されています。人口も減少して高齢化も進んでいる中で、やっぱり建てかえをどう進めていくのかというのが大事だと思いますけれども、その中で、2つ質問させていただきます。

庁舎の建てかえを現在地とするなら、市民課や税務課などの市民サービス機能は利便性の高い町なかに一部設置する考えはないのか、1つ質問をします。それと、庁舎の建てかえはまちづくりの観点から検討すべきと考えるが、考えを伺いたい、その2点です。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 庁舎を建てかえるとした場合に、市民課とか税務課等の市民サービス部門を町なかのほうにつくったらどうかということでございますけれども、そのような場合に、例えば当然今は電算等の時代でございますので、そちらのほうの経費がどうなるのかとか、いろいろ検討する必要があろうかと思います。

ただ、水俣市の場合にははっきり言いまして、今の庁舎ですと、市内商業地域より結構近い距離でございます。ほとんどの方が恐らく車で来いらっしゃるんじゃなかろうかなというのがございますので、果たしてそちらだけを分けた場合が利点が多いのかというと、ちょっと私も詳しくは言えませんので、その辺は研究させていただく必要があろうかなと思っております。

また、まちづくりの観点から庁舎については検討するべきじゃないかなと、これはもう同様の意見でございます。例えば、特に合併した市町村で庁舎の位置というのはなかなか決まりずに頓挫しているところもございますし、また、例えば人吉市でも庁舎の位置というのが非常に大きな問題になって、やっと決められているような状況でございます。ですから、やはりその位置については、どういう影響があるのか、その辺を見きわめさせていただいて、そして、いろんな意見

を聞きながら検討させていただきたい、まちづくりの観点から当然検討させていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、組織機構について答弁を求めます。

門崎産業建設部長。

（産業建設部長 門崎博幸君登壇）

○産業建設部長（門崎博幸君） 次に、組織機構について順次お答えをいたします。

まず、上水道と下水道の統合について、現状ではどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

平成24年度に水道局と下水道課の統合に向けた検討委員会を設置し、上下水道事業を統合した他市の状況を調査しているところであります。水道局と下水道課は、徴収業務、工事時期の調整及び工事の年次計画の検討など現在連携して行っている業務もありますが、組織統合を行うことによって、各種業務担当者の連携がとれ、業務の効率化が図られること、人員削減の可能性があること、下水道使用料賦課漏れを防止することなど、さらに効率的・安定的な運営が図られるのではないかと考えております。

しかし、水道局と下水道課では組織設置の法的根拠が異なることから、統合する場合の組織構成や事務分掌のあり方など課題もありますが、一つ一つクリアしながら、今後、市民サービスの低下につながらないように組織機構の構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、他の部署での統廃合についての提案等はなかったのかとの御質問にお答えします。

本市の組織機構については、第4次行財政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政運営ができるよう合理化を図り、市勢に見合ったものになるよう見直しを進めております。その過程で、各課長に対するヒアリングを行いますので、意見や提案が出される場合もあります。これらを踏まえまして、平成22年度に環境対策課と環境モデル都市推進課を統合しました。室・係単位では、平成22年度に農林水産振興課元気村推進係を廃止、平成23年度には環境モデル都市推進係と環境企画室を統合、企画課の1室2係を2室へ、福祉課の4係を2室へ集約し、平成24年度には税務課地籍調査推進室を廃止しております。

今後も本市を取り巻くさまざまな環境への対応、類似団体との比較検証等を行いながら、組織機構の見直しを進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

上下水道の状況は進んでいるという答弁だと思いますけれども、よくわかりました。

他の部署の答弁はよくわかりませんでした。

今回、執行部より、一般質問の趣旨がわかりにくいので通告は明確にとありました。私の通告の仕方が悪かったのかわかりませんけれども、答弁にやる気がないのかわかりませんけど、平成22年、23年と過去の話ばかりだったと思います。

そこで、もう一回質問しますけれども、現在の検討内容と進捗状況はどうか、現在ですね。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 組織機構の件、私ほうでお答えさせていただきます。

現在の状況ということで答弁すべきところでございましたけれども、大変申しわけございません。

はっきり今現時点で新しい組織機構ということは、現時点ではございません。これは毎年、各課長さんたち、部署の長からいろんな意見等をお聞きして決定させていただいているところでございます。いろんな意見等がありました中で、まだできないこともあります。なぜ決定してないかと申しますと、いろいろ業務量が変わったりとかしておりますので、毎年見直しさせていただいております。

例えばですけれども、空き家問題、これ今行政係でやらせていただいておりますが、行政係も3人の中で大変苦労しております。そのほか権限移譲とかいう形で福祉関係で法的な業務がおりてきてるとか、それから市民課のほうでパスポートの業務とか、いろいろ業務等変わっておりましす、その業務量の見直しも含めたところでの組織機構の見直しというのも当然必要になりますので、これは毎年させていただいていると。一応毎年やっておりますので、現時点ではないということで御理解いただければと思っております。

ただ、確実にもうやらなきゃならないとわかっておりますのが、10月に海づくり大会がございます。それは当然完了いたしますので、それを含んだ見直しというのは当然まずやらせていただきたいというふうに思っております。

今後も今年度策定いたします行財政改革大綱を基本に、人口減少等、組織、それから社会保障費等の増大等なれば、財政状況も厳しくなりますので、当然職員数の減というのも含んだ上での見直しは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

組織全体に関しての考え方よくわかりました。

次の質問ですが、私も会社を経営しとる人間として、特に経済部門についてちょっと絞って聞かせてもらっていいですかね。

1つ目が、総合経済のことですが、総合経済と言うと、1次産業、2次産業、3次産業の経済

を連想させると思いますけれども、総合経済対策課は、現状ではエネルギーと企業支援、企業誘致という2次産業に特化していると思います。総合経済対策課の事業内容を商工観光振興課に統合してはどうかというのが1つ目です。

それと、総合経済対策課は、将来の水俣経済の戦略的中長期のビジョンや1次産業、2次産業、3次産業の事業管理とすべきだと思います。このことは企画課のポジションの対応も考えられると思いますが、いかがかでしょうか。

その2点です。

○議長（大川末長君） 門崎産業建設部長。

○産業建設部長（門崎博幸君） 2点、3回目の御質問をいただいたうち、1点目につきましては、総合経済対策課について、商工観光振興課に統合してはいかがかというような御質問だったかと思っております。

御承知のとおり、総合経済対策課につきましては、平成22年、当時の厳しい経済情勢でありますとか、雇用環境を踏まえた中で、企業誘致、地場企業の支援、皆さんの雇用対策等を部局横断的に統合的・総合的、かつ機動的に対策対応するというようなところで設置をさせていただいたところでございます。

これまで、設置をしまして4年目に入ったわけなんですけれども、市内の企業本部あたりを通して、いろんなニーズを把握させていただいてと、その上で今成果といいますか、実施をしておりますのは、答弁の中でもありましたとおり、地場企業の立地の促進に向けた補助金でありますとか、環境に配慮した設備投資に対する補助金を創設をしたりとか、あるいは県の緊急雇用の基金あたりを活用して雇用対策に取り組んできたというところでございます。

そもそも設置の趣旨が雇用の促進と経済の活性化というところでございまして、これは1次、2次、3次に限らずというようなところでございます。社会経済環境がこういう特に目まぐるしく変わつておるというような情勢でございますし、そういったニーズに対しまして、どういった組織であるべきかというところは常に検討していかなければならないと思っておりますので、引き続きいろいろな形で検討させていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 総合経済対策課の業務を企画課のほうに移したらどうかということでございますけれども、今、門崎部長からもございましたが、まだ総合経済対策課、つくりましてから4年間、先ほどもございましたように、検証するということが一番大事かと思っておりますので、どのような課題があるのかも含めまして、今後先ほど申し上げたことを組織全体の中で、企画課ということじゃなくて、どうあるべきかということを含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、就労人口の増加支援についての答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、就労人口の増加支援についてのうち、産業支援対策について順次お答えします。

まず、水俣の知的財産である有資格者の調査を行う考えはないかとの御質問にお答えします。

現在、日本国内における資格は、大きく国家資格、公的資格、民間資格に分類され、その総数は3,000にも上ると言われております。また、資格の種類も、社会に対して影響力を持つもの、自己の付加価値を高め仕事の幅を広げるもの、個人的趣味の範囲にとどまるものなど、多種多様な資格が存在しております。そのため、一言に資格と申しましても、その種類は非常に多岐にわたり、取得者も相当数に上るものと予想されることから、議員御提案の有資格者調査を実施するに当たっては、明確な目的のもと、対象分野を一定範囲に絞るなどの工夫が必要であると考えております。

しかしながら、将来にわたる本市の産業競争力の維持・強化を図るためにには、議員の御質問にありますように、有資格者を本市の知的財産、産業人材と捉え、その視点に立った取り組みも今後の重要な政策課題であると考えております。

したがいまして、有資格者調査につきましては、必要に応じて実施を検討したいと考えております。

次に、本市の産業構造が第2次産業から医療・福祉などの第3次産業に変化していく中、看護師または介護従事者の人材バンクに取り組む考えはないかとの御質問にお答えします。

まず、本市の産業の状況を見てみると、平成22年度の総生産額は792億円であり、そのうち第2次産業は約189億円で23.9%、第3次産業は約587億円で74.6%となっており、議員御指摘のとおり、第3次産業が第2次産業を上回っている状況でございます。また、平成17年度における本市推計データでは、医療・福祉分野の生産額シェアは全体の約12%、第3次産業では約23%と高い割合を示しております。

一方、平成23年度に熊本県が公表した熊本の看護職員の状況によりますと、水俣保健所管内の病床100床に対する看護職員数は37.6人であり、全国平均55.7人、県平均51.5人を大きく下回り、県内では最低の人数を示しております。これらをまとめますと、本市における医療・福祉分野は産業構造上、比較的重要な位置を占めているものの、従事する職員数が必ずしも十分ではなく、雇用面では需給のミスマッチが生じているものと考えております。

このような状況を考えますと、議員御質問の看護師または介護従事者の人材バンク整備につきましては、高度な技能を持ちながら活躍の機会を失っている人材を掘り起こすことにまたつなが

り、医療・福祉分野の活性化に資する取り組みの一つと考えられます。しかしながら、人材バンクについては、熊本県看護協会が熊本県の委託を受けて既に実施していることに加え、公的職業紹介機関であるハローワークもございます。また、専門職である看護師や介護従事者の雇用のミスマッチを解消するためには、専門のマッチングコーディネーターの必要性や復職希望者向けの再教育、施設・事業所などの雇用者に対する支援など、複合的かつ極めて細やかな取り組みもあわせて必要と考えております。

そのため、本市といたしましては、まず既存の制度や組織の有効活用を進めながら、関係機関、水俣・芦北地域雇用創造協議会などとも意見交換を行い、どのような取り組みが適切なのかを見きわめてまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉従事者の育成について、県に看護学校を要望しているが、市長の考えはどうかとの御質問にお答えします。

熊本県による看護学校の設置につきましては、これまで県に要望してきておりますが、依然として設置の可能性は厳しく、先月も状況を確認いたしましたが、看護人材の県内定着率の向上、労働環境の改善及び研修体制の整備等を図ることで看護職員の確保に努めるという方針に変わりはないとのことでした。このようなことから、今のところ県による設置は難しいとの認識をもっておりますが、先ほど申しましたように本市保健所内の看護師充足率の低い状況もありますので、引き続き県と協議してまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

いろいろと6分ぐらい答弁していただきました。産業支援対策について3つ質問しますけども、現在・将来を考える中で、中・長期のビジョンを考えて、本市はどのような産業構成をつくっていくのか、まず1つですね。

次に、行政経営的な観点に立って、産業支援としてどのような有資格者を育てていくべきなのか。

3つ目が、有資格者の調査の把握は市内の求人とのマッチングに大切だと考えますが、市としてどのように考えますか。

その3つですね。

それと、医療福祉従事者の育成について1つですが、これは市長にとさっきも書いておったんですけど、市長に質問しますけれども、安心・安全な水俣の医療体制において、現在では看護師は不足しているという認識は持っておられるのか、それを1つ質問します。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず、第1点目でございますけれども、市としてどのような産業構造を

つくり上げる考え方ということでございますが、本市の産業構造の将来像につきましては、確かにきちんとしたビジョンをつくっていかないといけないというのは認識しております。現在、第5次の水俣市総合計画におきましても、第1期計画が終わって第2期計画の今準備を進めておりますけれども、その中でもやはり産業振興の方向、先ほど申しました1次産業、2次産業、3次産業の中で、産業構造の変更も考えられますので、そういうのを視野に入れながら今後水俣がどういう産業構造にすべきか、したほうが市民の利益につながるかということで検討してまいりたいと思っております。

その次に、水俣市ではどのような有資格者を育成していくつもりかということでございますけれども、やはり産業の活性化も含めて、いろんな有資格者が活躍する場というのは非常に必要だと思います。今、先ほど申しましたように、水俣・芦北雇用創造協議会の中でも、資格のためのいろいろな補助金もいろいろメニューがあったんですけれども、なかなか利用されないという現実もあります。市としても県のほうには、もう少しわかりやすいメニューとか取り組みやすいメニューを考えたらどうかというのを進言いたしておりますけれども、やはり実際に現場というか、市の中でいろんな仕事がありますが、そういう構造に合ったような有資格者というのをやはり選んで、資格に対する補助的なものも考えていかなければいけませんので、先ほどありましたような看護職とか介護職とかに、今そういうふうな水俣の産業構造は流れておりますので、ぜひそういうところに資格がとられるような形で、市としてもそういう育成も図っていきたいと思っております。

また、有資格者の把握は市内の求人とマッチングも考えるかということでございますけれども、やはりこれは情報の共有が非常に大切かと思います。先ほども看護職ありましたけれども、看護職につきましては、いろんな看護協会の中でいろんな情報を把握してますですが、なかなかその全体像がつかめないこともあります。

今、国のはうで考えられているのは、ハローワークのはうで離職者の把握がしやすいということで、例えば看護師さんがやめたときに、ハローワークで失業保険等の申請されるときに、いろんな御相談があるって。そういうのが出てきておりますので、先ほどありました水俣・芦北の雇用創造協議会の中で、ハローワークも入っておりまし、県も入っておりますし、市も入ってますし、いろんなそういう団体もありますので、そのマッチングをいかにつくっていくかということを今後とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 看護師不足の認識は持っているのかという御質問でございます。

この件につきましては、以前から議員が非常に熱い思いでこれに取り組んでいらっしゃるということはしっかり私も受けとめさせていただいておりますし、同様に看護師が不足しているとい

う認識、そしてまた必要性というのは十分受けとめているところでございます。

そういう中ですが、御承知のように、看護職員の確保につきましては、医療センターにおきまして、看護学生に対する奨学金の貸付制度等も導入しております。御承知のところだろうと思います。

そういったところも含めながら、今後も県やあるいは関係機関ともしっかりと協議を重ねていきながら、非常に重要な問題として捉えておりますので、今後とも引き続き努力をさせていただきたいと思います。

○議長（大川末長君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

2つですが、1つは、平成25年、ことから医療センターでは看護師の奨学金制度が始まりました。私は1次産業、2次産業、3次産業とあれば、1次産業よりも2次産業のほうが大きいと、2次産業よりも3次産業のほうが大きいと、ということは3次産業に絞って資本投下をしていけば、そこで産業支援になるんじゃないかというふうな持論があります。その中でですが、産業人材育成の面から、また、産業基盤整備の観点から、資格取得に対する支援制度を創設する考えはないのか、1つ質問をします。

それと、私は去年3月議会でも、市長に対して、1市2町の首長の先頭に立って、県に看護学校設置をお願いしてみてはどうかという質問しています。もう最後の質問ですが、市長、今後、1市2町の首長の先頭に立って、リーダーシップをとって県に要望活動をされる気持ちはあられるのか、最後の質問にします。

○議長（大川末長君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 資格取得に対して、第3次産業に絞った形でそういう助成とか援助をできないかということでございます。

先ほど申しましたように、いろんな国の助成制度もございます。それと、それで足らない部分もやはり考えていかないといけないというのは認識しております。これにつきましては、どういう形が一番いいかということも含め、いろんな協議会ございますので、その中で提案したり研究してまいりたいと考えております。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 看護学校の設置について、1市2町の首長さん方と話し合いをして、先頭を切ってリーダーシップをとってこのことについて取り組んでいく気持ちはあるかということでございます。

これまで県に対しましては、いろいろ状況がどういう状況にあるのか、あるいはこのことについてどんな受けとめ方を県はしているのかということでお尋ねしたり要望してきております。

その中で、やはり私の感じとしては非常に厳しいという受けとめ方をしているところでございます。今、議員からも非常に熱いエールもございますし、また実際看護師が不足しているという現実がございますので、早速2町の首長さん方とお話をさせていただきながら、必要に応じて要望活動を展開してまいりたいと思います。

○議長（大川末長君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時34分 散会

平成25年9月12日

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成25年9月12日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時22分 散会

(出席議員) 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塙崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	渕上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5人

事務局長(田畠純一君)	次長(榮永尚子君)
主幹(岡本広志君)	主幹(深水初代君)
書記(山口礼浩君)	

(説明のため出席した者) 14人

市長(宮本勝彬君)	副市長(田上和俊君)
総務企画部長(本山祐二君)	福祉環境部長(宮森守男君)
産業建設部長(門崎博幸君)	総合医療センター事務部長(渕上茂樹君)
福祉環境部次長(松本幹雄君)	産業建設部次長(遠山俊寛君)
水道局長(前田仁君)	教育長(葦浦博行君)
教育次長(福島恵次君)	総務企画部総務課長(本田真一君)
総務企画部企画課長(川野恵治君)	総務企画部財政課長(坂本禎一君)

○議事日程 第4号

平成25年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 川上 紗智子 君 1 TPPについて
2 中学校までの医療費助成について
3 水俣市の療育体制について
4 九州新幹線騒音・振動被害問題について

(付託委員会)

第2 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第3 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第68号 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第7 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第8 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第9 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)

第10 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第11 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第12 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第13 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (総務産業)

第14 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第15 議第78号 字区域の変更について (総務産業)

第16 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生文教)

第17 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

第18 議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (総務産業)

第19 議第82号 平成24年度水俣市一般会計決算認定について ()

第20 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)

第21 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)

- 第22 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
第23 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
第24 特別委員会の設置について
-

平成25年9月第3回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市桜ヶ丘1-25 石牟礼 智	川上紗智子 谷口 真次 緒方 誠也 野中 重男	総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件、決算5件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成25年7月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（大川末長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

川上紗智子議員に許します。

(川上紗智子君登壇)

○川上紗智子君 おはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

きょうは、早速本題に入ります。

1、TPPについてですけれども、この環太平洋連絡協定は、年内妥結に向けて、アメリカ主導の動きが加速をしていると言われています。しかも、そのアメリカの独断的な動きに対して、日本はつき従っているのではないかという報道もされています。TPPに参加をし、交渉に参加し、この協定に参加をすれば、日本の食糧自給率は13%に落ち込む危険がある。食の安全も脅かされる。そして日本の医療制度、皆保険制度が崩されて、公的保険制度がないアメリカ社会への道に進む危険があるとも言われています。議会でも意見書を上げたという経過がありますけれども、この急速に動きが強まっている中で、ぜひとも改めて、この水俣でこのTPPの問題を考えたいということで最初に質問させていただきます。

①、TPPに日本が参加した場合、水俣の農林水産業にどのような影響が出ると考えているのか。

②、TPPへの日本の参加について、市としてどう考えているのか。

2、中学生までの医療費助成について。

水俣市は小学校6年生までの子どもの医療費の助成制度を実現しています。それが決まった直後、保護者の皆さん方から本当に助かるという声がいろんなところから寄せられました。しばらくしますと、こんな声がさらに寄せられました。中学校に上がっても無料にならないだろうかとおっしゃるんですね。やはり、子育て支援、少子化対策ということを考えたときに、当事者の方々から一番願われているのが子育てに関する経済的負担の軽減です。この子どもの医療費の無料助成制度というのは、何よりも子育て世代を経済的に支援をする制度になっています。改めて、さらに拡充をしてほしいという思いできょうは質問をさせていただきます。

①、子ども医療費助成制度のこれまでの成果はどうだったのか、また、成果についてどう考えているか。

②、県内及び近隣自治体の子ども医療費助成制度の実施状況はどうなっているか。

3、水俣市の療育体制についてですが、私がなぜこの問題を今度の質問に入れたかと申しますと、ある療育に子どもさんを参加させているお母さんの一声でした。水俣市の総合計画及び基本計画の中に療育の療の字もないと、何でだろうというふうにおっしゃるんですね。この療育の問題は本当に自分たち親にとってではなくてはならないし、もっと充実させてほしい問題だということで、そういう声を聞きました。

そこで、改めて、この水俣市の療育をやっているこどもセンターに行ってお話を聞くと、まあ本当に厳しい体制の中でお母さん方の願いに応え、さまざまな分野からの協力の依頼などにも応

えていらっしゃると。その中で障がいを持つ、また気になるところを持つ子どもさんの親御さんにとって、本当に支える、きっちり支えているところがあるということを恥ずかしながら改めて知りました。

それで、きょうは改めて質問をさせていただきたいと思いました。

①、水俣・芦北地域療育センター事業の内容と利用状況はどうか。

②、療育事業を支える人的体制はどうなっているのか。

③、これまでの療育事業の成果と課題はどういうものか。

④、就学後の子ども、保護者を支える体制はどうなっているのか。

4、九州新幹線騒音・振動被害問題について。

この間、私は何回かこの問題を取り上げました。その都度、執行部の皆さん方からは、被害に遭われている、困っている住民の立場に立った答弁をいただき、できるところから手をつけていただいていると認識をしています。この間、市独自の調査をしてほしいということも言っておりまして、その調査がされたようですので、改めてきょうまた質問をさせていただきます。

①、市独自の調査結果はどうだったか。

②、JR九州への申し入れは行ったのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（大川末長君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、TPPについては総務企画部長から、中学生までの医療費助成について及び水俣市の療育体制については福祉環境部長から、九州新幹線騒音・振動被害問題については私から、それをお答えいたします。

○議長（大川末長君） TPPについて答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） TPPの御質問について順次お答えいたします。

初めに、TPPに日本が参加した場合、水俣の農林水産業にどのような影響が出ると考えているのかについてお答えいたします。

今後の交渉において農林水産業に受ける影響が大きい米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等が関税撤廃の対象から除外されない場合には、平成22年12月、平成23年3月議会でも御答弁させていただいているところでありますが、安心・安全な食料確保、農業振興という観点か

ら、多大な影響を受けるのは確実であると考えております。

影響額につきまして、国及び県の試算方法をもとに水俣の主な農産物である米、肉、かんきつ類、お茶の推計値を用いて試算したところ、平成23年当時は農業産出額の約21%、約5億3,000万円が減少する可能性がありました。現在では、試算方法が平成23年当時と異なり、TPP参加11カ国に限定したもので、生産量減少率等も見直されております。また、市町村における統計データが平成19年以降公表されておりませんので、あくまで推計でありますけれども、平成25年3月に国及び県が示した試算方法で本市の農業における影響額について試算してみたところ、農業産出額の約14%、約3億5,000万円が減少する可能性があるとの結果となりました。県全体においても、農業産出額の約27%である約854億円が減少する可能性があるとの試算がなされています。

なお、水産業及び林業につきましては、本市のデータはありませんが、県全体では水産物減少率は約2%、林産物の合板等の減少率が約11%であり、合板等への影響があるものと推測しております。

このように、農業産出額の減少を初め、関税撤廃された安価な輸入農産物の国内流通による販売価格の低下や農家所得の減少、さらには食糧自給率の低下など多大な影響が想定されることから、農林水産業を営む生産者の経営にも影響が出るのではないかと心配しているところでございます。

次に、TPPへの日本の参加について、市としてどう考えるかとの御質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、農林水産業関連に限りましても、安心・安全な食料の確保、農林水産業の振興などの観点から、本市において多大な影響が予想されるところです。そのほか、商工業等への影響については、水俣市における影響額等の試算は困難ですが、平成23年の熊本県の試算によりますと、県全体でGDP換算1,000億円程度のマイナス、雇用については9,300人程度のマイナスの影響が見込まれるとされております。しかし、これらは、政府が実施する国内対策の効果については検討されていないものであり、また、実際のTPP協定交渉は、物にかかる関税の撤廃だけでなく、サービス・投資の自由化や知的財産、基準認証、関税手続の円滑化など、幅広い分野にわたるルール整備を目指すものであることから、日本全体で見た影響額についてはさまざまな試算がなされているところであり、本市に及ぶ全般的な影響を予測することは非常に困難であると言わざるを得ません。

ことし3月に政府がTPP協定交渉参加の方針を表明したことに伴い、政界、経済界、農業団体などから、改めて賛否両論さまざまな意見が出されております。本市においても、今後の協定交渉に当たって、情報を明らかにして広く国民の意見を取り入れ、地方の声に十分配慮していた

だき、慎重に審議・検討を行った上で、最善の判断をされるよう望んでいるところです。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 TPPそのものが非常に多岐にわたるものであって、きっちりと予測することは困難であるという話でございましたけれども、農業関係の試算ですね、以前したものよりも減っているようですが、いずれにせよ減ったとしても水俣市内で農業算出額の14%、3億5,000万円が減少するというふうに言われています。よくよく考えてみると、日本の農業、水俣の農業もその例外ではないと思うんですが、高齢化が進み、そしてなかなか農業だけでは食べていけない。けれども、私たち国民に安心して安全で食べられる食糧を提供しているという仕事をしてもらつていると私は思っています。はつきり言って、強い農業ではありません。弱いけど、一生懸命頑張っているんじゃないかと私は思うんですね。そういう事態の中でTPPに参加をして、このような打撃を受ければ、もうひとたまりもないんじゃないかというふうに思います。

それで、そういうことを考えたときに、先ほどさまざま意見を聞きながら最善の判断をしてほしいというふうに、国に対しては言いたいということだったのですけれども、今、テレビ・新聞など見ておりますと、どんどんいってるんじゃないかという、すごく不安が募るばかりなんですね。

ですから、改めて水俣市の現状を踏まえて、また水俣市民の生活の現状を踏まえて、市として、あらゆるところで先ほどおっしゃったようなことを言っていただきたいし、水俣市民の利益を考えれば、TPP参加はぜひやめてほしいというところまで言ってほしいというふうに思いますけれども、いずれにせよ、地方の声も関係各団体などの声も無視をして走っているような気がしてなりませんので、市長におかれても市長会等々で、ぜひこの時期に意見表明、態度表明というか、していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 先ほど申しましたように、水俣市の農林水産業の影響でも3億5,000万円ということで多大な影響があるというのはもう当然認識しておりますし、ただ、さまざまな意見があろうかと思います。

例えば、消費者の立場で言いますと、安い農産物が入ってくるんじゃなかろうかとの意見も当然何かあるかもしれないし、逆にそれが安心・安全にどう影響が出るのかとか、農産物だけでもいろんな意見が出るんじゃなかろうかと思います。

現在交渉中という形で、例えば対象から外れる品目がどのようになるのかとか、全然まだ情報はございませんので、それがないとなかなかどうあるべきかというのは、国民の声というのをどう吸い上げるのかというのはなかなか難しい面があろうかと思いますけれども、いろんな地方に

おける影響というのはもう当然見込まれますので、6月の市長会でもそのような万全の体制で検討してくださいという形の決議もしておりますし、今後もそのような情報が開示された段階で、またさらに市長会とも相談しながらやっていくべきじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 言葉の端々に、ちょっとかみつくようですけれども、消費者のことを今おっしゃいましたが、安いのが入ってきていいんじゃないかという消費者もいるんじゃないかと、そりやいらっしゃるかもしれません。でも、この間、わかっている情報だけでも日本のいろんな食品の安全基準とかいうのも、アメリカとかのよその基準に合わせなきゃいけないとかいうのがあって、食糧の安全は危ないんじゃないかというのが広がってきてると思うんですよね。ですから、よく把握をしてもらって、しっかりと言っていただきたいと思うんですよね。

一般論じゃなくて、わからないから判断できないんじゃないなくて、わかっているだけでもいろんな問題が出てきていると私は思うんですよ。わかっているだけで、わかっているところで水俣市民の状況と考え合わせていただいて、これだけは言つとかないといけないと、こんな影響が出るから困るんだというふうに言っていただければいいと思うんですよ。それをぜひお願いしたいという要望で終わります。

○議長（大川末長君） 次に、中学生までの医療費助成について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 中学生までの医療費助成について順次お答えいたします。

まず、子どもの医療費助成制度のこれまでの成果はどうだったのか。また、成果についてどう考えているかとの御質問にお答えいたします。

子ども医療費は、平成22年10月診療分から所得制限を廃止し、対象を小学校就学前までから小学校6年生までに拡大し助成してまいりました。医療費助成の成果を見るため、年齢や疾病別に統計データをとるシステムを構築しているわけではありませんので、数値的にその成果を検証することは難しい状況です。

しかし、対象が広がり、受診しやすくなったことで、より多くの子どもたちの疾病的早期発見、早期治療を促進し、安心して医療を受けられる体制づくりに寄与することができました。また、慢性疾患や障がいをお持ちの方で定期的に受診している方々にとっては、確実に経済的負担の軽減につながっていると考えております。

次に、県内及び近隣自治体の子ども医療費助成制度の実施状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

平成25年4月現在の県下14市の助成状況は、菊池市と阿蘇市が自己負担限度額を設定し、中学3年生まで医療費助成を行っています。また、3市が本市同様の小学校6年生まで、5市が小学校3年生まで、3市が小学校就学前までの助成となっております。

近隣の市町村の状況は、津奈木町が本市と同様、出水市が中学校3年生まで、芦北町、伊佐市が高校3年生までを対象にしております。ただし、伊佐市の場合、所得の1年間の医療費所得や1年間の医療費総額等の条件を付して助成している状況でございます。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今答弁いただきましたように、子どもの医療費の助成の枠というのは県内でもどんどん広がってきています。市段階で言いますと、中学3年生までが菊池市と阿蘇市ということですけれども、町村を見ていきますと、24町村も合わせると中学3年生までというのが24自治体にもなっています。高校3年生までということになりますと、和水町と芦北町ということで、2自治体なっているというふうに私も聞いています。

しかも、先日八代の市長さんがかわられましたけれども、選挙の公約で、現在、八代市は10月1日から小学校3年生まで拡大する予定だということなんですが、新しい市長の公約は高校生までやるということで公約をされていました。

また、山鹿市のほうでも、山鹿市は現在、小学校6年生までなんですけれども、これこそ子育てに力を入れていくんだということを言って、改選のときに公約として高校生までの無料化ということで公約をし、当選をされたというふうに報道をされています。しかも、山鹿市長がおっしゃるには、思いつきではなく、財源を見通して公約にしているんだということを新聞報道では語っていらっしゃいます。

そもそも、子どもの医療費の無料化というのは1961年に岩手県の沢内村で始まりました。それで、乳幼児の死亡率がゼロになったという実績から始まりまして、全国に次々と広がっています。私の立場は、もし可能ならばですね、どこに子どもが生まれても、どこに住んでいても、ひとしく医療費は無料だということで安心して育ててもらえる。親の側からいけば、育てていけるということで、国の制度として子どもの医療費の無料化は、助成制度はぜひ実現しなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますが、そうはいっても、なかなか国はそこに手をつけようとしません。それで、各自治体が決して豊かではない財政の中でやりくりをしながら、子どもの医療費の助成のために予算を使っているというふうに思います。だからこそ、でこぼこがあって、位置づけの強さ、それから弱さ、財政的なもの、いろんな条件ででこぼこがあるんじゃないかなというふうに思います。

私はぜひ、水俣ではさらに小学校6年生までというのを広げて中学校3年生まで広げていただきたいというふうに思っています。なかなか子育て世代の経済的な状況というのは悪くなること

はあってもよくなっていくことはないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それと、もう一つ申し上げたいのは、児童福祉法の第2条というのがあります。それには、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定をしておりまして、この児童福祉法の対象というのは18歳未満なんです。ですから、医療費助成制度をどこまで拡大していくのかということでいえば、この法律的というか考え方的には18歳未満まで、高校卒業まで医療費を拡大していくという、本当はそこまでいかなければならぬんじゃないかなというふうに私は思います。けれども、一足飛びにはできないこともあるということで、徐々に対象を広げていただいているわけですけれども、今回はぜひ中学校3年生まで広げていただくことを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） 医療費の補助を中学校までに拡大してほしいとのことでございます。

今、議員のほうから市町村の状況は述べていただきました。確かに今、市で14市の中で申し上げますと、中学校以上までに助成をしているのが八代等を入れないと5市、今は小学校までしている、私どもの市を入れますと5市、小学校前までしかしていないところが3市という状況が現在の状況でございます。これにつきましては、就学前までは県の補助金が出ておりますけれども、それ以降は補助金は出ていませんので、私どもの小学校の部分は、今、単独事業として一般財源の中から出して行っているわけでございます。

いずれにしましても、安心して暮らせるまちづくりというのを進めるために、非常に施策は大事なものと思いますが、その子どもの医療費も含め、保健予防事業、子育て支援事業など、いろいろな事業もあります。その中で、どれをとっていくのか、優先順位というのを見きわめていく必要があるんじゃないかなと考えております。

この点からいきますと、子どもの医療費の助成対象年齢の引き上げについては、現在のところ慎重に対応したいと考えておるところでございます。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今、部長は県のほうは就学前までとおっしゃいましたけど、全国的には就学前まで県が補助しています。だけれども、熊本県は3歳までしかやっていないんですよ。これがもう本当に問題なんですよ。熊本県にもっとやってもらえば、熊本県内の自治体はもっと子どもの医療費のことやれると思うんですよね。だから、ぜひ県に対してはよその県並みにやってくれということを、市としては言っていただきたいというふうに、ちょっと思いました。

それで、慎重に考えたいということですけれども、1つは、少子化問題というのは大変な問題だということがいろんなところで言われておりますし、一般質問でもこの少子化問題というのは

取り上げられていると思うんですよ。少子化対策をするときに最も求められているのが経済的負担を軽くしてほしいということなんだっていうことなんですね。

小さいころのほうがよく病気をします。大きくなるにつれて病院にかかる割合は低くなるのではないかというふうに思うんですけれども、ですから、小さいころの1歳引き上げると、中学校、高校になって1歳引き上げるのでは必要な予算も違ってくると思うんですよ。同時に中学校、高校になると子育てにかかるお金はもっとかかってきますよね。だから、そこで支援をするという態度を行政が見せるかどうかで、子育てを応援してもらっているなという実感は全然違うと私は思います。その予算の試算もしっかりと聞いて、慎重じゃなくて前向きに、この問題を取り上げてほしい、検討してほしいと思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、部長のほうからも答弁をいたしましたけれども、まずはやっぱり安心・安全なまちづくり、そしてまた子育てに力を入れていかなければならない。そういう視点からは、議員がおっしゃるように非常に大切な部分であろうということは、私どもしっかりと受けとめさせていただいているところでございます。

ただいま部長から申し上げましたけれども、やはり財政面等も含めながら、今後しっかりと見詰めていかなければならない問題であろうと思っております。県のほうに対する要望みたいなものもございましたけれども、県のほうにもそういったところの気持ちは十分伝えてまいりたいと思いますし、いろいろな視点を含めまして今後考えてまいりたいと、そのように思います。

○議長（大川末長君） 次に、水俣市の療育体制について答弁を求めます。

宮森福祉環境部長。

（福祉環境部長 宮森守男君登壇）

○福祉環境部長（宮森守男君） 次に、水俣市の療育体制について順次お答えします。

まず、地域療育センター事業の内容と利用の状況についてお答えいたします。

現在、本市では、水俣芦北圏域の1市2町における在宅の心身障がい児、身体や知的に障がいのある児童及び子どもの発達等について、不安や心配のある家族に対して、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るため、熊本県の2分の1の補助を受け、県の実施要項等に基づき、水俣市こどもセンター内に設置した水俣・芦北地域療育センターが実施機関となって、外来による集団及び個別療育や相談等の地域療育事業を実施いたしております。

本事業の平成25年度8月末現在の利用状況は、水俣市28人、津奈木町4人、芦北町2人の計34人の児童の利用登録がっております。近年、乳幼児健診時における療育指導を初め、保健、教育、医療等の各関係機関との連携や保育園、学校等の施設支援一般指導事業等の実施により、本事業の登録利用者は、年々増加傾向にあります。

次に、療育事業を支える人的体制についてお答えいたします。

現在、本事業の実施のための人的体制につきましては、専従の療育相談員1人のほか、近年の登録利用者の増加に伴い、昨年度まで2人であった保育士等の資格を持つ療育支援スタッフを、本年度1人増員しまして3人とし、計4人の専従の臨時職員及び非常勤職員を配置しております。そのほか必要に応じ、こどもセンターの常勤職員が協力スタッフとして支援し、事業を実施しているところでございます。

次に、これまでの療育事業の成果と課題についてお答えいたします。

本事業の成果としましては、それぞれの児童の障がいの種類や内容、程度及び発達段階に対応した療育指導、相談等を実施することにより、障がい等の早期発見及び集団及び個別療育指導・訓練による日常生活等へ対応、家庭生活や就学等の社会生活活動におけるさまざまなハンディキャップの軽減等に寄与しております。また、子どもの障がいや発達等について心配や不安を抱える保護者の障がい等に関する正しい受容や理解のための相談支援の実施及び保護者同士の交流等を図ることにより、不安の解消や子育て等に関する負担軽減が図られていると実感しております。

本事業の課題としましては、これまで、地域子育て支援の拠点施設として地域療育センター事業とともに、こどもセンターにおいてつどいの広場事業や児童館事業等を実施しておりますが、近年の各事業利用者の増加に伴う施設・設備の狭隘化及び老朽化が今後の課題となってきております。また、現在水俣市では実施しておりませんが、障がいを持つ児童等を対象とした夏休み等長期学校休業日における放課後児童デイの実施を検討するための関係機関等との連携強化、体制整備等も今後の課題となってきております。

次に、学校では、療育を受けていた子ども及びその保護者を支える体制はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

平成18年、学校教育法が改正され、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた学習や生活上の適切な指導や支援を行うことを目的とした特別支援教育が平成19年度からスタートしました。各小・中学校では特別な支援を必要とする児童・生徒の支援体制づくりとしまして、具体的な支援策を検討する支援委員会を設置するとともに、その会を取りまとめ、関係機関との連携調整を図るコーディネーターを置いております。コーディネーターは保護者や職員の相談役でもあり、また、職員の研修等を企画運営する役割を担っております。学校における支援のキーパーソンです。

具体的な支援につきましては、支援を必要とする児童・生徒一人一人に対し、保護者の了解のもと、個別の教育支援計画を作成し、福祉や医療、療育関係者との情報の交換や共有を行い、助言を得ています。児童・生徒の状況把握に大変有効です。また、学校独自で個別の指導計画を作

成し、学校生活の場面ごとに、その子がどのようなことに困っているのか、何をするのが難しいのかを踏まえ、具体的な計画を立てて支援しています。

さらに、学級担任・教科担任以外の人的支援として、支援員を24名雇用し、小学校に19名、中学校に5名配置しています。さらに県からも非常勤ではありますが、支援のためのサポーターを小学校3校に配置してもらっています。

このように、支援を必要とする児童・生徒の学校生活を初め、保護者の相談等にもきめ細やかで手厚い支援ができるよう努めています。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 地域療育センターの事業がこどもセンターの中で行われているということで、現状をお聞きしたんですけれども、発達障がいを持つ子どもも、また発達障がいを持っているのではないかと疑われる子どもたちがふえているということで、実際、今でも登録して通ってきている子どもたちは30人を超えておりますが、もっともっとここに通ってほしい子どもたちがいるんだという話をお聞きもしております。ですから、求められている場所なんだなというのはすごく思うんですね。

この中で、にこにこなかまということで、子どもたちが、そしてお母さんたちと一緒に通ってきているようなんですけれども、保育園、幼稚園に通いながらこの療育に通っていると。その中でその子の課題、特徴などをまとめてサポートブックというのをつくって、小学校に上がるときにそれを渡すということになっているんだそうですね。ですから、それで随分小学校では入学してきた子どもがどういう子どもなのか、どういうサポートが必要なのかがわかつて、割とスムーズにいけるという話を聞いていました。これはすごいなというふうに私は思いました。

実は、発達障がいを持つ子の場合ではないんですけども、成人をしていらっしゃるんだけど、発達障がいを持っていらっしゃるんじゃないかなという人たちに私は何人かお会いしています。けれども、以前は、まだまだ発達障がいということがきちんとわかつていなくて、自分でも気づきもしないし、親も気づかないということで、大きくなつて、大学生、それから社会人になつて、どうもうまくいかないと。仕事が続かない、人となかなかコミュニケーションがとれないということで孤立して、発達障がいそのものは精神疾患じゃないんですけども、二次的な被害として精神、鬱病などを発症してしまうという例が幾つもあるんですね。

それで、どうしてこうなんだろうというふうに思つて、もし成人の人でも相談できるところがあれば、もっと困っている人たちが助かるんじゃないかというふうに思いましたし、同時に子どもたちの場合でも、小さいころから小学校、中学校、高校、社会に出ていくまでサポートができれば、十分社会生活はやっていけるというふうに聞いておりますので、日本でもそういう体制があつたらいいんじゃないかって実は思つていたんです。

アメリカなんかはすごいということを聞きまして、1人の子どもに対してたくさんのスタッフがかかわって見守って成長をサポートするということを聞いていたもんですから、日本はおくれているなって実は私は思っていたんです。でも、この療育センターの話を聞いて、水俣市が運営主体となってやっていると。しかも、一人一人についてきちんと観察をし、適切なサポートをしてやっているということを知って、もっともっとこれは発展させていかなければならないんじゃないかというふうに思いましたし、とても大事な仕事をしているところだなというふうに痛感しました。

そこで、2回目の質問、幾つかさせていただきますけれども、1つは、やはり親としては自分の子どもに何らかの障がいがあるというふうにわかったときに、それを受け入れるためには相当な時間を要するのではないかというふうに聞きましたし、想像しても、想像できないことかもしれませんが、本当に大変な思いで受けとめるまでの時間というのは、いろんな人に話をしたり相談したりされていることだと思うんですね。

その相談の相手として、療育のスタッフ、療育相談員が役割を果たしているというふうに聞いているんですけども、相当聞く側も重いことを聞くことになりますよね。そういう仕事をしている療育のスタッフ及び相談員が、どんな身分でどれぐらいの時間勤務をしているのかということをお答えいただきたいというふうに思うんですけども、それが1つです。

それから、教育長にお尋ねです。この間、随分支援員をふやして、子どもたちをサポートする体制を強化されているというふうに私自身も実感しておりますけれども、その支援員の方々は身分と勤務時間はどうなっているのかというのと、それから、先ほどの答弁の中に、一人一人の支援計画というのをつくって状態を把握して計画をつくってサポートしているんだというお話がありましたが、そういう子どもたちの課題とか、そういうサポートの仕方とか、そういう情報の共有というのは支援員ともされているのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

もう一つ、支援員の皆さん方のやれる仕事というのは限られているというふうには聞いているんですけども、この発達障がいの問題など支援員の研修はどうなっているのかということを教育長にはお尋ねしたいと思います。

それから、済みません。あっちこっちいきますけれども、もう一度宮森部長にお伺いしたいのが、先ほどスタッフのことをお聞きしました。一応地域療育センターの対象年齢というのは就学前までの子を対象にしているというふうに聞いていますけれども、就学後もそれぞれの年齢でいろんな困り事とか悩み事とかが出てくると思うんですね。そういうときには、じゃあどこに相談にいけばいいのかということをお答えください。

それから、先ほど放課後児童デイのことが課題として挙げられておりましたけれども、先ほども申しましたように、地域の療育にはですね、幼稚園に通いながら、保育園に通わせながら来ら

れているというのを聞いていますが、保育園に通っている子どもたちのお母さんたちは働いていらっしゃるんだろうと思います。学校に上がると、そういうところがなくなりますので、やはり働き続けるために放課後児童デイというのはとても求められているというふうに思いますけれども、これについては先ほど課題だとおっしゃいましたが、どのように検討をされているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、済みません。ちょっとまとまりがなくなってまいりましたが、放課後児童デイも含めて、先ほど課題だと言われた部分ですね、場所の問題とかありましたけれども、そういう深刻なというか、当面する課題を改善していくために一体どんなことを今検討されているのか、方向性なんかは出ているのかということがありましたらお答えをいただきたいと思います。

部長に最後の質問ですけど、先ほど申しましたように、療育の問題がこれだけ大事で、それから求められているにもかかわらず、水俣市の総合計画にはきちんと書いていないと、基本計画にも書いていないということで、できれば担当部長として、今度の新しい総合計画、それから基本計画の後期分が今度、今審議をされていると思うんですけども、基本計画にぜひ位置づけてもらうように提案を積極的にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（大川末長君） 暫時、休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮森福祉環境部長。

○福祉環境部長（宮森守男君） まず、現在の療育センターの職員の勤務状況でございますけれども、第1番目の質問でお答えしたかと思いますが、非常勤と臨時職員で対応いたしております。1人につきましては、8時半から17時15分までの間で、我々と同じ勤務時間、3人につきましては、週29時間という体制で行っています。

次に、小学生になった場合は相談はどうなるのかという御質問だったと思いますが、小学生になった場合もほとんど今はこにこなかまから上がった方も多いもんですから、今も御相談にも見えていらっしゃいますし、今後もそのように対応していきたいと考えております。

それから、放課後児童デイの話だったと思うんですが、放課後児童デイにつきましては、現在、先ほども申し上げましたように、議員も御指摘のあった、課題として上げましたように、現在の場所も狭くて実施できる状況でないというのが現況でございます。

今後の方向性でございますけれども、確かに議員御指摘のように、非常に多くなっております

す。きのう教育委員会と福祉課と健康高齢課、それに療育センターからも来ていただいて、4者での協議を行っておりますけれども、非常に熱心な協議をされまして、一人一人綿密に、議員おっしゃったように、協議をしております。その結果、指摘、最初の乳幼児の検診のときから問題があるんじゃないいかと、少しでもある人は拾い上げて、それを就学前までに観察をつけていくて、就学前に学校へ引き渡すという体制が今非常によくできているのかなと思っております。

ただ狭くなってきておりまして、まだ、そのために週のサービス的にもなかなか場所が、ほかの事業もあるもんですから、できない状況があるという点ではちょっと課題として残っているところでございます。

最後に、基本計画の中でということでございますけれども、現在、この件につきましては、昨年度あたりからある程度協議もされている状況でありますし、今の放課後児童デイの事業も含めて、施設の移転等も考えないと難しい状況ですので、この辺のところは福祉環境部としましては、ぜひ基本計画の中で取り上げてもらいたいということで、協議をさせていただいているところでございますので、その方向に進むように努めてまいりたいと今は考えているところです。

○議長（大川末長君）　葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君）　まず、支援員の身分と勤務状況からお話ししたいと思いますけれども、身分につきましては、時間制職員ということで、1日6時間勤務をしていただいている。出勤の時間は大体職員と一緒に8時10分から15分ぐらいの間に来ていただいて、3時に帰っていましたとすることになっております。

支援員の研修とかにつきましては、もちろん我々教育委員会のほうで実際やっておりまし、それから学校現場では、例えば子どもさんに大体最初、個別の支援計画をもちろんつくりまして、それはこどもセンターの、さつきありましたけれども、サポートブックというのがありますので、そうするとそれをもとに、ずっとそれを引き継いでいく形で個別の支援計画をつくると。その中でいろんなケース会議をやっていきますけれども、ケース会議にも実際入っていただいて、そういう形でいろんなサポートを、同じ情報を共有してやっていくということになっています。ただ、専門家ではございませんので、過度の期待は禁物かなというふうに思っております。

ただ、支援員さんの今確保とか、実は24人というのはもうすごい、率としてはほかの市町村に比べたら高いんですけども、それを確保していくというのも非常に実は大きな課題になっているという状況でございます。

○議長（大川末長君）　川上紗智子議員。

○川上紗智子君　3回目の質問をします。

教育長にお尋ねですが、時間制職員ということで、私が小耳に挟んだところによると、この間研修はあるんだけれども、とてもコンパクトというか、短時間で、もうちょっと勉強したいとい

う気持ちがあられる支援員さんも結構いらっしゃると思われるんですね。それで、講師の方のお話も聞くし、お互いに困っていることを考慮して、切磋琢磨するというような場も要るんじゃないかというふうに思うんです。

先ほど今回の質問テーマで関係しています発達障がいの問題もなかなか、実際の子どもを見るのと同時に、やっぱりいろんな情報も一定入れないといけないというふうに思いますので、時間制ですので、時間が1時間延びるとそれだけお給料を払うということになると思うんですが、一定そういう必要な研修時間をぜひ確保してやっていただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうかということが1点です。

それから、放課後児童デイの問題です。先ほど前向きの答弁を部長からしていただいたんですが、一日も早くというのが関係者の親御さんたちの思いだと思います。実現するまでの話なんですが、例えば一応今、学童保育には障がいを持つ子どもさんたちも受け入れるというふうになっているようなんですけれども、やはり受け入れるためにには一定の人を配置しないといけないということですが、それで、学童保育で障がいを持つ子どもたちを受け入れるといった場合に、一定のプラスアルファの補助を市からするようなことも検討されたらどうかなということをちょっと、提案をさせていただきたいというふうに思います。これは回答は要りません。

それから、市長に対して最後にお尋ねですけれども、療育事業というのは本当に壮大な事業の割には、小ぢんまりとしたところで小ぢんまりとやられているなというのが、とても言い方が粗暴ですが、そういうイメージがすごくあります。

同時に、こどもセンターの事業が、ぴよぴよという乳幼児と保護者を対象にした事業と小学生を対象にした学童保育、児童館の事業をされているということも聞いておりますが、今、小ぢんまりとやっているというところで、とてもプラスになっている面もあるんじゃないかと思うんです。それは乳幼児の子どもさんと保護者の皆さんがあそこにいらっしゃると、その中で早くにいろんな問題を発見できて、しかも療育相談員もいるし、スタッフもいるから、スムーズに相談がいって、非常に対応が早くできたという例も多々あると聞いています。

それで、手狭ではあるけど、そういういいところはあるんですよね。そのいいところはぜひ新たな展開になったとしても、できるだけどうにかして生かすような方向で考えていただきたいし、市長におかれましては、こどもセンターというのは、子育て支援という、子どもを支援するし、子育て中のお母さん、お父さん方を支援するというセンターだと思うんですが、抜本的にさらに全体として充実をさせていくということで、これから検討をしていただけないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大川末長君） 暫時、休憩いたします。

午前10時27分 休憩

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を行います。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 支援員の研修の件で御質問があったというふうに思いますけれども、支援員の皆さんのが研修をしたいというのは非常にありがたいことだなと思って、今本当に感謝をしたいというふうに思っております。ただ、若干課題がございまして、先ほど申しましたように、実は時間制職員という形で年間の就業時間というのが決まっているというのがありますと、例えば研修に出ていくということになれば、もう就業時間外の3時以降というふうに多分なろうかと思いますけれども、そうなりますと、子どもさんと一緒にいる時間が減らされるという逆の面も出てまいりまして、非常にその辺は苦慮するところなんですが、できれば学校内でいろんなケース会議がありますし、県のコーディネーターさんもたまに学校回りをしていただいている。そこで、実例の中でいろんな校内の研修をやっていくという、校内研修というのが、子どもさんが実例としているわけですので、そういうもので、できれば学校で充実をさせていければなというふうな考え方で今思いついたところです。

ですから、そのようなことを、今度、校長会もございますので、ぜひその辺の研修あるいは指導について、支援員さんにそういう機会をつくっていただけるように伝えていきたいなと思います。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） こどもセンターのさらなる充実を図ったらどうかというような御質問だったと思います。

議員の訴えはしっかりと受けとめさせていただいたつもりであります。子育て支援の拠点として、こどもセンターの役割というのは非常に重要であるということはしっかりと受けとめております。今後、今の御意見からしますと、さらに子どもたちもその利用がふえるであろうということを予測されますし、そういう意味からも、事業の充実あるいは利用しやすい環境というのを今後整えていかなければならぬと思っております。

そういうことを考えながら、こどもセンターの活用につきましては、今後さらに検討してまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 次に、九州新幹線騒音・振動被害問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 九州新幹線騒音・振動被害問題について順次お答えします。

まず、市独自の調査結果はどうだったのかについてお答えします。

新幹線鉄道騒音・振動調査については、水俣市初野地区において、環境省が定めたマニュアルどおり、軌道中心より25メートル離れた地点で実施し、騒音調査はことし2回、振動調査については1回実施し、6月12日に第1回目の騒音測定をしました。測定については、環境省の新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルでは、原則として、連続して通過する20本の列車について評価を行うことになっております。このことから、新幹線鉄道の上り下りの列車をあわせて、午前8時台から午後3時台までの時間帯で上下21本測定を実施しました。測定結果は、最大騒音レベルの平均値が71デシベルでありました。

7月13日に実施しました第2回目の騒音測定及び振動測定については、始発から最終までの上り下り通過も含め85本の全車両を測定し、その結果、最大騒音・振動レベルの大きさが上位半数の列車におきまして計算した結果、騒音が72デシベル、振動が66デシベルでありました。

なお、この地区の騒音の環境基準値は75デシベル、振動の環境基準値は、全ての地域で70デシベルとなっており、騒音・振動ともに環境基準値を下回っております。

次に、JR九州への申し入れは行ったのかとの御質問にお答えします。

前回6月議会でお答えしましたとおり、JR九州本社に対しましては、私が9月2日に直接出向き、申し入れを行ってまいりました。先ほど申し上げましたとおり、市独自調査でも環境基準は下回っていましたが、沿線住民の方々からの要望も踏まえ、通過列車に関しては、騒音・振動等に対する沿線住民の不安や不満を解消するために必要な対策を講じていただきたい、特に早朝及び21時以降は配慮していただきたいと要望してまいりました。

JR九州は、騒音・振動問題については、これまで鉄道運輸機構が防音壁や各住宅への対応策など必要な対策は講じてきておりますし、JR九州といたしましても、振動や騒音の低減を図るために、レールの研磨や車両の開発など、できる対策は行っているとのことがありました。JR九州としては、今回の申し入れを受け、鉄道運輸機構に対して再度実態調査をしてもらうようお願いしたいとのことありました。

以上です。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 市独自の調査、御苦労さまでした。特に、全部調べるときには朝から夜までだったと思いますけれども、本当に御苦労さまだったということをまず申し上げたいと思います。

その中で、調査結果の測定値そのものは環境基準値を下回っていたということでございますけれども、そこはずつといらっしゃって調査をされた職員の方々の参加した感想というか、実感というのをお聞きになっていましたら、お答えいただきたいというふうに思います。

それと、JR九州にも申し入れにいっていただいて、住民の不安や不満について言つていただいたと思うんですけども、やっぱり基準値があるかもしれませんけれど、そこにずっと住める

ものなのかということは、そこにいないとわからないというふうに思うんですね。

それで、市長におかれましては、これからもぜひ住民の皆さん方の声を届け続けてほしいというふうに思うんですけれども、ぜひ一度、市長も現場に行っていただき、実際の騒音とか振動の状態とか、あと実際に家にひびが入ったり、いろんなことが起きていますので、それは写真では見られているかと思うんですが、ぜひ現場に行って見ていただいて、住民の方からの声も聞いていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。2点でお願いします。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 職員が調査に行って、その調査のときの実感というか、それはどういうぐあいに聞いているかというような御質問だったと思います。

そのときの様子をいろいろ職員から聞いているんですが、やっぱり測定するときには非常に緊張すると、非常に早いもんですから、あつと思って、ぱっと来るというような状況なもんですから、多分時間を決めといて、その時間に列車が来るだろうという何分か前に構えるそうです。そして、ぱっと通過するときにはぱつとはかるということで、非常に緊張した中で調査を行っているということで、調査のほうに神経がいってしまって、なかなかその実感というのが余り感じられないというか、調査のほうの計器を扱うのが非常に大変だというような話をしておりました。

それから、2つ目でございますけれども、住民の声を直接聞く、そういう機会をとるべきではないかなということでございます。職員のほうから十分聞き取りは行っておりますし、その職員の意見も詳細に私は受けとめて、聞かせていただいております。しかし、議員がおっしゃるように、自分で体感することも非常に大切な部分だろうと思いますので、機会を見て、ぜひそのような方向で体感をするように進めてまいりたいと思っております。

○議長（大川末長君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 数字では、先ほど答弁でもありましたように、環境基準値を下回っているんですが、例えば騒音の基準が新水俣駅の周辺は75デシベルなんですね。ところが、新八代駅の周辺は70デシベルなんですよね。それで、環境基準値は違うんですけど、そこに住んでいる人間は同じ人間なので、環境基準値はあっても、そこに住んでいらっしゃる方々の感じ方、それから被害の受け方というのは、やっぱり数字だけでははかり知れないものが私はあると思います。ましてや、昼と夜は違うと思うんですね、同じ騒音の値でも違うと思いますし、振動はその都度の振動の被害と、それから徐々に建物などにあらわれる被害がありますので、そのところはよく実際に聞いていただいて、心を寄せていただいて、これからもJR九州、鉄道運輸機構に対しての働きかけをしていただきたいというふうに心から思います。

本当にそこに住み続けられるようなところなのかということが、もう本当にくたびに私は思います。同時に新幹線はどんどん北へ伸びています。恐らく振動の基準値は70デシベルですけ

ど、どこも基準以上になったところはないというんですね、ところがいろんな被害は出ているんです。関係の沿線の市町村の自治体とも協力して、沿線住民の暮らしとか、健康を守るという立場で、これからも力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大川末長君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 数字だけではわからない、それぞれ被害みたいなものを受けている人もいるんだというような御意見だったと思います。

今、八代のほうは70というような数字だったということでございますけれども、八代の場合は一応住宅というような捉え方をしているもんですから、70デシベルというぐあいに基準値が下がっていると、そういうぐあいに私は認識しておりますが、いずれにいたしましても、他市の状況あたりも踏まえながら、今後、JR九州あたりに申し上げるときに、申し上げなければならぬ部分につきましては、しっかり申し上げていきたいと思います。

○議長（大川末長君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第2、議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第3、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第4、議第67号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第68号 水俣市督促手数料及び滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第5、議第68号水俣市督促手数料及び滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第6、議第69号水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第7、議第70号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大川末長君） 日程第8、議第71号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（大川末長君） 日程第9、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第10、議第73号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第11、議第74号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第12、議第75号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第13、議第76号平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（大川末長君） 日程第14、議第77号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第78号 字区域の変更について

○議長（大川末長君） 日程第15、議第78号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（大川末長君） 日程第16、議第79号平成24年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（大川末長君） 日程第17、議第80号平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処

分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議第82号 平成24年度水俣市一般会計決算認定について

日程第20 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第21 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第22 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第23 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（大川末長君） 日程第18、議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号から、日程第23、議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第81号

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
14,466,122
~~14,491,122~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
10 地 方 交 付 税		5,000,000	30,936	5,030,936
	1 地 方 交 付 税	5,000,000	30,936	5,030,936
14 国 庫 支 出 金		2,057,592	1,600	2,059,192
	1 国 庫 負 担 金	1,614,905	1,600	1,616,505
21 市 債		1,382,341	2,300	1,384,641
	1 市 債	1,382,341	2,300	1,384,641
補正されなかった款に係る額		5,991,353 6,016,353		5,991,353 6,016,353

歳 入 合 計	14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122
---------	--------------------------	--------	--------------------------

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 災害復旧費		20	34,836	34,856
	2 公共土木施設災害復旧費	19	34,836	34,855
補正されなかった款に係る額		14,431,266 14,456,266		14,431,266 14,456,266
歳出合計		14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122

※9月19日修正可決

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,300			

議第82号

平成24年度水俣市一般会計決算認定について

平成24年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市一般会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1. 市税		2,666,731,000	3,095,267,452	2,723,830,903	24,972,586	346,463,963	△57,099,903
	1. 市民税	1,076,140,000	1,130,834,243	1,084,663,317	4,524,776	41,646,150	△8,523,317
	2. 固定資産税	1,383,324,000	1,725,629,066	1,407,923,257	19,888,852	297,816,957	△24,599,257
	3. 軽自動車税	59,316,000	65,564,091	58,931,477	558,958	6,073,656	384,523
	4. たばこ税	141,823,000	164,992,852	164,992,852	0	0	△23,169,852
	5. 入湯税	6,128,000	8,247,200	7,320,000	0	927,200	△1,192,000
2. 地方譲与税		112,001,000	114,915,430	114,915,430	0	0	△2,914,430
	1. 地方揮発油 譲与税	30,000,000	33,122,000	33,122,000	0	0	△3,122,000
	2. 自動車 重量譲与税	80,000,000	78,250,000	78,250,000	0	0	1,750,000

	3. 地方道路 譲与税	1,000	152	152	0	0	848
	4. 特別とん 譲与税	2,000,000	3,543,278	3,543,278	0	0	△1,543,278
3. 利子割 交付金		7,000,000	4,798,000	4,798,000	0	0	2,202,000
	1. 利子割 交付金	7,000,000	4,798,000	4,798,000	0	0	2,202,000
4. 配当割 交付金		2,000,000	3,271,000	3,271,000	0	0	△1,271,000
	1. 配当割 交付金	2,000,000	3,271,000	3,271,000	0	0	△1,271,000
5. 株式等 譲渡所得割 交付金		1,000,000	826,000	826,000	0	0	174,000
	1. 株式等 譲渡所得割 交付金	1,000,000	826,000	826,000	0	0	174,000
6. 地方消費税 交付金		270,000,000	268,863,000	268,863,000	0	0	1,137,000
	1. 地方消費税 交付金	270,000,000	268,863,000	268,863,000	0	0	1,137,000
7. ゴルフ場利 用税交付金		5,000,000	5,304,075	5,304,075	0	0	△304,075
	1. ゴルフ場利 用税交付金	5,000,000	5,304,075	5,304,075	0	0	△304,075
8. 自動車取得 税交付金		15,000,000	24,196,000	24,196,000	0	0	△9,196,000
	1. 自動車取得 税交付金	15,000,000	24,196,000	24,196,000	0	0	△9,196,000
9. 地方特例 交付金		6,000,000	6,084,000	6,084,000	0	0	△84,000
	1. 地方特例 交付金	6,000,000	6,084,000	6,084,000	0	0	△84,000
10. 地方交付税		5,064,442,000	5,326,408,000	5,326,408,000	0	0	△261,966,000
	1. 地方交付税	5,064,442,000	5,326,408,000	5,326,408,000	0	0	△261,966,000
11. 交通安全 対策特別 交付金		3,653,000	4,243,000	4,243,000	0	0	△590,000
	1. 交通安全 対策特別 交付金	3,653,000	4,243,000	4,243,000	0	0	△590,000
12. 分担金及び 負担金		156,679,197	185,861,076	164,435,494	0	21,425,582	△7,756,297
	1. 分担金	6,109,197	8,648,501	8,338,189	0	310,312	△2,228,992
13. 使用料及び 手数料		150,570,000	177,212,575	156,097,305	0	21,115,270	△5,527,305
	1. 使用料	170,566,000	181,929,940	176,639,805	28,710	5,261,425	△6,073,805
14. 国庫支出金		153,327,000	161,857,190	156,567,055	28,710	5,261,425	△3,240,055
	2. 手数料	17,239,000	20,072,750	20,072,750	0	0	△2,833,750
		2,452,438,968	2,174,360,051	2,072,342,339	0	102,017,712	380,096,629
	1. 国庫負担金	1,612,358,000	1,575,145,931	1,575,145,931	0	0	37,212,069
	2. 国庫補助金	833,122,968	592,493,365	490,475,653	0	102,017,712	342,647,315

	3. 委託金	6,958,000	6,720,755	6,720,755	0	0	237,245
15. 県支出金		1,540,623,000	1,301,097,197	1,301,097,197	0	0	239,525,803
	1. 県負担金	565,372,000	560,461,131	560,461,131	0	0	4,910,869
	2. 県補助金	899,494,000	667,952,833	667,952,833	0	0	231,541,167
	3. 委託金	75,757,000	72,683,233	72,683,233	0	0	3,073,767
16. 財産収入		12,892,000	16,830,224	13,736,282	0	3,093,942	△844,282
	1. 財産運用収入	8,420,000	11,735,228	8,641,286	0	3,093,942	△221,286
	2. 財産売払収入	4,472,000	5,094,996	5,094,996	0	0	△622,996
17. 寄附金		6,872,000	6,991,038	6,991,038	0	0	△119,038
	1. 寄附金	6,872,000	6,991,038	6,991,038	0	0	△119,038
18. 繰入金		384,440,000	335,074,851	335,074,851	0	0	49,365,149
	1. 基金繰入金	384,408,000	335,043,357	335,043,357	0	0	49,364,643
	2. 特別会計繰入金	32,000	31,494	31,494	0	0	506
19. 繰越金		247,787,720	247,788,671	247,788,671	0	0	△951
	1. 繰越金	247,787,720	247,788,671	247,788,671	0	0	△951
20. 諸収入		337,225,000	553,383,125	366,228,891	0	187,154,234	△29,003,891
	1. 延滞算金及び過料	8,620,000	7,519,480	7,527,463	0	△7,983	1,092,537
	2. 市預金利子	2,000	193,612	193,612	0	0	△191,612
	3. 貸付金元利収入	117,634,000	121,507,437	118,122,114	0	3,385,323	△488,114
	4. 雑入	206,332,000	420,602,943	236,826,049	0	183,776,894	△30,494,049
	5. 受託事業収入	4,637,000	3,559,653	3,559,653	0	0	1,077,347
21. 市債		2,071,097,000	1,585,597,000	1,585,597,000	0	0	485,500,000
	1. 市債	2,071,097,000	1,585,597,000	1,585,597,000	0	0	485,500,000
歳入合計		15,533,447,885	15,443,089,130	14,752,670,976	25,001,296	665,416,858	780,776,909

歳出 (単位: 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 議会費		168,302,000	167,433,679	0	868,321	868,321
	1. 議会費	168,302,000	167,433,679	0	868,321	868,321
2. 総務費		1,745,609,000	1,552,614,519	139,088,365	53,906,116	192,994,481

1. 総務管理費	1,401,641,000	1,223,523,198	139,088,365	39,029,437	178,117,802
2. 微税費	185,353,000	175,208,780	0	10,144,220	10,144,220
3. 戸籍住民基本台帳費	80,955,000	80,102,219	0	852,781	852,781
4. 選挙費	34,502,000	31,736,207	0	2,765,793	2,765,793
5. 統計調査費	9,344,000	8,257,310	0	1,086,690	1,086,690
6. 監査委員費	33,814,000	33,786,805	0	27,195	27,195
3. 民生費	5,193,880,000	5,004,864,726	30,000,000	159,015,274	189,015,274
1. 社会福祉費	2,905,710,000	2,798,723,030	30,000,000	76,986,970	106,986,970
2. 児童福祉費	1,460,958,000	1,443,039,716	0	17,918,284	17,918,284
3. 生活保護費	827,212,000	763,101,980	0	64,110,020	64,110,020
4. 衛生費	2,302,540,000	2,000,331,272	255,951,000	46,257,728	302,208,728
1. 保健衛生費	338,075,000	314,255,658	0	23,819,342	23,819,342
2. 清掃費	860,653,000	848,017,086	0	12,635,914	12,635,914
3. 簡易水道設置費	11,138,000	11,085,730	0	52,270	52,270
4. 環境対策費	258,074,000	233,972,798	14,351,000	9,750,202	24,101,202
5. 病院費	834,600,000	593,000,000	241,600,000	0	241,600,000
5. 農林水産業費	670,795,800	371,745,826	263,170,000	35,879,974	299,049,974
1. 農業費	553,947,800	277,854,422	243,170,000	32,923,378	276,093,378
2. 林業費	59,837,000	58,283,832	0	1,553,168	1,553,168
3. 水産業費	57,011,000	35,607,572	20,000,000	1,403,428	21,403,428
6. 商工費	413,302,000	392,935,506	5,001,000	15,365,494	20,366,494
1. 商工費	184,935,000	174,557,709	5,001,000	5,376,291	10,377,291
2. 総合経済対策費	228,367,000	218,377,797	0	9,989,203	9,989,203
7. 土木費	2,161,839,885	1,780,506,259	356,332,619	25,001,007	381,333,626
1. 土木管理費	5,394,000	4,733,835	0	660,165	660,165
2. 道路橋りょう費	446,130,835	266,070,148	177,873,619	2,187,068	180,060,687
3. 河川費	13,967,050	13,254,645	0	712,405	712,405
4. 港湾費	12,095,000	12,092,600	0	2,400	2,400
5. 都市計画費	1,298,999,000	1,101,532,753	178,459,000	19,007,247	197,466,247

	6. 住 宅 費	385,254,000	382,822,278	0	2,431,722	2,431,722
8. 消 防 費		425,474,000	415,087,224	0	10,386,776	10,386,776
	1. 消 防 費	425,474,000	415,087,224	0	10,386,776	10,386,776
9. 教 育 費		1,012,940,000	955,554,933	1,890,000	55,495,067	57,385,067
	1. 教育総務費	323,292,000	314,354,641	0	8,937,359	8,937,359
	2. 小学校費	133,148,000	116,145,569	1,890,000	15,112,431	17,002,431
	3. 中学校費	111,405,000	104,072,338	0	7,332,662	7,332,662
	4. 社会教育費	219,737,000	205,980,705	0	13,756,295	13,756,295
	5. 保健体育費	225,358,000	215,001,680	0	10,356,320	10,356,320
10. 災害復旧費		78,146,200	74,293,481	1,100,000	2,752,719	3,852,719
	1. 農林水産設 施災害復旧費	29,362,000	29,032,153	0	329,847	329,847
	2. 公共土木設 施災害復旧費	48,784,200	45,261,328	1,100,000	2,422,872	3,522,872
11. 公 債 費		1,346,881,000	1,346,641,374	0	239,626	239,626
	1. 公 債 費	1,346,881,000	1,346,641,374	0	239,626	239,626
12. 予 備 費		13,738,000	0	0	13,738,000	13,738,000
	1. 予 備 費	13,738,000	0	0	13,738,000	13,738,000
歳 出 合 計		15,533,447,885	14,062,008,799	1,052,532,984	418,906,102	1,471,439,086

歳 入 合 計 14,752,670,976円

歳 出 合 計 14,062,008,799円

歳 入 歳 出 差 引 残 額 690,662,177円

内

基 金 緑 入 金 330,000,000円

議第83号

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 国民健康保険税		500,536,000	654,704,605	489,437,478	16,452,961	148,814,166	11,098,522

	1. 国民健康保険税	500,536,000	654,704,605	489,437,478	16,452,961	148,814,166	11,098,522
2. 使用料及び手数料		492,000	430,000	430,100	0	△100	61,900
	1. 手数料	492,000	430,000	430,100	0	△100	61,900
3. 国庫支出金		1,212,976,000	1,196,525,076	1,196,525,076	0	0	16,450,924
	1. 国庫負担金	657,249,000	645,300,076	645,300,076	0	0	11,948,924
	2. 国庫補助金	555,727,000	551,225,000	551,225,000	0	0	4,502,000
4. 県支出金		263,717,000	252,349,837	252,349,837	0	0	11,367,163
	1. 県負担金	17,888,000	16,024,837	16,024,837	0	0	1,863,163
	2. 県補助金	245,829,000	236,325,000	236,325,000	0	0	9,504,000
5. 療養給付費等交付金		339,695,000	364,281,679	364,281,679	0	0	△24,586,679
	1. 療養給付費等交付金	339,695,000	364,281,679	364,281,679	0	0	△24,586,679
6. 前期高齢者交付金		1,228,816,000	1,228,816,184	1,228,816,184	0	0	△184
	1. 前期高齢者交付金	1,228,816,000	1,228,816,184	1,228,816,184	0	0	△184
7. 共同事業交付金		492,779,000	492,780,487	492,780,487	0	0	△1,487
	1. 共同事業交付金	492,779,000	492,780,487	492,780,487	0	0	△1,487
8. 財産収入		39,000	32,411	32,411	0	0	6,589
	1. 財産運用収入	39,000	32,411	32,411	0	0	6,589
9. 繰入金		242,459,000	229,275,697	229,275,697	0	0	13,183,303
	1. 他会計繰入金	232,871,000	229,275,697	229,275,697	0	0	3,595,303
	2. 基金繰入金	9,588,000	0	0	0	0	9,588,000
10. 繰越金		395,078,000	395,078,559	395,078,559	0	0	△559
	1. 繰越金	395,078,000	395,078,559	395,078,559	0	0	△559
11. 諸収入		7,204,000	7,683,338	7,341,432	0	341,906	△137,432
	1. 延滞金及び過料	2,283,000	4,274,730	4,274,730	0	0	△1,991,730
	2. 市預金利子	1,000	58,843	58,843	0	0	△57,843
	3. 雜入	4,920,000	3,349,765	3,007,859	0	341,906	1,912,141
歳入合計		4,683,791,000	4,821,957,873	4,656,348,940	16,452,961	149,155,972	27,442,060

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不通用額	予算現額と支出済額との比較
---	---	------	------	--------	------	---------------

1. 総務費		73,971,000	70,484,663	0	3,486,337	3,486,337
	1. 総務管理費	39,091,000	37,252,663	0	1,838,337	1,838,337
	2. 徴税費	29,887,000	29,568,902	0	318,098	318,098
	3. 運営協議会費	121,000	66,200	0	54,800	54,800
	4. 国民健康保険特別対策費	4,872,000	3,596,898	0	1,275,102	1,275,102
2. 保険給付費		3,384,252,000	3,014,695,542	0	369,556,458	369,556,458
	1. 療養諸費	3,019,782,000	2,692,714,430	0	327,067,570	327,067,570
	2. 高額医療費	352,388,000	311,969,072	0	40,418,928	40,418,928
	3. 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4. 出産育児諸費	10,920,000	8,892,040	0	2,027,960	2,027,960
	5. 葬祭諸費	1,160,000	1,120,000	0	40,000	40,000
3. 後期高齢者支援金等		373,179,000	373,178,362	0	638	638
	1. 後期高齢者支援金等	373,179,000	373,178,362	0	638	638
4. 前期高齢者納付金等		384,000	383,605	0	395	395
	1. 前期高齢者納付金等	384,000	383,605	0	395	395
5. 老人保健拠出金		25,000	20,881	0	4,119	4,119
	1. 老人保健拠出金	25,000	20,881	0	4,119	4,119
6. 介護納付金		166,336,000	166,335,751	0	249	249
	1. 介護納付金	166,336,000	166,335,751	0	249	249
7. 共同事業拠出金		530,601,000	466,892,670	0	63,708,330	63,708,330
	1. 共同事業拠出金	530,601,000	466,892,670	0	63,708,330	63,708,330
8. 保健事業費		29,868,000	20,262,189	0	9,605,811	9,605,811
	1. 保健事業費	8,050,000	6,836,022	0	1,213,978	1,213,978
	2. 特定健康診査等事業費	21,818,000	13,426,167	0	8,391,833	8,391,833
9. 基金積立金		40,000	32,411	0	7,589	7,589
	1. 基金積立金	40,000	32,411	0	7,589	7,589
10. 公債費		288,000	0	0	288,000	288,000
	1. 公債費	288,000	0	0	288,000	288,000
11. 諸支出金		86,081,000	84,438,584	0	1,642,416	1,642,416

	1. 償還金及び 還付加算金	75,294,000	74,706,584	0	587,416	587,416
	2. 繰出金	10,787,000	9,732,000	0	1,055,000	1,055,000
12. 予備費		38,766,000	0	0	38,766,000	38,766,000
	1. 予備費	38,766,000	0	0	38,766,000	38,766,000
歳出合計		4,683,791,000	4,196,724,658	0	487,066,342	487,066,342

歳入合計 4,656,348,940円

歳出合計 4,196,724,658円

歳入歳出差引残額 459,624,282円

内

基 金 繰 入 金 0円

議第84号

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1. 保険料		258,962,000	251,622,900	250,097,000	79,900	1,446,000	8,865,000
	1. 後期高齢者 医療保険料	258,962,000	251,622,900	250,097,000	79,900	1,446,000	8,865,000
2. 使用料及び 手数料		74,000	51,000	50,800	0	200	23,200
	1. 手数料	74,000	51,000	50,800	0	200	23,200
3. 繰入金		134,000,000	131,663,662	131,663,662	0	0	2,336,338
	1. 一般会計 繰入金	134,000,000	131,663,662	131,663,662	0	0	2,336,338
4. 繰越金		591,000	591,200	591,200	0	0	△200
	1. 繰越金	591,000	591,200	591,200	0	0	△200
5. 諸収入		269,000	229,733	229,733	0	0	39,267
	1. 延滞金 及び過料	45,000	47,300	47,300	0	0	△2,300
	2. 償還金及び 還付加算金	223,000	175,900	175,900	0	0	47,100
	3. 預金利子	1,000	6,533	6,533	0	0	△5,533
歳入合計		393,896,000	384,158,495	382,632,395	79,900	1,446,200	11,263,605

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 総務費		393,673,000	382,071,395	0	11,601,605	11,601,605
	1. 総務管理費	22,160,000	20,144,538	0	2,015,462	2,015,462
	2. 徴収費	10,539,000	10,149,888	0	389,112	389,112
	3. 後期高齢者 医療広域 連合納付金	360,974,000	351,776,969	0	9,197,031	9,197,031
2. 諸支出金		223,000	175,900	0	47,100	47,100
	1. 償還金及び 還付加算金	223,000	175,900	0	47,100	47,100
歳出合計		393,896,000	382,247,295	0	11,648,705	11,648,705

歳入合計 382,632,395円

歳出合計 382,247,295円

歳入歳出差引残額 385,100円

内

基 金 繰 入 金 0円

議第85号

平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成24年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市介護保険特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1. 保険料		497,301,000	513,827,744	506,323,235	2,012,519	5,491,990	△9,022,235
	1. 介護保険料	497,301,000	513,827,744	506,323,235	2,012,519	5,491,990	△9,022,235
2. 分担金及び 負担金		1,995,000	1,648,650	1,648,650	0	0	346,350
	1. 負担金	1,995,000	1,648,650	1,648,650	0	0	346,350
3. 使用料及び 手数料		83,000	73,100	73,100	0	0	9,900
	1. 手数料	83,000	73,100	73,100	0	0	9,900
4. 国庫支出金		823,860,000	803,812,974	803,812,974	0	0	20,047,026
	1. 国庫負担金	539,645,000	521,339,224	521,339,224	0	0	18,305,776
	2. 国庫補助金	284,215,000	282,473,750	282,473,750	0	0	1,741,250
5. 支払基金 交付金		891,691,000	874,512,800	874,512,800	0	0	17,178,200

	1. 支 払 基 金 交 付 金	891,691,000	874,512,800	874,512,800	0	0	17,178,200
6. 県 支 出 金		490,548,000	498,981,091	498,981,091	0	0	△8,433,091
	1. 県 負 担 金	454,910,000	463,281,236	463,281,236	0	0	△8,371,236
	2. 県 補 助 金	9,672,000	9,733,375	9,733,375	0	0	△61,375
	3. 財政安定化 基 金 支 出 金	25,966,000	25,966,480	25,966,480	0	0	△480
7. 繰 入 金		465,951,000	452,100,708	452,100,708	0	0	13,850,292
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	465,951,000	452,100,708	452,100,708	0	0	13,850,292
8. 繰 越 金		1,000	97,048,858	97,048,858	0	0	△97,047,858
	1. 繰 越 金	1,000	97,048,858	97,048,858	0	0	△97,047,858
9. 諸 収 入		142,000	191,673	191,673	0	0	△49,673
	1. 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	139,000	65,900	65,900	0	0	73,100
	2. 預 金 利 子	1,000	19,573	19,573	0	0	△18,573
	3. 雜 入	2,000	106,200	106,200	0	0	△104,200
10. 財 産 収 入		0	36	36	0	0	△36
	1. 財 産 運 用 取 入	0	36	36	0	0	△36
歳 入 合 計		3,171,572,000	3,242,197,634	3,234,693,125	2,012,519	5,491,990	△63,121,125

歳 出

(単位 : 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 济 額 との 比 較
1. 総 務 費		77,639,000	75,806,622	0	1,832,378	1,832,378
	1. 総務管理費	35,319,000	34,943,402	0	375,598	375,598
	2. 徴 収 費	7,165,000	6,590,485	0	574,515	574,515
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	34,562,000	34,191,735	0	370,265	370,265
	4. 趣旨普及費	368,000	0	0	368,000	368,000
	5. 運 営 協 議 会 費	225,000	81,000	0	144,000	144,000
2. 保 険 給 付 費		3,009,910,000	2,935,350,384	0	74,559,616	74,559,616
	1. 介護サービ ス 等 諸 費	2,607,627,000	2,537,188,422	0	70,438,578	70,438,578
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	192,931,000	192,600,760	0	330,240	330,240
	3. その 他 諸 費	3,629,000	3,578,755	0	50,245	50,245
	4. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	61,400,000	61,352,830	0	47,170	47,170

	5. 高額医療合算介護サービス等費	6,200,000	4,293,329	0	1,906,671	1,906,671
	6. 特定入所者介護サービス等費	138,123,000	136,336,288	0	1,786,712	1,786,712
3. 地域支援事業		61,010,000	55,973,802	0	5,036,198	5,036,198
	1. 介護予防事業	29,360,000	25,958,702	0	3,401,298	3,401,298
	2. 包括的支援事業・任意事業	31,650,000	30,015,100	0	1,634,900	1,634,900
		1,000	0	0	1,000	1,000
4. 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5. 公債費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6. 諸支出金		21,039,000	20,852,332	0	186,668	186,668
	1. 償還金及び還付加算金	21,039,000	20,852,332	0	186,668	186,668
7. 予備費		1,972,000	0	0	1,972,000	1,972,000
	1. 予備費	1,972,000	0	0	1,972,000	1,972,000
歳出合計		3,171,572,000	3,087,983,140	0	83,588,860	83,588,860

歳入合計 3,234,693,125円

歳出合計 3,087,983,140円

歳入歳出差引残額 146,709,985円

内

基 金 繰 入 金 0円

議第86号

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成25年9月12日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		6,281,000	6,603,961	6,337,421	30,300	236,240	△56,421
	1. 負担金	6,178,000	6,500,051	6,233,511	30,300	236,240	△55,511
	2. 分担金	103,000	103,910	103,910	0	0	△910
2. 使用料及び手数料		281,739,000	291,859,371	285,588,150	5,770	6,265,451	△3,849,150

	1. 使 用 料	281,738,000	291,848,771	285,577,550	5,770	6,265,451	△3,839,550
	2. 手 数 料	1,000	10,600	10,600	0	0	△9,600
3. 国庫支出金		160,004,000	160,004,000	97,704,000	0	62,300,000	62,300,000
	1. 国庫補助金	160,004,000	160,004,000	97,704,000	0	62,300,000	62,300,000
4. 繰 入 金		664,288,000	655,700,000	655,700,000	0	0	8,588,000
	1. 繰 入 金	664,288,000	655,700,000	655,700,000	0	0	8,588,000
5. 繰 越 金		4,401,000	4,436,574	4,436,574	0	0	△35,574
	1. 繰 越 金	4,401,000	4,436,574	4,436,574	0	0	△35,574
6. 諸 収 入		3,925,000	3,961,332	3,961,332	0	0	△36,332
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	1,000	27,500	27,500	0	0	△26,500
	2. 預 金 利 子	1,000	9,819	9,819	0	0	△8,819
	3. 雜 入	3,923,000	3,924,013	3,924,013	0	0	△1,013
7. 市 債		300,700,000	227,500,000	227,500,000	0	0	73,200,000
	1. 市 債	300,700,000	227,500,000	227,500,000	0	0	73,200,000
歳 入 合 計		1,421,338,000	1,350,065,238	1,281,227,477	36,070	68,801,691	140,110,523

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 との 比 較
1. 公共下水道 事 業 費		544,595,000	399,015,470	125,897,500	19,682,030	145,579,530
	1. 公共下水道 事 業 費	544,595,000	399,015,470	125,897,500	19,682,030	145,579,530
2. 公 債 費		875,743,000	875,717,564	0	25,436	25,436
	1. 公 債 費	875,743,000	875,717,564	0	25,436	25,436
3. 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,421,338,000	1,274,733,034	125,897,500	20,707,466	146,604,966

歳 入 合 計 1,281,227,477円

歳 出 合 計 1,274,733,034円

歳 入 歳 出 差 引 残 額 6,494,443円

内

基 金 繰 入 金 0円

○議長（大川末長君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,483万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ144億9,112万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に、公共土木施設の災害復旧費を計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第21款市債をもつて調整いたしております。

このほか、地方債補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

次に、平成24年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第82号平成24年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額147億5,267万円、歳出総額140億6,201万円、歳入歳出差し引き6億9,066万円となります。この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源3,552万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に3億3,000万円を積み立てた残額3億2,514万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.0%、歳出90.5%となっております。

次に、議第83号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額46億5,635万円、歳出総額41億9,672万円、歳入歳出差し引き4億5,963万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.4%、歳出89.6%となっております。

次に、議第84号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億8,263万円、歳出総額3億8,225万円、歳入歳出差し引き38万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.1%、歳出97.0%となっております。

次に、議第85号平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額32億3,469万円、歳出総額30億8,798万円、歳入歳出差し引き1億4,671万円

は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.0%、歳出97.4%となっております。

次に、議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額12億8,123万円、歳出総額12億7,473万円、歳入歳出差し引き650万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源640万円を差し引いた10万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入90.1%、歳出89.7%となっております。

なお、議第82号から議第86号までの平成24年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第81号から議第86号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決、御認定をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（大川末長君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時4分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号から、議第86号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第82号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第24 特別委員会の設置について

○議長（大川末長君） 日程第24、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

1 名 称 一般会計決算特別委員会

-
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 2 構成人員 | 7人 |
| 3 審査事項 | 平成24年度水俣市一般会計決算認定について |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで |
-

○議長（大川末長君） お諮りします。

議第82号平成24年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、谷口明弘議員、塩崎信介議員、中村幸治議員、川上紗智子議員、渕上道昭議員、真野頼隆議員、谷口眞次議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれでは、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（大川末長君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 真野頼隆議員

副委員長 中村幸治議員

以上のとおりであります。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、19日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、18日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時22分 散会

平成25年9月19日

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成25年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月19日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時16分 閉会

(出席議員) 16人

大川末長君	谷口明弘君	江口隆一君
田口憲雄君	高岡利治君	塙崎信介君
西田弘志君	中村幸治君	川上紗智子君
福田齊君	牧下恭之君	渕上道昭君
真野頼隆君	谷口眞次君	緒方誠也君
野中重男君		

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 5人

事務局長(田畠純一君)	次長(榮永尚子君)
主幹(岡本広志君)	主幹(深水初代君)
書記(山口礼浩君)	

(説明のため出席した者) 14人

市長(宮本勝彬君)	副市長(田上和俊君)
総務企画部長(本山祐二君)	福祉環境部長(宮森守男君)
産業建設部長(門崎博幸君)	総合医療センター事務部長(渕上茂樹君)
福祉環境部次長(松本幹雄君)	産業建設部次長(遠山俊寛君)
水道局長(前田仁君)	教育長(葦浦博幸君)
教育次長(福島恵次君)	総務企画部総務課長(本田真一君)
総務企画部企画課長(川野恵治君)	総務企画部財政課長(坂本禎一君)

○議事日程 第5号

平成25年9月19日 午前10時開議

- 第1 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第68号 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議第78号 字区域の変更について
- 第15 議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第16 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年12月）
- 第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について

- 1 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第18 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

第19 意見第2号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

第20 意見第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について

第21 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（大川末長君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（大川末長君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件、議会運営委員会で発議の意見書案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、総務産業委員会から、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号及び議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号に対する修正案が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1 議第65号 水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第66号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第67号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第68号 水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第69号 水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第70号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第71号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第73号 平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第74号 平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第75号 平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第76号 平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第77号 平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第78号 字区域の変更について
- 日程第15 議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（大川末長君） 日程第1、議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、陳第14号防災など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情についてまで、16件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長渕上道昭議員。

（総務産業委員長 渕上道昭君登壇）

○総務産業委員長（渕上道昭君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正等に準じて、早期

退職希望者の募集に関する規定の整備等を行うため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じて改正されるとのことだが、国の改正の背景は何かとただしたのに対し、職員年齢別構成の適正化等を図るものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正における金融所得課税及び年金特別徴収制度の見直しに関する政省令の整備等に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公社債の譲渡損益の改正内容についてただしたのに対し、これまで公社債については、利払いが発生した際に利子に対して課税されており、譲渡による損益に対しては非課税とされていたが、今回の改正で株式と同じように譲渡による損益に対しても課税対象とするよう改訂が行われたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成25年度税制改正における金融所得課税の見直しに関する政省令の整備等に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による水俣市税条例の一部改正に伴い、市税外収入金に係る延滞金についても同様の見直しを行うため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、係留帆船ドンガバチョ号を廃止するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ドンガバチョ号売却の公募の具体的な方法等についてただしたのに対し、一般公募で入札を行う方向で考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地建てかえによる一部住宅の除却に伴う所要の整備等のため、制定しようと

するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づく人件費の減額のほか、第2款総務費に、分収林事業、第5款農林水産業費に、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、牧ノ内・大迫線道路改良事業、第8款消防費に、消防活動費等を計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、債務負担行為補正として、特別小口資金融資利子補給金外2件の期間の変更を計上している。

このほか地方債の補正として、公共事業等1件を追加、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、久木野分収林の分収交付金の割合についてただしたのに対し、立木の売上額から切り出しに必要な経費を差し引いた額の9割を交付するものであるとの答弁がありました。

また、企業等農業参入支援事業の内容等についてただしたのに対し、南九州センコー株式会社が石飛、桜野上場の既存の茶園を賃借し、事業参入するものであるとの答弁がありました。

さらに、市道牧ノ内・大迫線工事の進捗状況及び予算増額の理由についてただしたのに対し、西回り自動車道との関係での国土交通省との協議が終わり、9月中旬に用地交渉に入りたいと考えている。予算の増額については社会資本整備総合交付金の増額に伴うもので、平成26年度の完成に向け、進捗を早めることができると思うとの答弁がありました。

本案に対しては、委員から第6款商工費第2項総合経済対策費に計上されている誘致企業立地促進補助金2,500万円を削減する予算の修正案が提出されたため、修正案の質疑、討論、採決を行いました。

修正案については、この補助金については、これまで議論が続けられてきたが、ほとんど状況が変わらないまま4回も提出されたことは、議会制民主主義上よいこととは思われないため、修正案に賛成であるという意見と、法的にも問題なく、市はこれまで議会の要望にも応えて、入札や覚書に関しても謝罪、見直しをしてきており、修正案には反対であるという意見に分かれましたので、採決の結果、可否同数となり、委員長において修正案を可決すべきものと裁決しました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した議第72号の修正案は、お手元に配付のとおりです。

次に、議第76号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ76万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億7,476万4,000円とするものである。

補正の主な内容は、第1款公共下水道事業費において、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき人件費を減額している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、浄化センター等運転管理業務委託を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、浄化センター等運転管理業務委託の契約形態についてただしたのに対し、指名型のプロポーザル契約を実施予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号字区域の変更について申し上げます。

本案は、市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,483万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ144億9,112万2,000円とするものである。

補正の内容は、第10款災害復旧費に公共土木施設の災害復旧費を計上している。

その財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金及び第21款市債をもって調整している。

このほか地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、城山公園災害復旧工事について、城山公園付近の崖は切り立っており、今後も崩壊が予測されるが、抜本的な対策はできないかただしたのに対し、今回は崩壊した部分に災害工事で対応を行うが、崩壊箇所以外については、災害補助がなく財源の確保が困難である。しかしながら、今後、活用できる財源がないか検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案に対しては、委員から議第72号の修正に伴い、予算額の一部修正が必要であるとして修正案が提出されたため、修正案の質疑、討論、採決を行いました。

修正案については、議第72号に関連しており、本修正案には反対であるという意見と賛成の意見とに分かれましたので、採決の結果、可否同数となり、委員長において修正案を可決すべきも

のと裁決しました。

次に、修正部分を除くその他の部分については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した議第81号の修正案は、お手元に配付のとおりです。

最後に、陳第14号防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、去る平成22年12月議会においても同様の陳情を採択し、国等に意見書を提出しており、重ねての意見書の提出は不要と思われるため、賛成しかねるとの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第69号水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令の改正等に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、内容についてただしたのに対し、ひとり親家庭の医療費助成について、対象となるひとり親家庭の定義を追加するための改正であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ2億5,320万8,000円を増額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ144億5,628万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づく人件費の減額のほか、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に、水俣病資料館整備事業、第9款教育費に、公民館管理運営費等を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域介護・福祉空間整備等補助金の内容についてただしたのに対し、事業所2カ所と設備整備を実施した1事業所への補助金であり、補助金の内容としては、空間整備費が上限3,000万円、設備整備費が上限200万円であるとの答弁がありました。

また、認知症医療支援診療所（仮称）地域連携モデル事業についてただしたのに対し、国が精力的に進めている認知症医療のモデル事業であり、認知症医療支援診療所を設置することにより、上位医療機関との認知症医療体制を構築し、認知症支援体制を強化していくこうとする事業であり、熊本県では初めて実施する事業である。

委託先としては、佐藤クリニックへ委託し、熊本大学・平成病院・水俣市芦北郡医師会と協力して事業を行い、相談窓口の設置や研修会等を行い、市は事務処理等のサポートを行うとの答弁がありました。

また、保育士等待遇改善特例事業補助金についてただしたのに対し、保育士の賃金改善が目的の補助金であり、事業終了後には施設から報告書を提出させ、精査するとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の増築実施設計委託料等の委託先についてただしたのに対し、現在のところ決定しておらず、水俣病資料館建設当初の委託先も含め、広く公募する予定であるとの答弁がありました。

また、有害廃棄物処分委託料についてただしたのに対し、平成10年から市内の小中学校のPCB汚染物を含んだ蛍光灯及び水銀灯の安定器を取りかえ、教育委員会で保管してきたが、その処理費用であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ379万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億7,999万円とするものである。

補正の主な内容は、第1款総務費で、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき人件費を減額し、第11款諸支出金で、国庫支出金等返還金を増額しており、財源としては、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ48万2,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億9,307万1,000円とするものである。

補正の内容としては、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づき、第1款総務費で人件費を減額しており、その財源としては、第3款繰入金を減額しているものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ2,142万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億9,135万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、国からの給与減額支給措置の実施要請に基づく人件費の減額、第3款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金等を計上したものであり、これらの財源としては、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、高齢者虐待防止対応業務委託料についてただしたのに対し、昨年、本市では高齢者に対する虐待相談が4件あっており、相談業務は行政窓口で行っているが、対応困難ケースについては、熊本県がつくる弁護士、社会福祉士、司法書士等で形成された高齢者虐待対応専門チームへ行政から相談を行うための相談等委託料であるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第77号平成25年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入1億2,660万円を増額し、補正後の資本的収入の額を14億6,362万円とし、資本的支出の額を1億2,664万7,000円増額し、補正後の資本的支出の額を16億9,878万6,000円とするものであり、補正の内容としては、建設工事費に再生可能エネルギーである太陽熱を利用して温水をつくる太陽熱集熱システムを新西館屋上に設置する工事費、また、年間を通じて温度変化の少ない井戸水を熱源として空調に利用するヒートポンプの工事費を計上しており、これらの財源としては、企業債を計上するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、当初、西館屋上にアンモニア使用のヒートポンプの設置予定であったが、今回、井戸水熱源ヒートポンプへ変更した理由についてただしたのに対し、当初設計段階ではアンモニアを冷媒としたヒートポンプの予定であったが、全国で数件のアンモニアの漏洩事例が確認されたため、漏洩の危険があるシステムを導入することはできないと判断し、井戸水熱源ヒートポンプへ変更したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年9月13日

総務産業常任委員長 淳上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第66号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第67号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第68号	水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第70号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第71号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第72号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	修正可決	可否同数
議第76号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第78号	字区域の変更について	原案可決	全員賛成
議第81号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	修正可決	可否同数
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成なし

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成25年9月13日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第69号	水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第72号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第73号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第74号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第75号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第77号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 渕上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

議第72号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）に対する総務産業委員会修正案

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）を下記のとおり修正する。

第1条中「253,208千円」を「228,208千円」に、「14,456,286千円」を「14,431,286千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金		798,082	△381,671 △356,671	416,411 441,411
	1 基 金 繰 入 金	798,082	△381,689 △356,689	416,393 441,393
歳 入 合 計		14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商 工 費		471,619	2,053 27,053	473,672 498,672
	2 総合経済対策費	296,397	△810 △24,100	295,587 320,587
歳 出 合 計		14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286

(参考)

平成25年度水俣市一般会計歳入歳出補正（第3号）予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
18 繰 入 金	798,082	△381,671 △356,671	416,411 441,411
歳 入 合 計	14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286

(歳出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補正後の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
6 商 工 費	471,619	2,053 27,053	473,672 498,672	3,400		270 △1,617 23,383
歳出合計	14,203,078	228,208 253,208	14,431,286 14,456,286	153,029	68,900	29,297 △23,018 1,982

2. 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰 入 金	662,055	△381,959 △356,959	280,096 305,096	1 財政調整基金 繰 入 金	△381,959 △356,959	財政調整基金繰入金 △381,959 △356,959
計	798,082	△381,689 △356,689	416,393 441,393			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	296,397	△810 24,100	295,587 320,587				△810 24,100	19負担金、 補助及び交付 金	0 25,000 誘致企業立地 促進補助金 0 25,000	
計	296,397	△810 24,100	295,587 320,587				△810 24,100			

議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成25年9月19日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 津上道昭

水俣市議会議長 大川末長様

議第81号 平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）修正案

平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）を下記のとおり修正する。

第1条中「14,491,122千円」を「14,466,122千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
補正されなかった款に係る額		5,991,353 6,016,353		5,991,353 6,161,353
歳 入 合 計		14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
補正されなかった款に係る額		14,431,266 14,456,266		14,431,266 14,456,266
歳 出 合 計		14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122

(参考)

平成25年度水俣市一般会計歳入歳出補正(第4号)予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
補正されなかった款に 係る額	5,991,353 6,016,353		5,991,353 6,161,353

歳 入 合 計	14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122
---------	-------------------------------------	--------	-------------------------------------

(歳出)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計	補正後の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
補正されなかつた款に係る額	14,431,266 14,456,266		14,431,266 14,456,266					
歳出合計	14,431,286 14,456,286	34,836	14,466,122 14,491,122	1,600	2,300		30,936	

○議長（大川末長君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入れます。

江口隆一議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、西田弘志議員、谷口眞次議員及び野中重男議員から議第72号の修正案及び議第81号の修正案について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号修正案について及び議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号修正案について、反対の立場で討論をいたします。

水俣は、人口減少のペースは近隣自治体よりも速く、高齢化は水俣・芦北地域は熊本県下最高の高齢化率、また、障害者率も約1割と県下で最高、有効求人倍率は、近年、県下最低水準を推移しているところでございます。

日本全体では、7年後の東京オリンピックの決定、景気対策による財政出動、被災地復興工事などが予想され、建設業界は現時点でも人手不足が報道されています。

しかし、投資の大半は東京、東北であり、依然水俣では働く場を求める声が多く出ている現状であります。

水俣の喫緊の課題は雇用政策であり、いかに水俣に企業として来てもらうか、また、地元の企業が競争力をつけ、雇用をふやしてもらうかが問題であることは、誰が考えても明白であります。

しかし、水俣市議会では真逆のことをやっているのではないでしょうか。

平成23年の9月に、水俣市と田中商店と当時の市議会議長も一緒に立地協定を結ばれ、新聞報

道がなされてからはや2年がたとうとしております。しかし、いまだに補助金は出されておりません。

今回の誘致企業立地促進補助金は、水俣に投資が向くよう、雇用が生まれるようにつくられた企業支援の要綱であります。

そもそも、批判がございました覚書の中には、水俣市内に同等の条件を提示するような他の中間処理施設が整備され、稼働した場合はこの限りではないとうたってございます。限りではないということは、同じ条件のものが出てきたら、随意契約はしませんと書いてあるわけであり、他の業者を完全に排除したものではありません。

現在は、他の業者と不公平感があるということで、覚書も破棄されています。また、地場企業にも有利になる地場企業新産業・雇用創出促進補助金も設けております。

宮本市長は、今回の件で他の関係の企業にも、理解を求めるように回られているとも聞いておりますし、また、心配りが足りなかつたということで、謝罪もされております。現在は2年前の環境とは明らかに違うわけであります。

しかし、反対されている議員は、ずっと同じ御意見で、随意契約を交わしたことによる不信感が払えず、補助金は出さないと、いつまでたっても同じことの繰り返しに私の目には映っております。

執行部と市議会は、水俣発展のために仕事をやっております。違う意見は時間をかけ、議論を重ねながら、微調整、修正を行いながら、前に進むのが本来の姿ではないでしょうか。

予算が出るたびに修正を繰り返すようでは、水俣の振興はいつまでたっても進みません。他の自治体からは笑われ、進出を考えている企業は尻込みをするのではないかでしょうか。

先日17日に100歳で亡くなられました、トヨタにカイゼンを広めた最高顧問の豊田英二さん。経済界で判断や行動力が遅いと言われたこともあったそうであります。しかし、慎重に慎重を重ねて決めるタイプで、一度決めた方針につきましては、トヨタは上から下まで意見がぴしっとまとまって、決してぶれることはなかった。それが部下の信頼を得て、世界のトヨタの強さになったという新聞記事を昨日見ました。

私が見る限りでは、宮本市長は今回の補助金については、一貫してぶれることはなく、水俣の産業振興のため、今回も4回目になります誘致企業立地促進補助金を議会に提出されたというふうに思っております。

このままでは、進出を考えている企業から、水俣市は大変リスクの高い自治体と判を押されてしまします。それが水俣市の利益につながるのでしょうか。

議員の皆様方におかれましては、水俣市の振興のため、また党派を超えて、是々非々で物事に対処していただき、修正案は否決し、誘致企業立地促進補助金がスムーズに執行され、今後水俣市に投資が向くようにしていただきたいということをお伝えして、私の討論とさせていただき

ます。

○議長（大川末長君） 次に、塩崎信介議員。

○塩崎信介君 議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号修正案について、賛成の立場で討論を行います。

この誘致企業立地促進補助金については、平成23年12月議会で最初に予算計上されて以来、私は信念を持って反対してきました。

その一番の理由は、平成23年3月に古紙リサイクル事業について、行政側と田中商店との間で内密に取り交わされた随意契約による覚書締結であり、いまだ行政として説明責任を果たしていないことです。

平成5年よりごみ分別収集が始まり、20年経過してきた中で、古紙リサイクル事業について行政側が全く理解してこなかったことが、この疑惑にまみれた覚書の締結につながったと思われます。

ここに、水俣市政治倫理条例の第1条に目的として明記してあります、

この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであり、その受託者たる市議会議員並びに市長及び副市長が市民全体の奉仕者であることを認識し、私的な利害関係によって公職の円滑な運営と公平公正な遂行を妨げられることがあってはならないこと、及びいやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、その人格と倫理の向上に努め、議員及び市長等が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証するため必要な措置を定め、市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに清淨で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

と書いてあります。

この中にある「議員及び市長等が職務の遂行の公正性及び高潔性を実証することが民主的な市政の発展に寄与する」、このことが行政の基本であり、市民に対する信頼の証であると確信しています。

市長及び執行部が実施された随意契約による覚書締結が、一民間企業への利益供与に当たるかもしれないということがなぜわからなかったのか、私には理解できませんし、非常に残念なことだと思います。

また、行政の立場は、全ての市民に対して平等であることが義務づけられていると思いますが、今回の覚書締結に関して秘密裏に行われたことは、倫理上の観点から人として許されない行為であり、大きな代償を払わなければいけません。

よって、随意契約による覚書締結の公平性及び高潔性を実証されることを期待して、修正案についての賛成討論を終わります。

なお、議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号修正案については、関連がありますので、賛成したいと思います。

これで、修正案に対する賛成討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 無限21議員団の谷口眞次でございます。

私は、議第72号及び議第81号平成25年水俣市一般会計補正予算の減額修正案に対し、反対の立場で討論いたします。

御承知のとおり、水俣市が目指す環境モデル都市推進に合致する古紙リサイクル事業の取り組みを手がけるとして、平成23年9月に議長立ち会いのもと、市長と田中商店との間に立地協定の調印がなされました。水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づき、4たび提案されることになりました補助金の2,500万円を出すべきではないとする修正案であります。

これまで各議員から指摘があった点は、地元同業者の理解が得られていない、あるいは地元企業にも同じような補助金制度をつくり、同業者も準備ができるまで古紙リサイクル事業を1年間延ばしてほしい、そして、随意契約の覚書は、一企業に偏り不平等であり、市民も納得していない、などありました。

確かに、随意契約、覚書については、法的に何ら問題はありませんが、同業者に対し、事前調査や配慮が足りなかったことは事実であります。混乱を招いたことにつきましては、深く反省をされ、何度も陳謝もされております。このことは3月議会において、市長の給与の減額に関する条例を全会一致で議会としても可決し、理解を得ているものであります。

同業者にも数回の説明会を重ね、市としても最大限の努力を重ねてきました。覚書についても田中商店より白紙撤回があり、以前と同じ入札となっているわけであります。このようなことからして、これまでの経過、そして現時点では、一企業に偏り不平等であるとは言えないはずです。同じ土俵に乗っているはずです。

市と協定を結び、市を信用し設備投資をされ、5名の雇用もされて、すでに操業を開始されている同社に対して補助金を出せないということは、企業の信頼や世間体、信用まで失わせることになります。このようなことから、逆にこの企業からしてみれば、極めて不平等であると言わざるを得ません。

水俣への企業誘致支援、雇用の創出、地域経済の発展を願って制定された本要綱であります。法的には何ら問題がないにもかかわらず、それぞれの思いや感情によって否決されるようなことは、決してあってはならないことだと思っております。

市としても、昨年8月に地場企業新産業・雇用創出促進補助金制度を設置したり、今年6月には水俣市くまもとグリーン保証制度の補助金制度も制定いたしました。このような補助金制度の

有効活用と、企業努力とが相まって地域経済の発展になるわけです。そしてひいては固定資産税、法人税、市民税などの貴重な税収として戻ってくるわけであります。

今後とも企業誘致や地場企業への支援策を、強力に進めていかなければならぬこの時代にあって、4度の否決など前代未聞です。このようなことは絶対に避けなければなりません。大きな不信感を与えててしまうことになります。誘致企業も二の足を踏むことは必至であります。

議員各位の良識ある判断をお願いし、この減額修正案に対しての反対討論を終わります。

○議長（大川末長君） 次に、江口隆一議員。

○江口隆一君 議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号修正案並びに議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号修正案に賛成の立場で討論をいたします。

地方自治体は二元代表です。市政を執行する責任は市長にありますが、市政の重大問題で賛否の判断を下すのは、市議会以外にはありません。この誘致企業立地促進補助金が否決された以上、市の本意とするところではなかったにしても、その議決を尊重することが行政としての責任です。

しかし、行政側が否決後も中身もそのままで繰り返し提案し、この問題に固執してきました。

総務省のホームページから引用すれば、この行為は議会から不信任決議案を出されても仕方がないほどの行為だと記されており、まさに議会制民主主義に対する背信行為です。

本来、水俣市民の誰に対しても公平・公正・公明であるべきはずの行政が、特定の一業者に対し便宜を図るような行為は、当然許されない行為であります。

もともとこの誘致企業立地促進補助金の支出根拠は、市民、議会のあざかり知らぬところで秘密裏に進められた覚書がもととなっており、例え覚書を白紙に戻したからといって、市民の疑念を晴らしたことにはなりません。

企業が要望すれば覚書を結ぶような親密な関係にある企業に対し、今の段階で補助金をつけることは、市民の理解を得られぬ状況にあります。

また、否決されたにもかかわらず何度も市議会に提案される姿勢は、市民、議会を軽んじ、企業側に重きを置いているとも取られかねない行為であり、市民の不安を大きく助長することにもつながっています。

中には、条例、法令を遵守しているので問題はないというお話もありますが、もととなつた覚書に対し、正式な回答は弁護士からは得られてもおらず、この点も明確に証明されていません。

そもそも議会は、憲法上の機関であり、自治体の最高意思決定機関として独立性と自主性を有しており、法令を守っていれば認めなければいけないとは、議会の権利を放棄するだけではなく、お選びいただいた有権者に対する裏切りにも値する考えです。

何度も申し上げますが、多くの水俣市民の知る権利を守り、行政並びに議会が公平・公正・公明を確保し、市民の信頼を得るために説明責任を果たし、潔白を証明する必要があります。

また、今議会での塩崎議員の一般質問に対する市長答弁では、誘致企業立地促進補助金の必須条件でもある新規雇用5人については、把握していないと答弁されておられます。申請の中身を知らずに補助金を出そうとする姿勢は、あってはならないことであり、また、議員の質問に対し、わからない、調べていない等の対応は、誠意を欠く行為どころか議会軽視であり、この案件の不透明さ、市政の私物化の疑惑が深まるばかりであります。

このような理由から、誘致企業立地促進補助金は認めるべきではなく、修正案に対する賛成の討論をこれで終わります。

○議長（大川末長君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号及びそれに関連して議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号について、修正案が提案されておりますけれども、修正案に反対の立場から討論を行います。

今、何人かの方がこの修正案に賛成・反対の討論がございました。説明責任が果たされてない、あるいは疑惑にまみれているという話もありましたけれども、この4回にわたる議会での一般質問などによって、私は質問・答弁によってこれは解明してきたというふうに考えています。

立地促進についても、議長立ち会いの上で立地促進の協定は結ばれています。

それから、今討論ございました、行政責任は、議会で否決されたら、それで再び出してくるなどというのは、議会制民主主義に反するという議論ございましたけれども、法律や条例がある以上、それに基づいて、その時の議会が否の判断をしたとしても、行政府のほうはそれに基づいて提案をする。なぜならば条例は議会がつくったものだからです。ということで、業務を遂行するのは当然のことでありまして、この間、4回出されたのは、これは法令違反でも何でもないというふうに私は考えます。

現在の雇用人員がわからないというのは、当初、誘致企業立地促進補助金そのものは、要綱で定めたものが担保されているかどうかということを確認した上で出されているものでありますて、現在何人なのか、5人なのか、6人なのか、7人なのか、現時点で今何人かと言われたら、それは答えようがない、というのも、それは答弁のとおりであるというふうに私は思います。

覚書については、この間、議論ございましたように、確かに特定の業者さんとの間での覚書でありますて、これは透明性に反するということで、自らこれは破棄されたという経過もございまして、これはこれで大変よかったですというふうに私も思っています。

それで、行政を進められる上で、あるいは政策を進められる上で、公正であり、公平であるということは、そのとおりで、万人も認めるところであるというふうに私も思います。

その上で、改めて議会の役割とは何なのかという立場に立ち返ることが必要なのではないかと

いうふうに私は思います。

今回の場合は、冒頭申し上げましたように、私たち自身が議会でつくった条例に照らして、それが適切かどうかということを判断することだろうと思います。それに伴って幾つかの疑惑が持たれる案件があったら、それは議会の議論の中で解明していく、そして明らかにしていく、それが一定担保されたら、条例どおり執行するというのが、私たち議会の立場かなというふうに思っています。

それで、今回の件で言いますと、幾つかの処置のことを申しましたけれども、覚書そのものは破棄されておりまし、同時に混乱の責任を取るという形で、自らの給与についても市長は減額されました。けじめをつけられたというふうに捉えていいと思います。そして、これについては議会も同意してまいりました。同意してきたということは、公平・公正性を確保する、そういう措置が取られたということを判断したと私は思っています。

議会の規範は、市の最高議決機関である議会がつくった条例に、執行部が提案されているものに合致しているかどうか、そして公平・公正性が担保されるような措置が現在条例等において可能な限りされているかどうか、そのことを見極めることだというふうに私は思います。今回は可能な限りの措置が取られているというふうに私は判断します。

補助金は要綱に基づいて肅々と支給されるべきものであります、それが議会の規範からも正当であると私は思います。

よって、原案どおり補助金支給は執行されるべきものであり、修正案については反対であります。

以上です。

○議長（大川末長君） 次に、高岡利治議員。

○高岡利治君 自民党創水会の高岡でございます。

私は、議第72号及び議第81号の修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の件は、以前から市が集める古紙を処理する事業に当たって、現在はすでに廃業している古紙の回収業者が長年にわたり、随意契約による1社独占で処理を行っていたことから、行政が行う仕事として公平性を欠くのではないかとの意見が他の業者から上がってきたことと聞いております。そこで市としては、公正・公平性を保つために現在の入札制度に切りかえ、現在に至っていると理解をしています。その公正・公平に行われていた入札制度を破棄し、今回問題になっている企業に対し、優先的に古紙を払い下げる随意契約の覚書を、平成23年3月に結んだことから今回の問題は始まっております。

市の言い分としては、誘致企業立地促進補助金の要綱に合致している、環境モデル都市として古紙のリサイクルができる、雇用が発生する等の理由から、平成24年の4月からその企業1社に

随意契約による古紙の払い下げを決定しました。

今回の事業が全くの新規で、地元企業にはできない事業ならばいざ知らず、古紙をプレスする機械を所有する会社でなければならないとの理由で、地元にはプレス機を持つ事業所はないなどと、十分な市場調査もしないまま議会でも答弁しています。

実際は、地元企業にもプレス機を持つ会社が2社存在をするなど、ずさんな調査内容であり、明らかに覚書を交わした企業ありきで、当初から話が進められてきたとの疑惑を持たれても仕方のない内容と言わざるを得ません。

ましてや、今まで公正・公平な入札制度を取り、長年地元企業として市や市民のために貢献をしてきた地元企業を切り捨てるような施策を行うことが、行政として本当に正しいことなのか私には到底理解できません。

我々議会は、こうした行政の過ちを正し、市民生活の向上や税金の使われ方を厳しくチェックするのが本来の仕事であるはずなのに、今回のように何の疑問も問題意識も持たず、ただ安易に執行部に追従するだけの議会や議員がいるとするならば、議会の存在意義はなく、今世間で言われているような議会不要論が出てもいたし方ないことだと思います。

私が言うまでもなく、議員はそれぞれの信念に基づいて活動し、市の発展や市民のためにという基本姿勢のもとに活動するものだと思っております。

決して打算で動く議員がいないことを祈るばかりです。

以上のような点から、たとえ誘致企業立地促進補助金の要綱に合致しているとはいえ、今まで公正・公平に行われていた入札制度を破棄し、頑張る地場企業を排除するような覚書を結んだ今回の市の提案は、到底承服できるものではありません。

また、今回の提案は過去において3度否決されているにもかかわらず、4回目の提案がなされるなど、異常な事態となっております。

このような問題を解決し、市民の理解を得るためにも、今後、特別委員会や百条委員会の設置も視野に入れなければならないことを申し添え、今回の修正案に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（大川末長君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第65号水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第71号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまで、7件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決あります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第72号平成25年度水俣市一般会計補正予算第3号を採決します。

本件に対する総務産業委員長の報告は修正でありますので、まず総務産業委員会の修正案を採決します。

修正案に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第73号平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号から、議第78号字区域の変更についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、議第81号平成25年度水俣市一般会計補正予算第4号を採決します。

本件に対する総務産業委員長の報告は修正でありますので、まず総務産業委員会の修正案を採決します。

修正案に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大川末長君） 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決しました。

○議長（大川末長君） 次に、陳第14号防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第80号 平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第86号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 請第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第79号 平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について

- 1 議第83号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第84号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第85号 平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 請第1号 「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について
- 1 陳第1号 久木野地区における入居施設整備に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（大川未長君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川未長君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年9月13日

総務産業常任委員長 淳上道昭

水俣市議会議長 大川未長様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第80号	平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第86号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	慎重審査を要するため
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	----------------------------------	----------------

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年9月13日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
議第79号	平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第83号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第84号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第85号	平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について	慎重審査を要するため
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会規則第111条の規定により申し出ます。

平成25年9月12日

議会運営委員長 福田 齊

水俣市議会議長 大川末長様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第18 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第19 意見第2号 地方税財源の充実確保を求める意見書について

日程第20 意見第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について

○議長（大川末長君） 日程第18、議第87号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第20、意見第3号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書についてまで、3件を一括して議題とします。

議第87号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成25年9月19日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市大川956

氏 名 寺床 直子

生年月日 昭和20年7月25日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第2号

地方税財源の充実確保を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年9月19日

提出者

議会運営委員会

委員長 福田 齊

水俣市議会議長 大川未長様

(別紙)

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2、地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5対5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 新藤義孝様
内閣官房長官 菅義偉様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 甘利明様

意見第3号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年9月19日

提出者

議会運営委員会

副委員長 江口隆一

水俣市議会議長 大川末長様

(別紙)

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税串の特例措置」が平成24年10月に導入されました。使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢

にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

水俣市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 新藤義孝様
農林水産大臣 林芳正様
環境大臣 石原伸晃様
経済産業大臣 茂木敏充様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様

○議長（大川末長君） 順次提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議第87号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、寺床直子委員の任期が本年12月31日をもって満了となります。引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格識見や中立公正さともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第87号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第2号提出者代表議会運営委員長福田斉議員。

（議会運営委員長 福田 斉君登壇）

○議会運営委員長（福田 斉君） 地方税財源の充実確保を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に發揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2、地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5対5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

水俣市議会

全会一致の御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（大川末長君） 次に、意見第3号提出者代表議会運営副委員長江口隆一議員。

（議会運営副委員長 江口隆一君登壇）

○議会運営副委員長（江口隆一君） 意見第3号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について、提出者を代表して案文の朗読をもって提案理由といたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されましたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策など地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推

進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」により税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

水俣市議会

以上、全会一致の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（大川末長君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本3件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第87号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（大川末長君） 次に、意見第2号地方税財源の充実確保を求める意見書について及び意見第3号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について、以上2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも原案のとおり可決しました。

日程第21 議員派遣について

○議長（大川末長君） 日程第21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第253回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る

派遣場所 合志市

派遣期間 平成25年10月15日(火)～16日(水) 2日間

派遣議員 高岡利治議員

経 費 既決予算の中から支出

○議長（大川末長君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（大川末長君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（大川末長君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成25年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 大川末長

署名議員 西田弘志

署名議員 真野頼隆

平成25年9月第3回水俣市議会定例会（8月30日～9月19日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第65号	水俣市職員退職手当支給条例及び水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第66号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第67号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第68号	水俣市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第69号	水俣市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第70号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第71号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第72号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8月30日	各 委	9月19日 修正可決	
議第73号	平成25年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第74号	平成25年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第75号	平成25年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第76号	平成25年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第77号	平成25年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	8月30日	厚生文教	9月19日 原案可決	
議第78号	字区域の変更について	8月30日	総務産業	9月19日 原案可決	
議第79号	平成24年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月30日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第80号	平成24年度水俣市水道事業会計決算認定及び剩余金処分について	8月30日	総務産業	9月19日 継続審査	
議第81号	平成25年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	9月12日	総務産業	9月19日 修正可決	

議第82号	平成24年度水俣市一般会計決算認定について	9月12日	一般会計 決算特別	9月12日 継続審査	
議第83号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第84号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第85号	平成24年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月12日	厚生文教	9月19日 継続審査	
議第86号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月12日	総務産業	9月19日 継続審査	
議第87号	人権擁護委員候補者の推薦について（寺床直子君）	9月19日	省 略	9月19日 異議なし	

[意見書]

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第2号	地方税財源の充実確保を求める意見書について	9月19日	省 略	9月19日 原案可決	
意見第3号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書について	9月19日	省 略	9月19日 原案可決	

[報 告]

番 号	件 名	報告月日
報告第13号	専決処分の報告について	8月30日
報告第14号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月12日

[継続調査]

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月19日	総務産業	9月19日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月19日	厚生文教	9月19日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月19日	議会運営	9月19日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請　願〕

受理番号	件　　名	代表者の住所 及　び　氏　名	付託委員会	提案月日	結　末
請第2号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について	水俣市桜ヶ丘 1-25 石牟礼 智	総務産業	9月12日	9月19日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件　　名	代表者の住所 及　び　氏　名	付託委員会	提案月日	結　末
請第1号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書提出に関する請願について	熊本市中央区 神水1-30-7 國宗 直	厚生文教	5月31日	9月19日 継続審査
陳第2号	携帯電話基地局設置に関する条例の制定を求める陳情について	水俣市江添1072 友田 好二	総務産業	6月13日	9月19日 継続審査
陳第1号	久木野地区における入居施設整備に関する陳情について	水俣市久木野 621 寒川 忠行	厚生文教	2月25日	9月19日 継続審査
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	総務産業	平成23年 12月8日	9月19日 不採択